

熊谷市営籠原八平前住宅５・１５号棟解体工事

建 築 工 事		電 気 設 備 工 事		機 械 設 備 工 事	
図 面 番 号	図 面 名 称	図 面 番 号	図 面 名 称	図 面 番 号	図 面 名 称
KA－00	図面リスト	KE－01	電気設備工事特記仕様書	KM－01	機械設備工事特記仕様書（１）
KA－01	特記仕様書（解体その１）	KE－02	電気設備外構図	KM－02	機械設備工事特記仕様書（２）
KA－02	特記仕様書（解体その２）	KE－03	電気設備撤去平面図・北立面図（５号棟）	KM－03	機械設備工事特記仕様書（３）
KA－03	案内図・配置図	KE－04	電気設備撤去平面図・北立面図（１５号棟）	KM－04	配置図 給排水設備 撤去
KA－04	平面図・立面図・仕上表（５号棟）			KM－05	平面図 給排水設備 撤去
KA－05	平面図・立面図・仕上表（１５号棟）			KM－06	平面図 ガス設備 撤去
KA－06	平面詳細図（５号棟）				
KA－07	平面詳細図（１５号棟）				
KA－08	断面図１（５・１５号棟）				
KA－09	断面図２（５・１５号棟）				
KA－10	基礎伏図（５号棟）				
KA－11	基礎伏図（１５号棟）				
KA－12	躯体組立図１（５号棟）				
KA－13	躯体組立図２（５号棟）				
KA－14	躯体組立図１（１５号棟）				
KA－15	躯体組立図２（１５号棟）				
KA－16	躯体部品図１（５・１５号棟）				
KA－17	躯体部品図２（５・１５号棟）				
KA－18	浄化槽解体参考図				
KA－19	外構図				
備 考	・KA-04からKM-18は、解体対象となる住宅の竣工時設計図書及び復元図である。 解体工事の施工における、参考図とする。				

図 種	工 事 名		
KA	熊谷市営籠原八平前住宅５・１５号棟解体工事		
00	図 面 名	S:	NO SCALE
	図面リスト		
熊 谷 市 建 設 部 営 繕 課			

工事名

熊谷市営龍原八平前住宅５・１５号棟解体工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

熊谷市新堀1260番地ほか

2. 敷地面積

3. 工事種目
(建物概要)

5号棟

P C造

地上2階

170.96㎡

341.92㎡

15号棟

P C造

地上2階

158㎡

316㎡

合 計

328.96㎡

657.92㎡

4. 工事範囲

・5号棟・15号棟の解体工事

・上記解体工事に伴う機械設備工事及び電気設備工事一式

・樹木の伐採、伐根

・残置物の撤去

・解体跡地の整備

5. 工期

契約工期

契約日から令和8年2月27日まで

共通仮設費率の算定に用いる工期

令和7年11月1日から令和8年2月27日まで

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

現場施工に着手するまで

現場代理人の現場への常駐を要しない期間

現場施工に着手するまで

現場施工期間

契約日から令和8年2月13日まで

II 解体工事仕様

(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」により、それら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(2) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。

2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

○印と※の場合は、○のみを適用する

3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。

4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。

5) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。

6) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。

7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章

項目

特記事項

1

① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)(令和元年9月2日適用)
○埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領(令和2年4月1日改定)
○建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会)(令和5年1月改訂)
○建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)
○建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(平成29年4月1日改正)
○埼玉県建築工事実施要領(令和5年版)
○地盤変動影響調査認定要領(令和5年4月1日適用)

○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)(令和元年9月2日適用)
○埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領(令和2年4月1日改定)
○建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会)(令和5年1月改訂)
○建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)
○建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(平成29年4月1日改正)
○埼玉県建築工事実施要領(令和5年版)
○地盤変動影響調査認定要領(令和5年4月1日適用)

② 官公署その他への
届出手続き等

解体工事の通知書の提出等
※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)第11条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。
※上記通知書の各事項(変更がある場合は、変更後の内容)について、下請業者に周知徹底すること。

③ 条件明示事項

保険の種類
※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

④ 工事実績情報の登録

行う

⑤ 工事の記録等

埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用
※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)
○対象外
注 工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。
注 電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。

⑥ 施工管理

※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。

⑦ 電気保安技術者

適用する

⑧ 施工条件

施工時間
・行政機関の休日に関する法律(第6391号)に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

下記以外は監督員と協議する。
・建設発生木材仮置場

2

① 騒音・粉じん等の対策

騒音・粉じん等の対策
※防音パネル ○防音シート
設置範囲及び高さ
※図示

② 足場その他

足場を設ける場合、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」(厚生労働省 令和5年12月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立・解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

墜落制止用具の使用は、「墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
・フルハーネス型墜落制止用具を用いる。

3

① 騒音・粉じん等の対策

騒音・粉じん等の対策
※防音パネル ○防音シート
設置範囲及び高さ
※図示

② 足場その他

足場を設ける場合、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」(厚生労働省 令和5年12月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立・解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

墜落制止用具の使用は、「墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
・フルハーネス型墜落制止用具を用いる。

4

① 一般事項

※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用(促進)計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(OCBERS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。
また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用(促進)実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1) 500m³以上の土砂を搬入する工事
(2) 500t以上の砕石を搬入する工事
(3) 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4) 最終工事請負金額が100万円以上の工事
(計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)

(b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

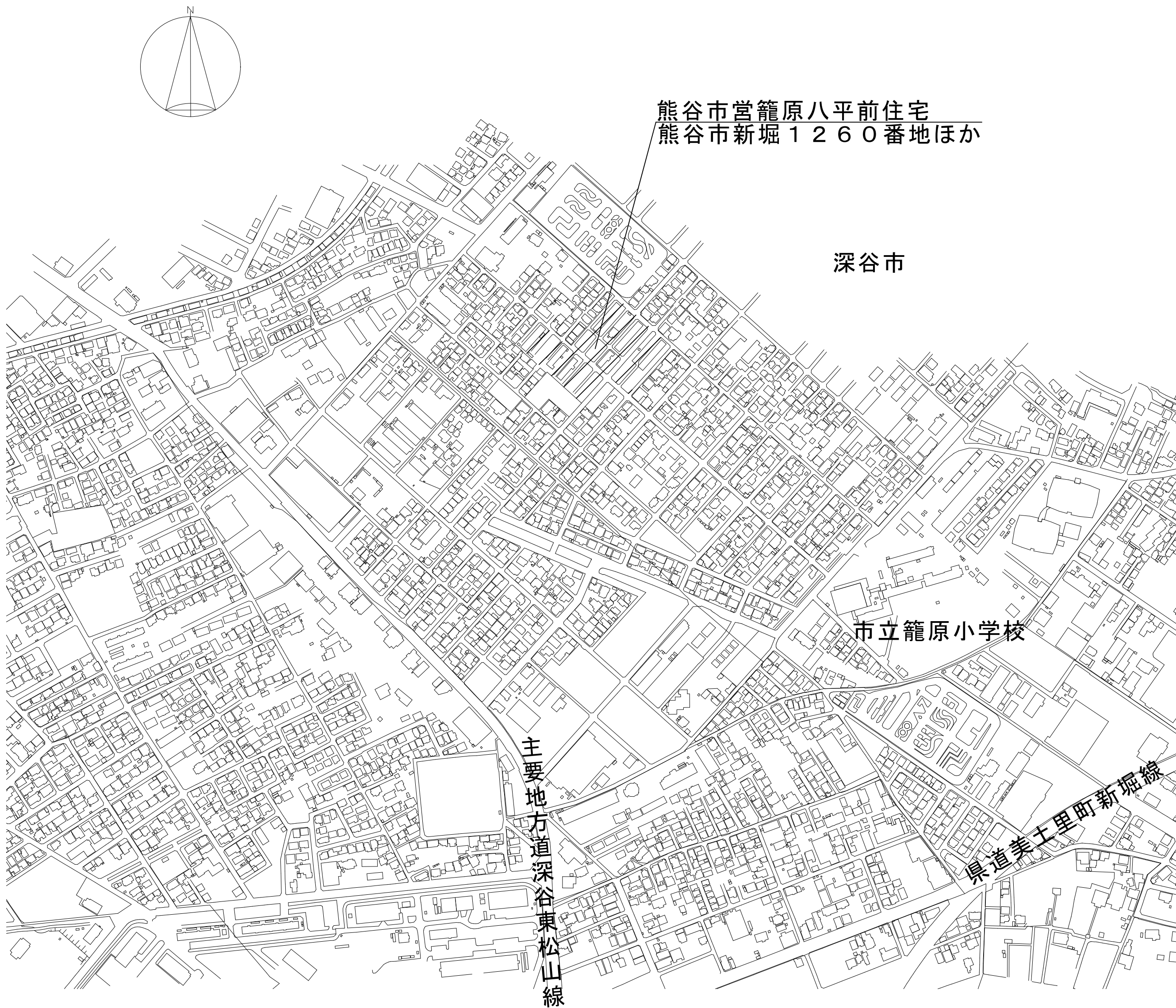
熊谷市建設部営繕課

日付
R07.09
等訂
R7.1(Ver. R6-2)

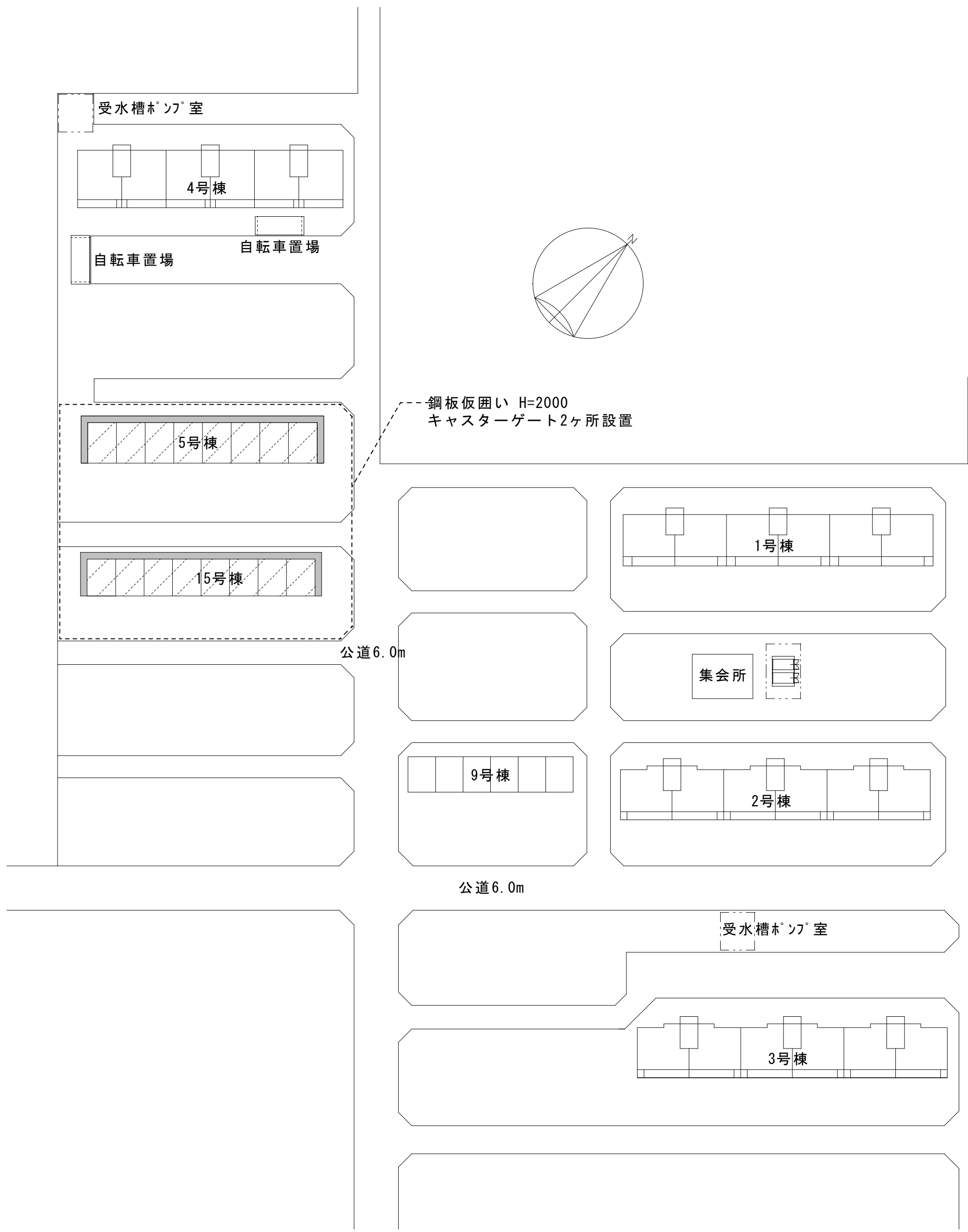
工事名称
熊谷市営龍原八平前住宅５・１５号棟解体工事
図面名称
特記仕様書(解体その1)

図面No.
KA-01

[illegible]



案内図



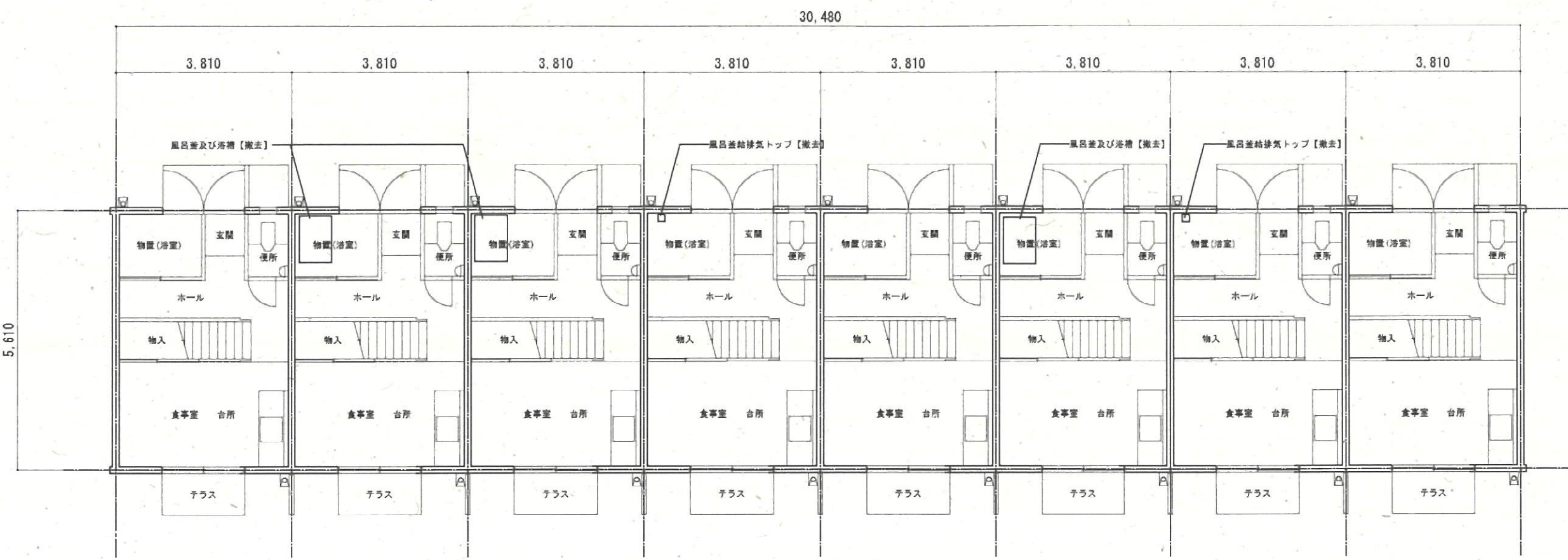
配置図 S=1:500

凡例

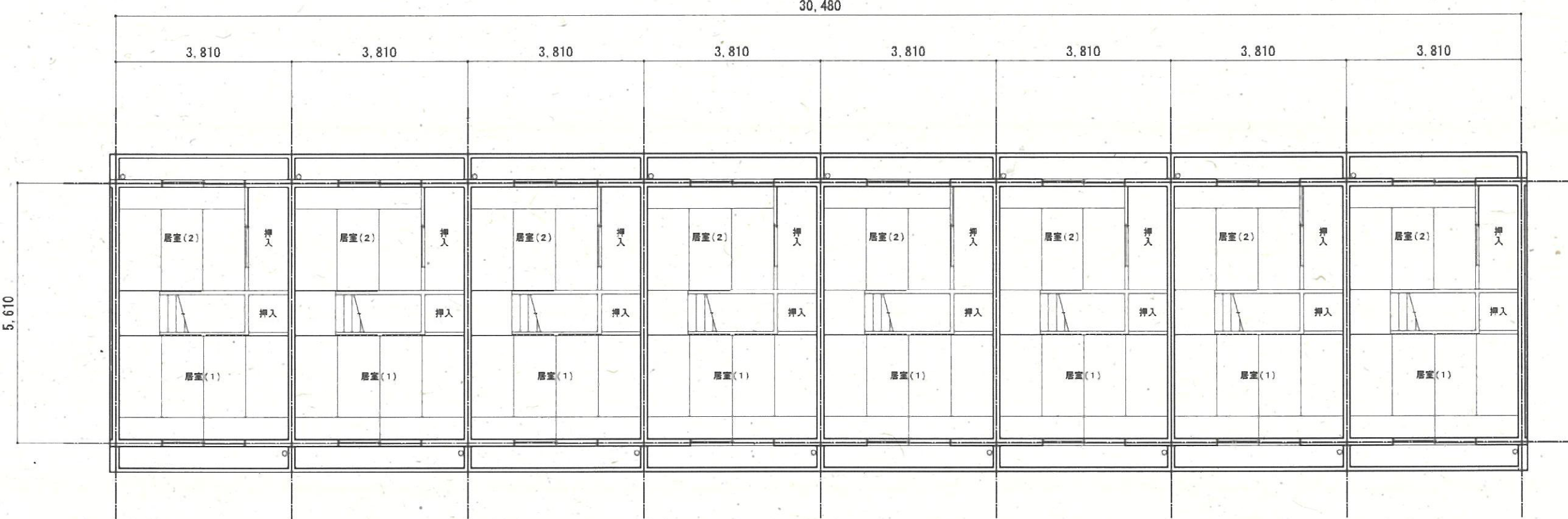
- 工事対象建物
- くさび足場(手摺先行方式) W600
- 防音シート

※仮設計画は参考とする。

図種	工事名	
KA	熊谷市営籠原八平前住宅 5・15号棟解体工事	
03	図面名	A1:S=1/500
	案内図・配置図	A3:S=1/1000
熊谷市建設部営繕課		



1階平面図 1/100



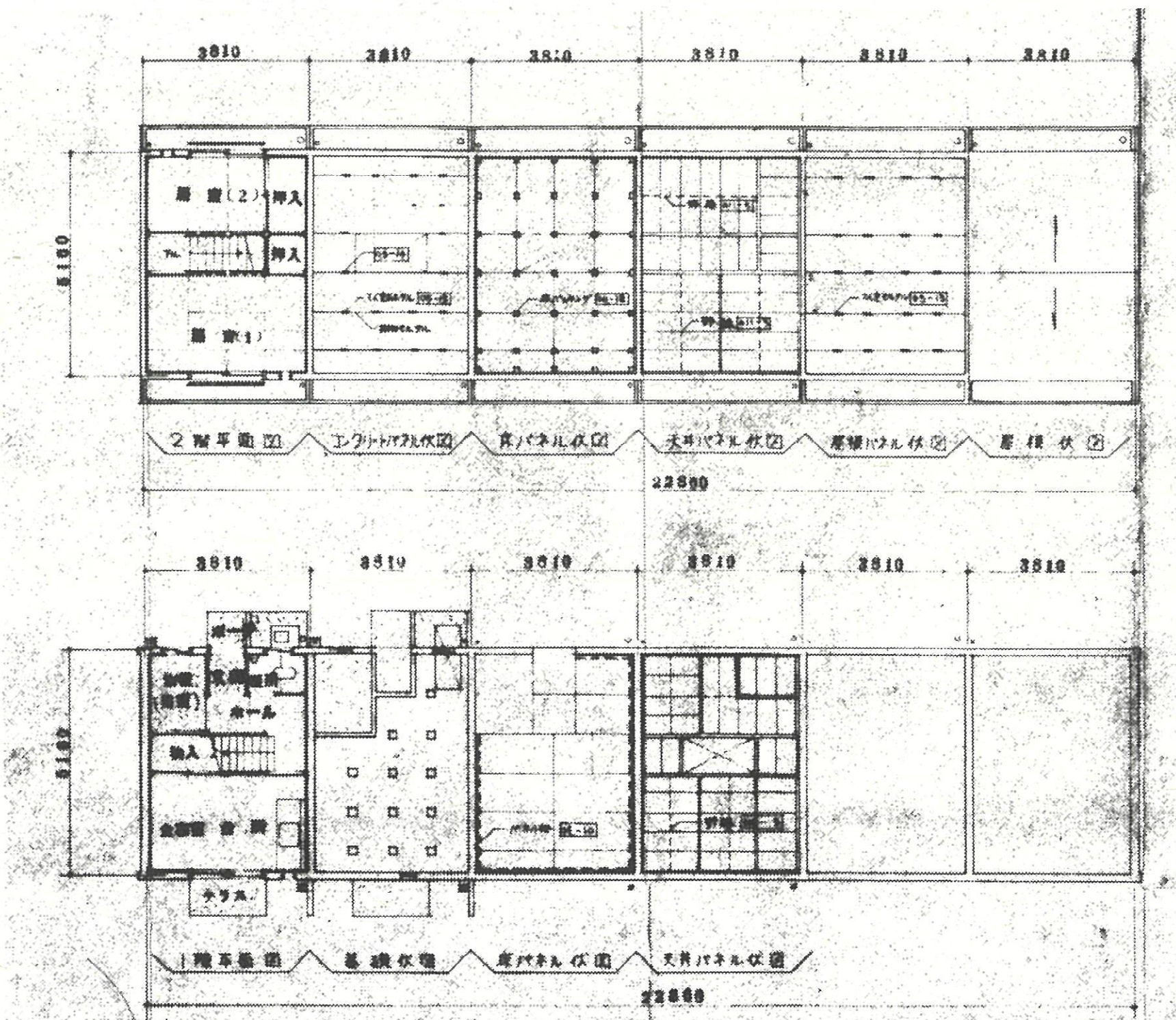
2階平面図 1/100

構造概要					
基礎	壁	床	屋根	備考	
鉄骨コンクリート打ち (現場打)	鉄骨コンクリート壁 (組立式)	2階床 全床 1階床 不連続床	鉄骨コンクリート床 (組立式)		

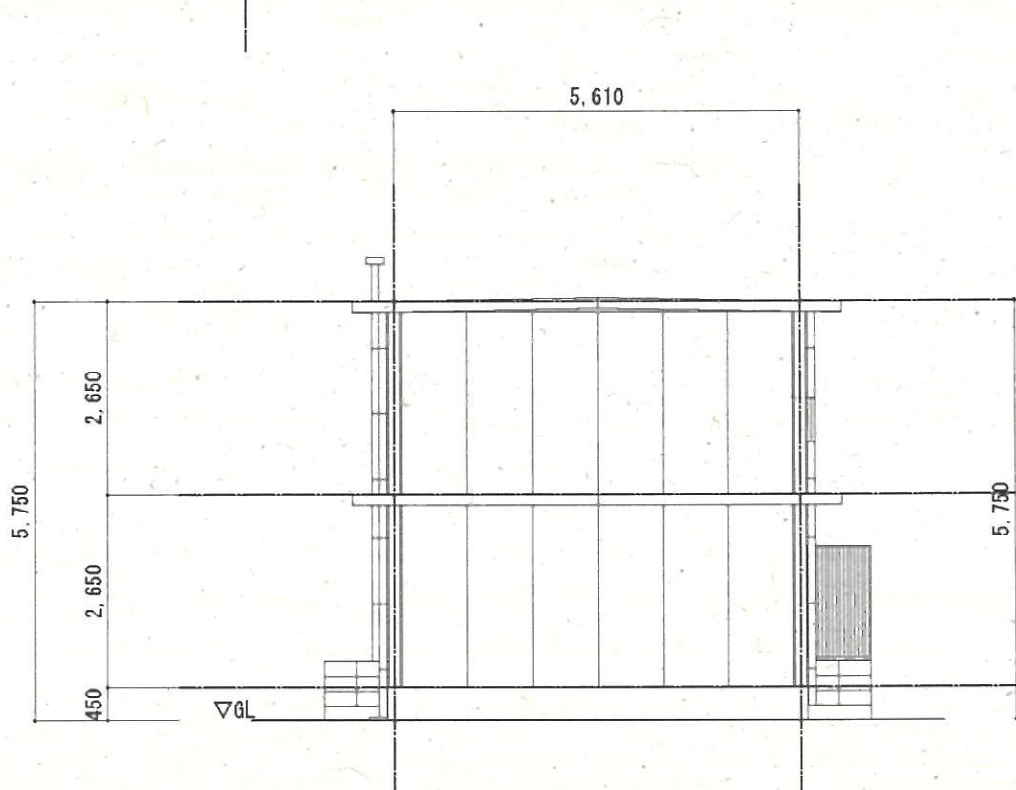
外部仕上表							
部	壁	屋根	軒裏	ポーチテラス	塀	塗装	備考
コンクリート打ち 床下埋立孔新設	吹付(吹付カラー) 組立目土コシケンケ	スーパージン 新設 SC-103P 吹付カラー 吹付カラー	吹付(吹付カラー) 天中炭素板新設	モルタル金網仕上 塩ビ板	塩ビ板	鉄部油塗ペンキ塗 木部油塗ペンキ塗	柱部油塗ペンキ塗 組立目土コシケンケ 吹付カラー

内部仕上表											
室名	床		巾木		壁		天井		造作材 塗装	備考	設備
	仕上	塗装	仕上	塗装	仕上	塗装	仕上	塗装			
玄関	モルタル塗	—	モルタル塗	—	—	—	CP-501	—	—	—	—
ホール	410 KP-411	—	木製	—	501	105	CP-501	107	—	—	—
1階 食事室	410 KP-411	—	木製	—	501	105	CP-501	107	—	—	—
浴室	モルタル塗	—	モルタル塗 (100mm厚)	—	604	VP	CPA-102	0P	0P	浴槽 KJ型 暖房ファンファン付KJ型 浴槽 洗面コシケンケ 浴槽 KJ型 手洗機	給排水
トイレ	410 KP-411	—	木製	—	501	105	CP-501	107	—	—	給排水
押入	4P-110	—	—	—	220	—	CP-100	—	—	巾着(ハセル)1段	—
2階 居室(1)	4P-103 4P-3-211	—	4P-2番	—	513	806	CPA-508A	—	—	暖房ファン付KJ型 暖房ファン付KJ型	—
居室(2)	4P-103	—	4P-2番	—	513	806	CPA-508A	—	—	全上	—
押入	4P-110	—	—	—	220	—	CP-100	—	—	巾着(ハセル)1段	—
階段	床板 木製 0.5V	—	274番 木製	0.5V	階段ファン付KJ型	0.5V	CP-501	107	—	階段床板ハードボード	—

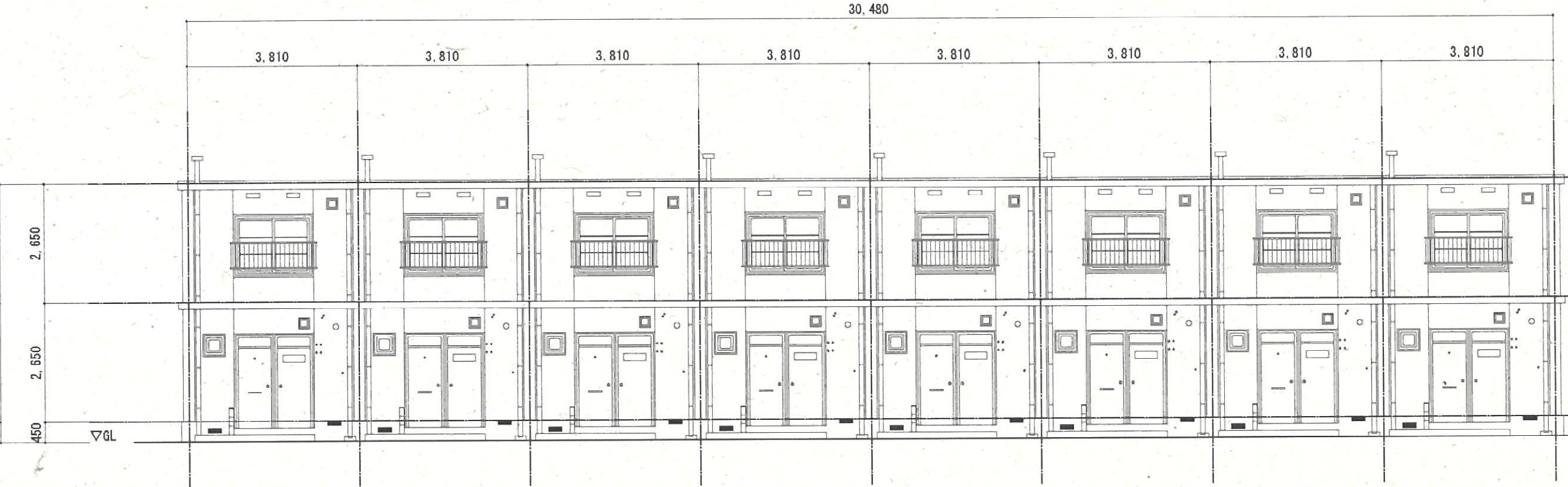
注上 100: フランネル 2.7mm 110: フランネル 2.7mm 120: フランネル 3mm 130: フランネル 4mm
501: 珪藻土 2.7mm 508A: フランネル 2.7mm
411: ハードランネル 4mm 404: 天板 4mm 220: モルタルボード ランネル
塗装: CP: チェルシヤ色 0.5V: 新設ファン付KJ型



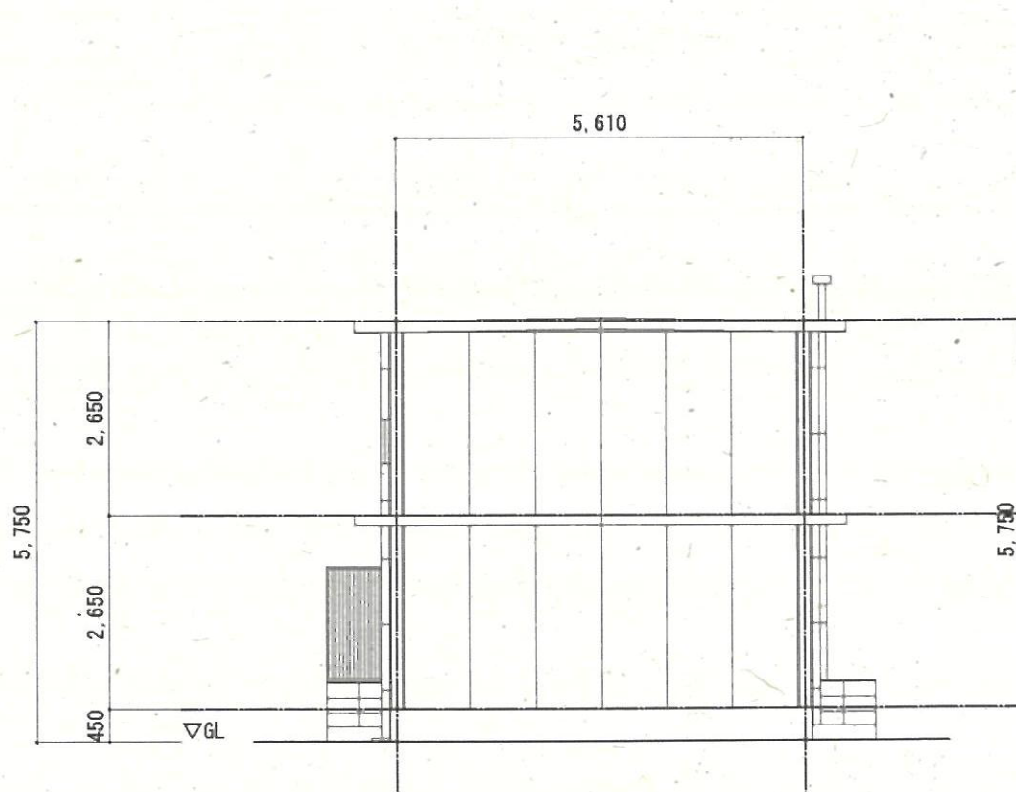
各階伏図 1/100



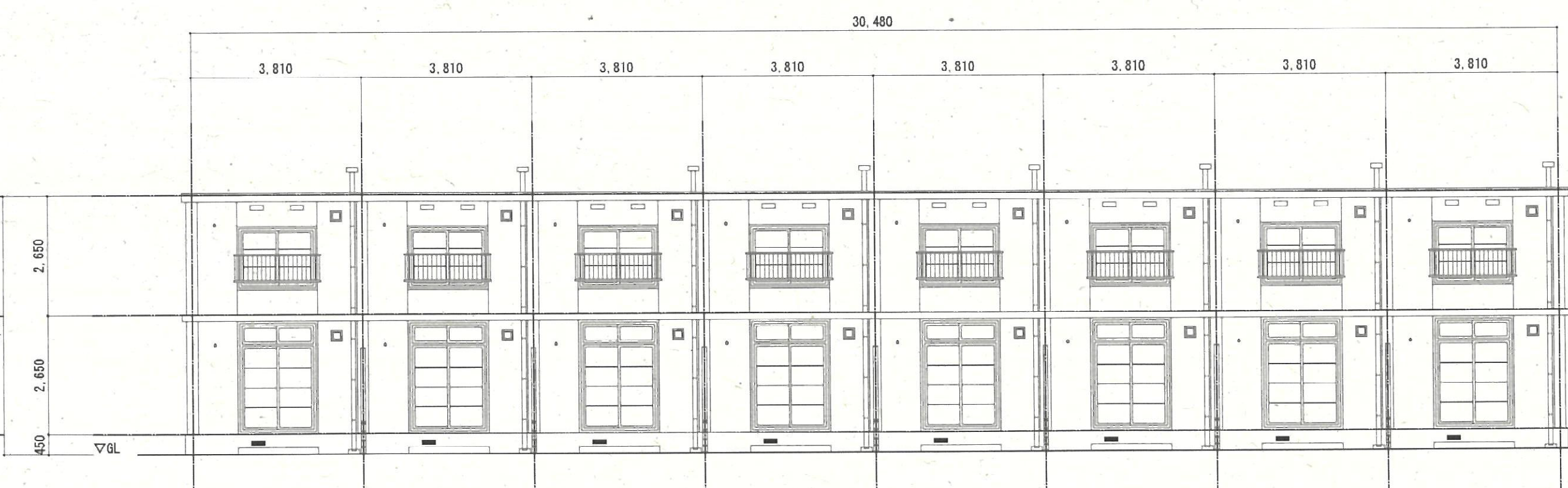
西立面図 1/100



北立面図 1/100



東立面図 1/100



南立面図 1/100

図種	工事名	
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事	
04	図面名	A1:S=1/100
	平面図・立面図・仕上表(5号棟)	A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

※大平板についてアスベスト含有建材として撤去処分する。
※工事敷地内に存する建築物・工作物・埋設物等全て撤去・処分とし、建物内にある残置物についてもすべて撤去・処分とする。



外部仕上表							
屋	壁	屋根	軒裏	ポーチアラス	掃	塗装	備考
コンクリート打設 床下埋込孔 2ヶ所	04c(鉄交カラー) 組立長地 コーキング	SUPER-TRAP TM 105 04c(鉄交カラー) 排水溝 1ヶ所 排水口 2ヶ所	04c(鉄交カラー) 天井直接取付 1箇所	モルタル金網仕上	塩ビ板	鉄部・木材等全端 木部塗装ウレタン	高気密高断熱工法 断熱材 CP 防カビ処理 水廻り Q5

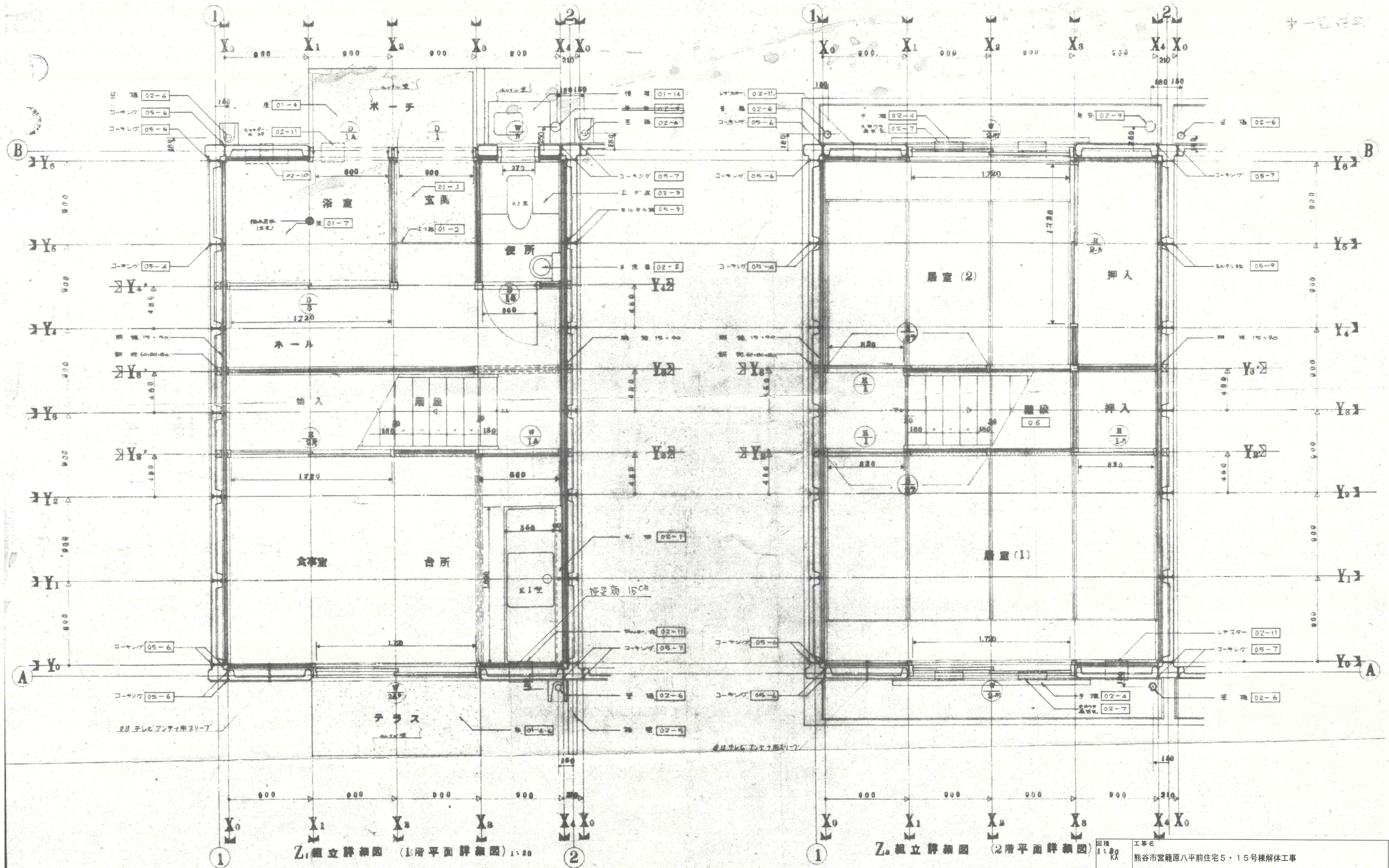
100: ラパン全球主編	27"	110: ラパン全球主編	5"	274: バドラン全球主編	6"	0.2P: 274P1250T100
102: ラパン全球主編	3"	201: 神楽坂舞踊全球主編	25"	626: 大平舞	5"	0.5P: 274E274P1250T100
108: ラパン全球主編	3"	202: 神楽坂舞踊全球主編	25"			

※工事敷地内に存する建築物・工作物・埋設物等全て撤去・処分とし、建物内にある残置物についてもすべて撤去・処分とする。



図種	工事名	
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅 5・15号棟解体工事	
05	図面名	A1:S=1/100
	平面図・立面図・仕上表 (15号棟)	A3:S=1/200

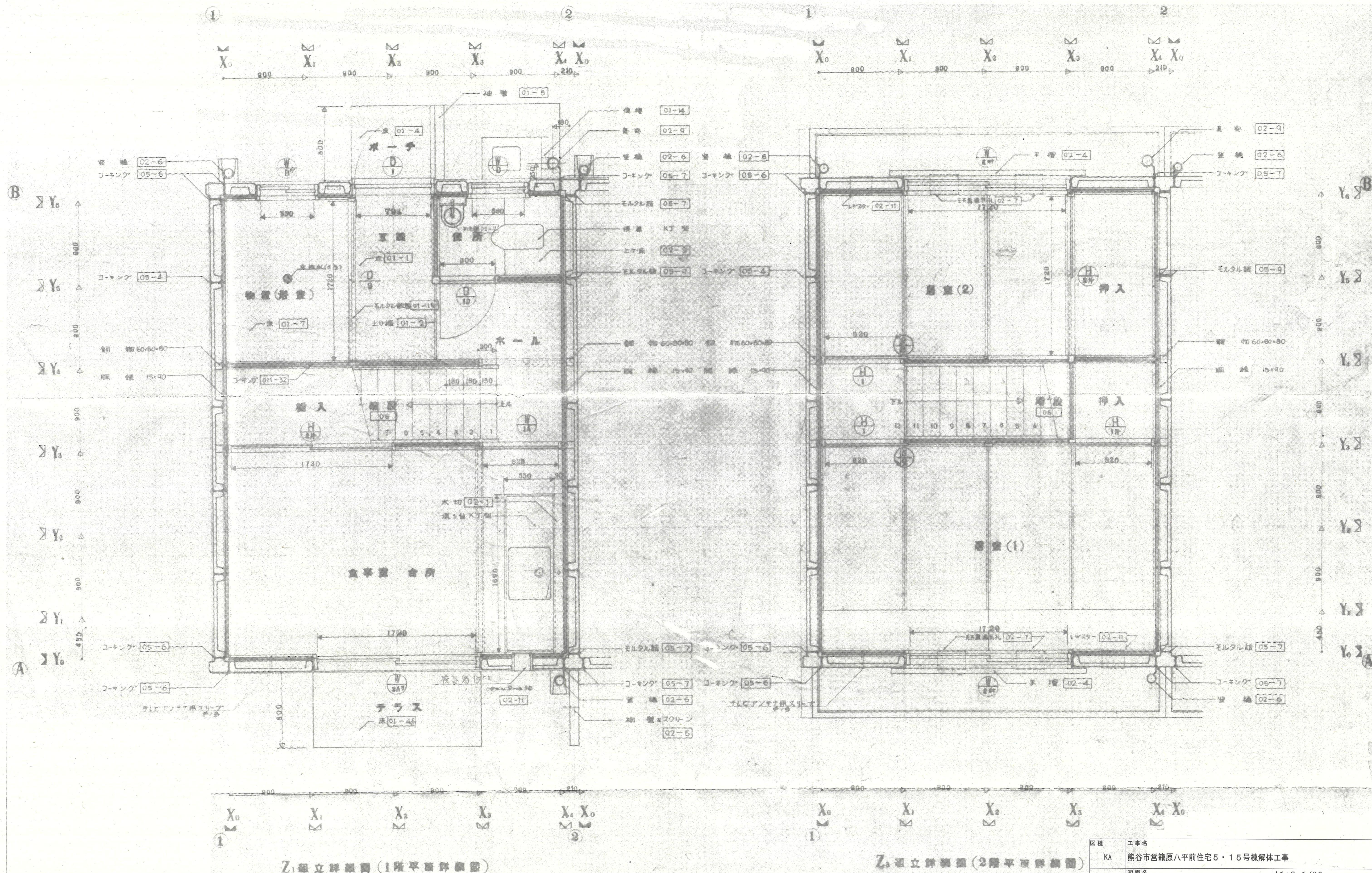
熊谷市建設部営繕課



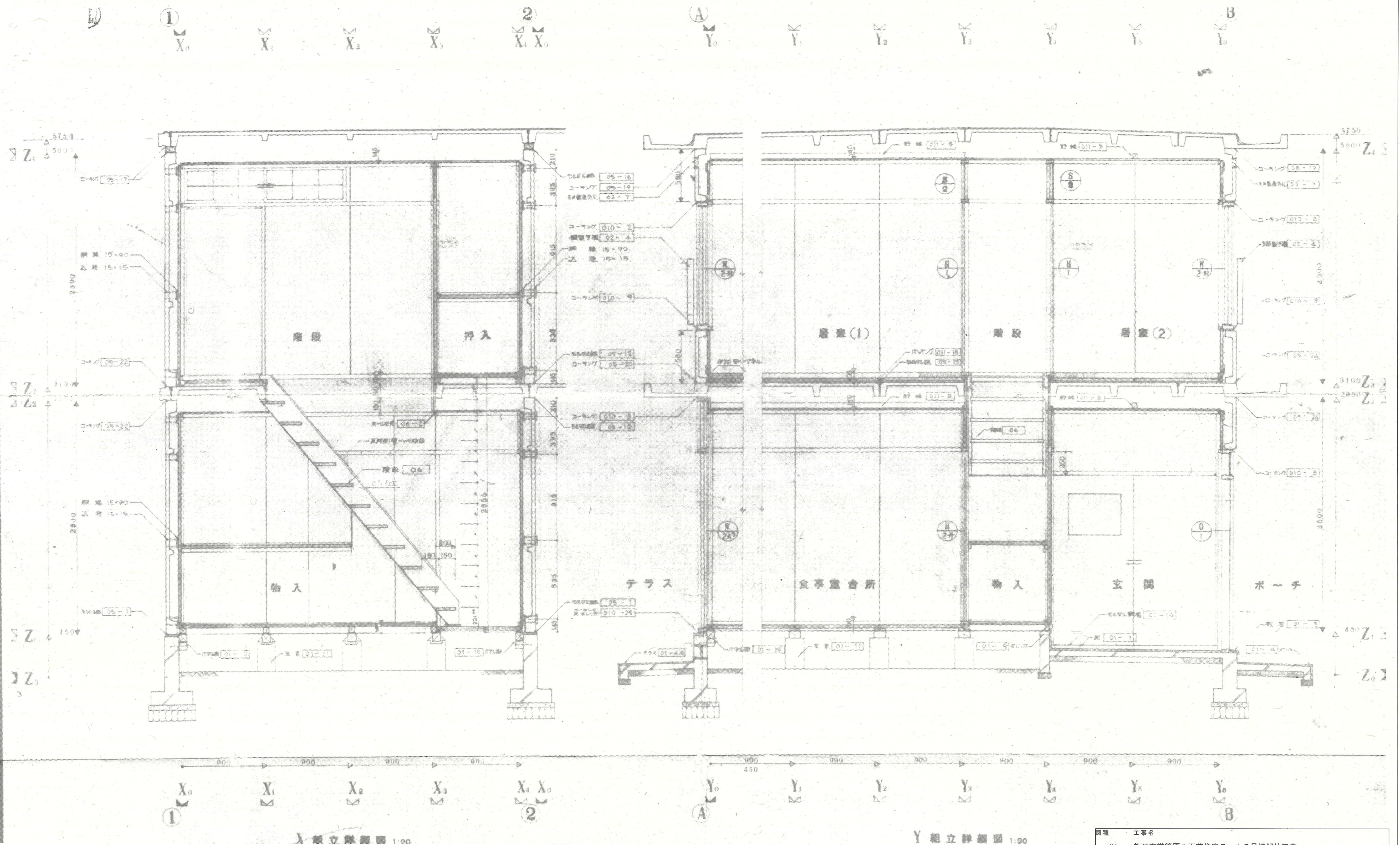
Z1 組立詳細図 (1階平面詳細図) 1/20

Z2 組立詳細図 (2階平面詳細図)

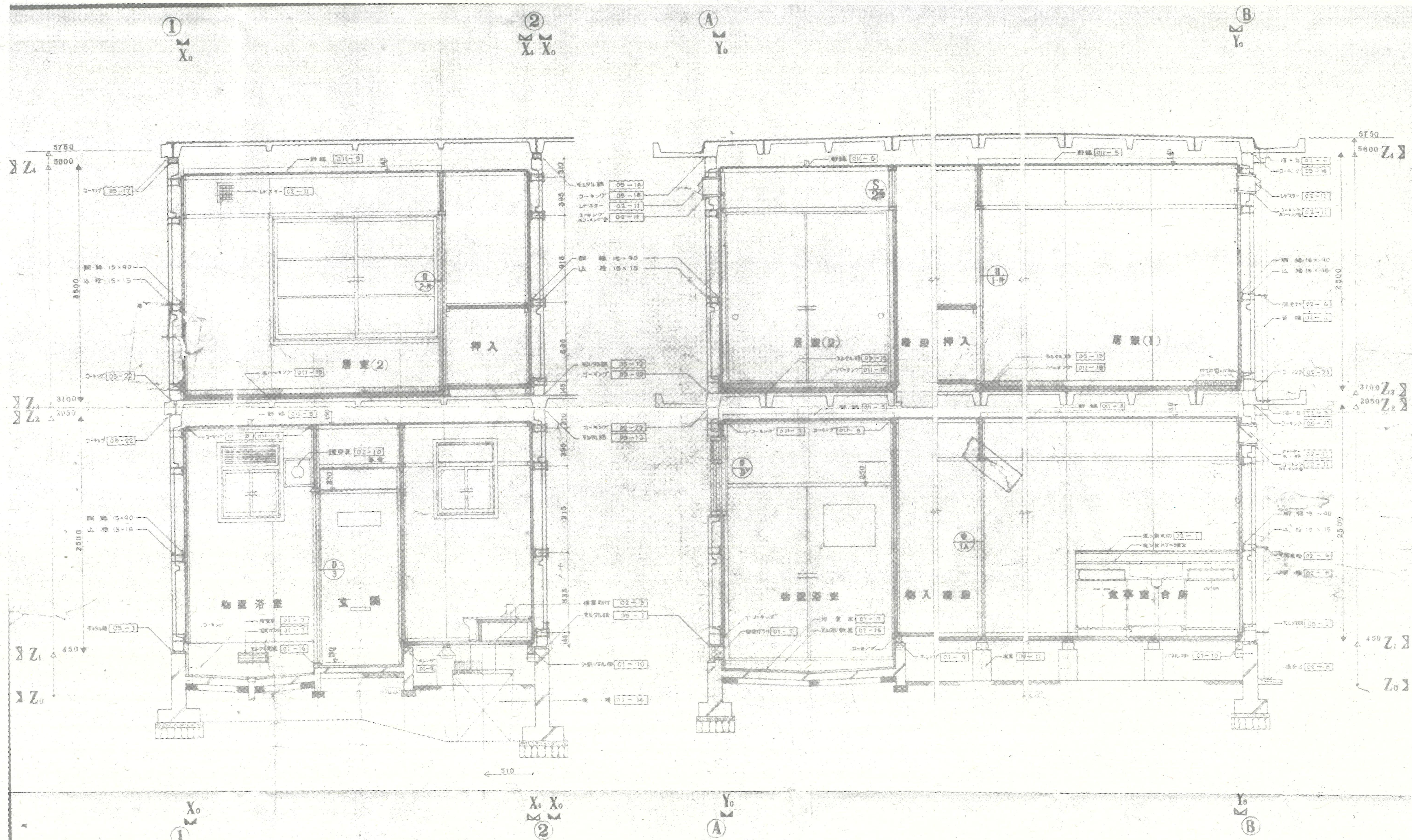
06	図名	工事名
	平面詳細図 (5号棟)	熊谷市宮原八平前住宅5・15号棟解体工事
		A1:S=1/20
		A3:S=1/40
熊谷市建設部営繕課		



図種	工事名	A1:S=1/20 A3:S=1/40
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事	
07	図面名	平面詳細図(15号棟)
熊谷市建設部営繕課		



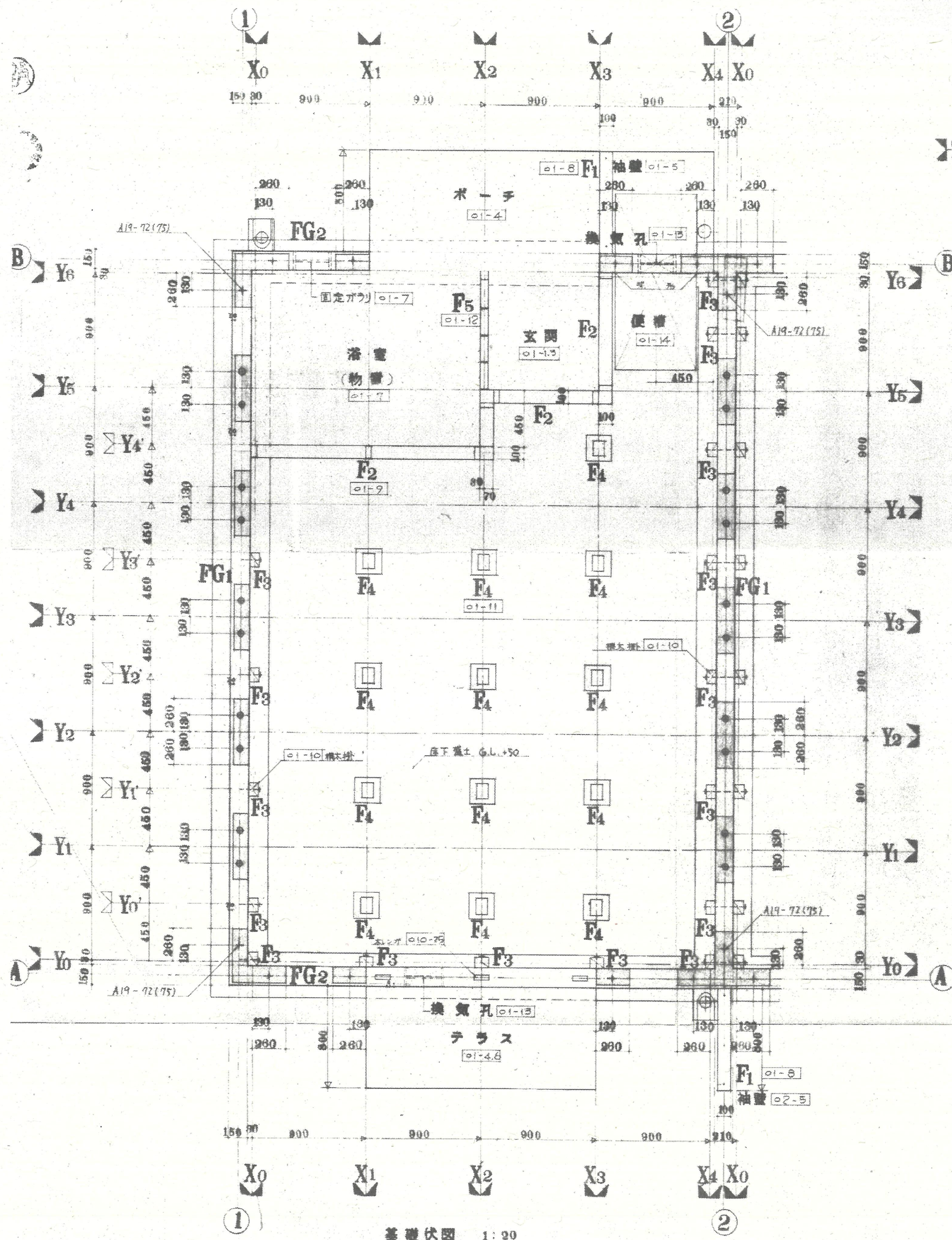
図種	工事名		
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事		
08	図面名	断面図1 (5・15号棟)	
		A1:S=1/20	A3:S=1/40
熊谷市建設部営繕課			



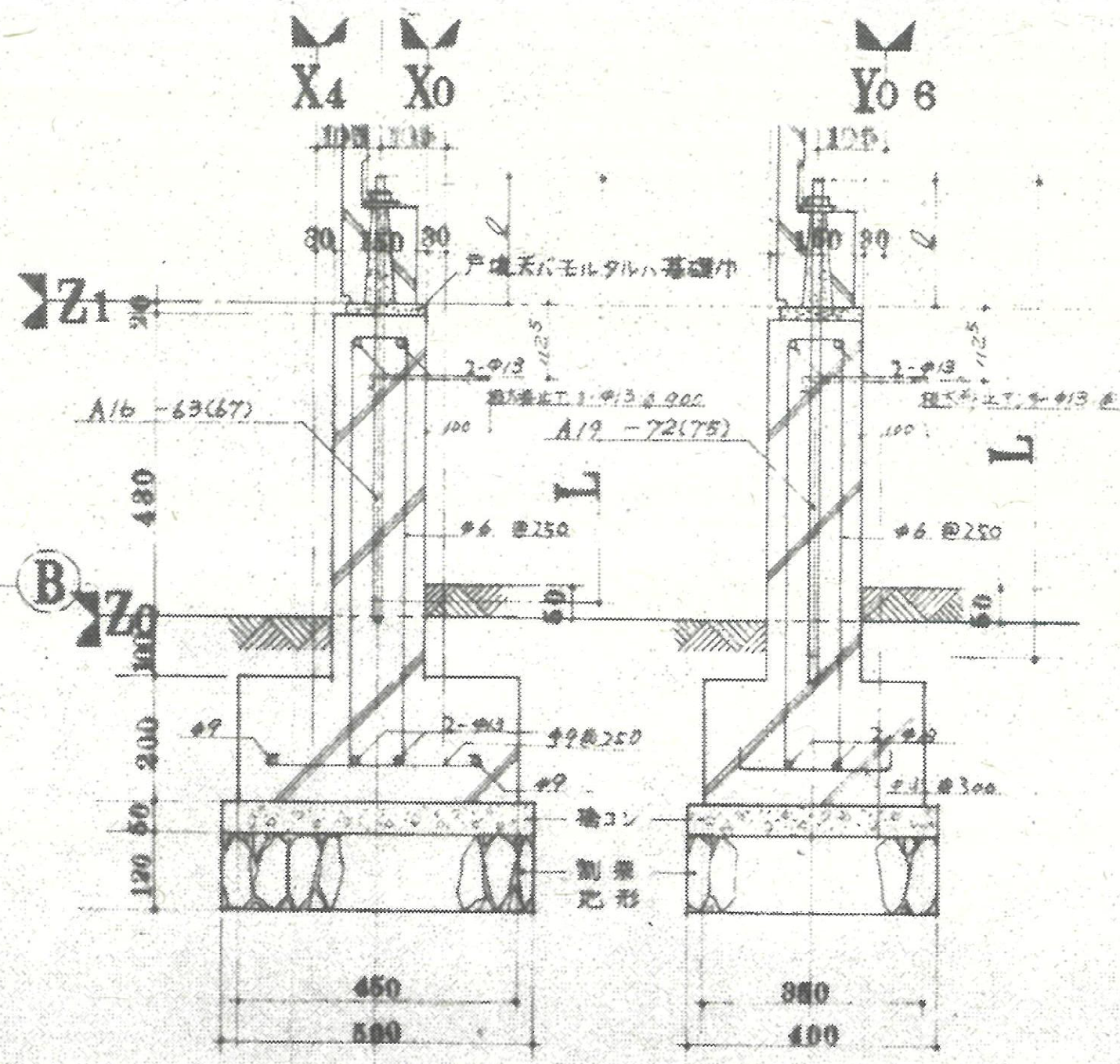
X 組立詳細図 1:20

Y 組立詳細図 1:20

図種	工事名	熊谷市営籠原八平前住宅 5・15号棟解体工事
KA	図面名	断面図2 (5・15号棟)
09		A1:S=1/20 A3:S=1/40
熊谷市建設部営繕課		



基礎伏図 1:20



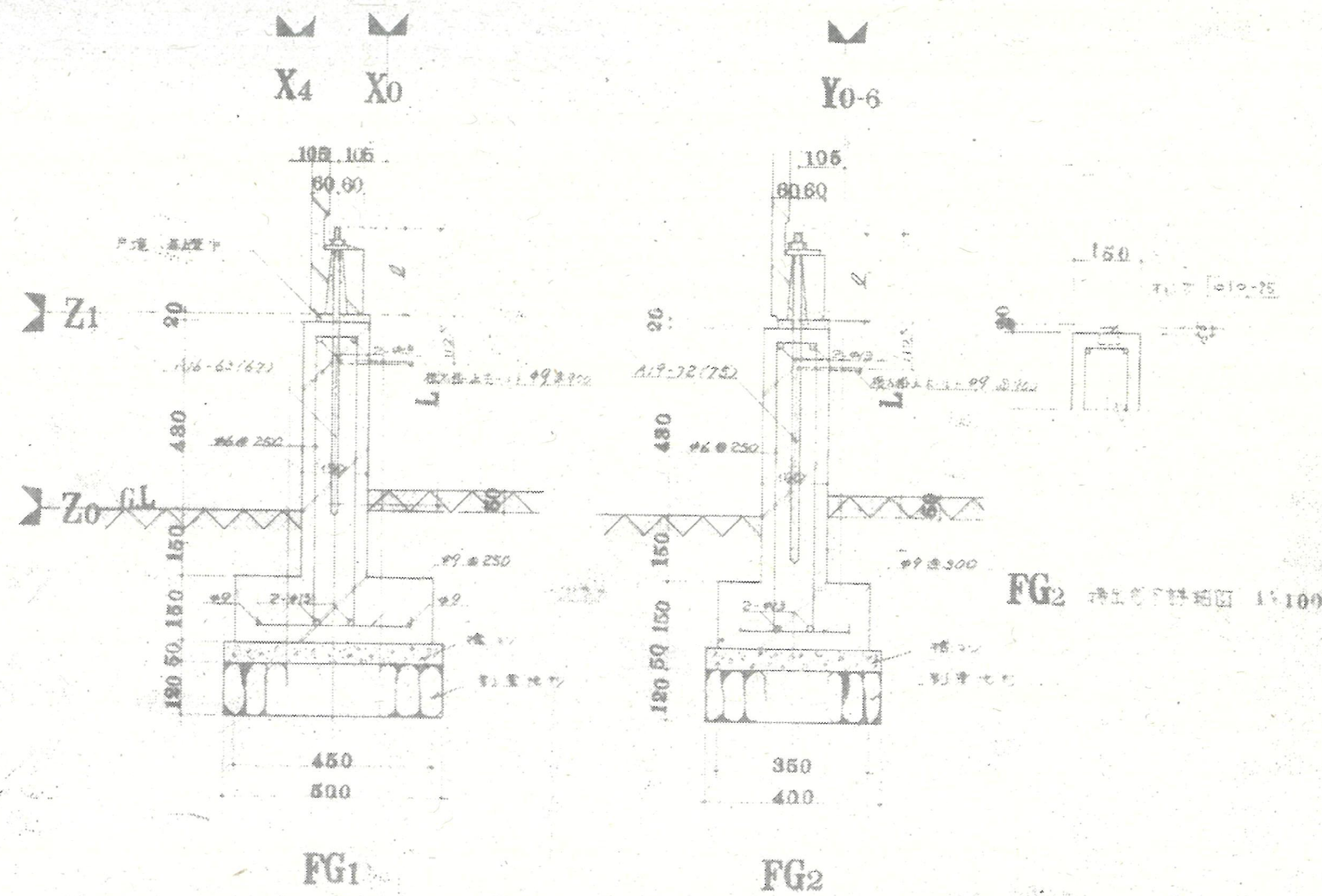
FG1 1:10 FG2 1:10

基礎詳細図 1:10

記号	断面寸法	梁の長さ		全長	
		一般の場合	端部の場合	一般の場合	端部の場合
φ	16	200	230	630	670
+	19	200	230	720	750

- 備考
- 1 本図ハ鉄筋コンクリート基礎ノ標準図シ、アンカーボルトハ配筋部品図トスル。
 - 2 地耐力マス/m²(長期)以上ノ場合本図ヲ使用スル。
 - 3 本図ヲ使用シナイ場合ハ、特記図ニヨル。
 - 4 内ハ矢張図ヲ参照スル。
 - 5 八丈バケツモルタル(特記仕様ニヨル)ヲ本ス。
 - 6 配筋詳細ハ、 ϕ ニ準ズル。

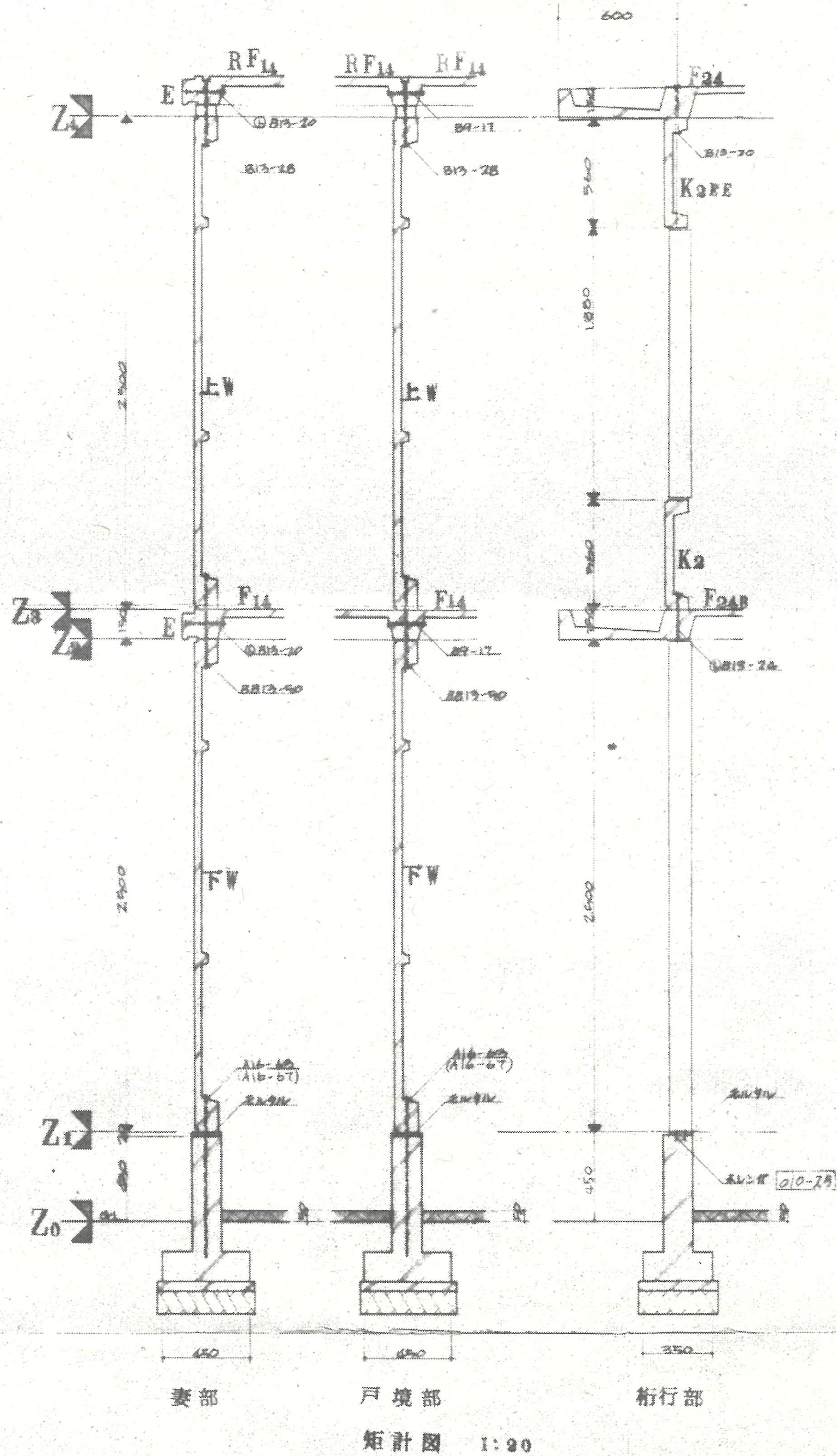
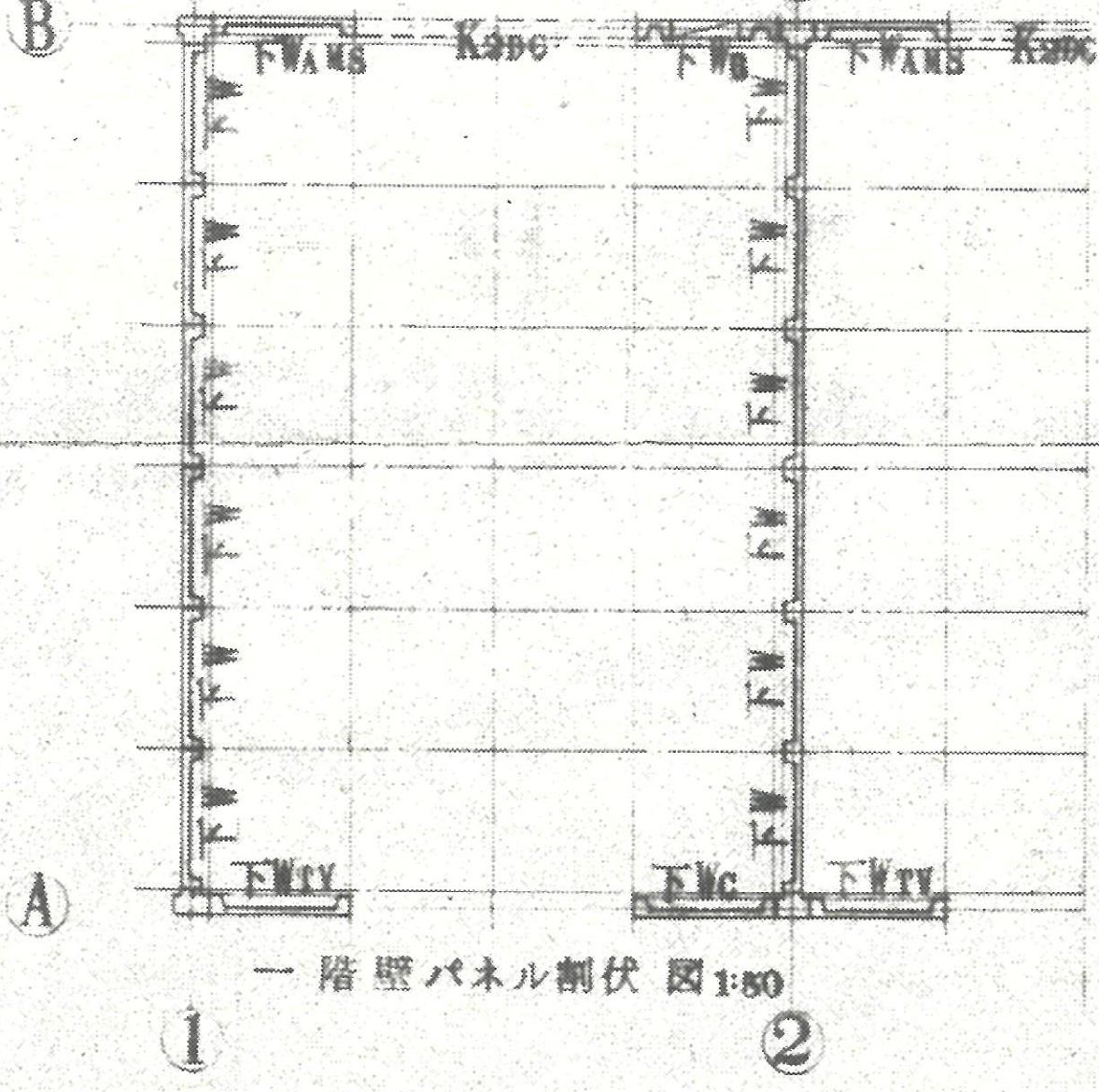
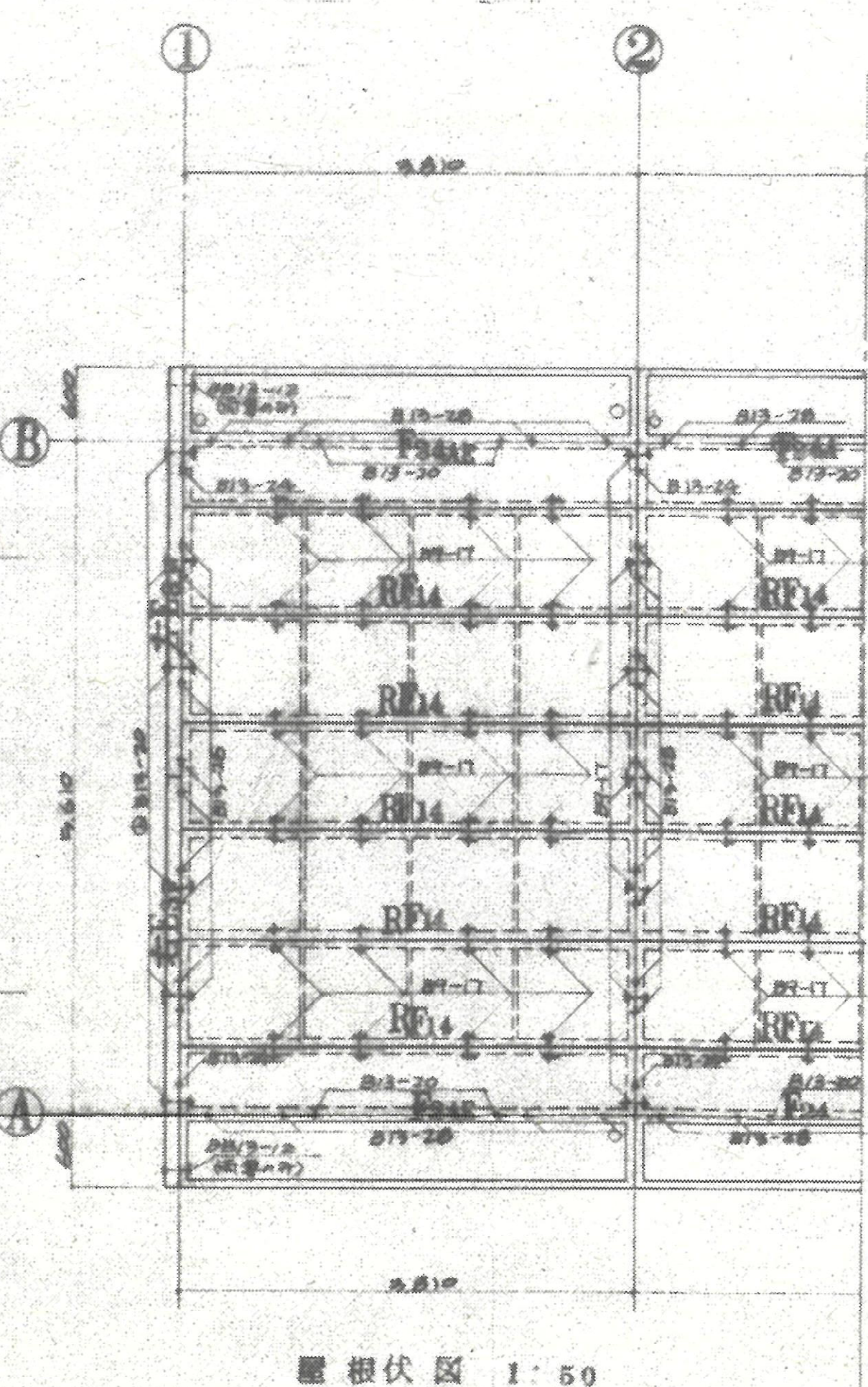
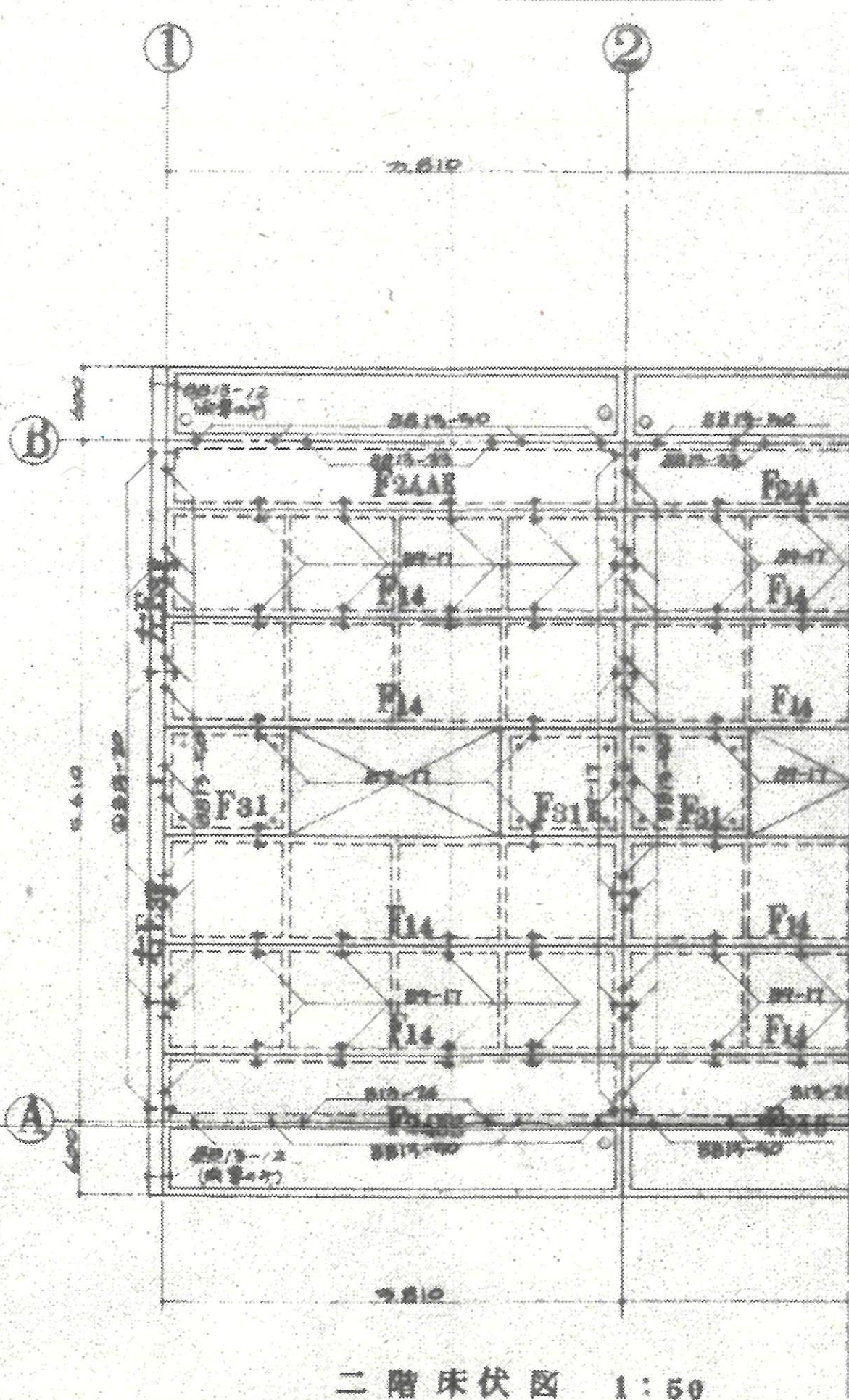
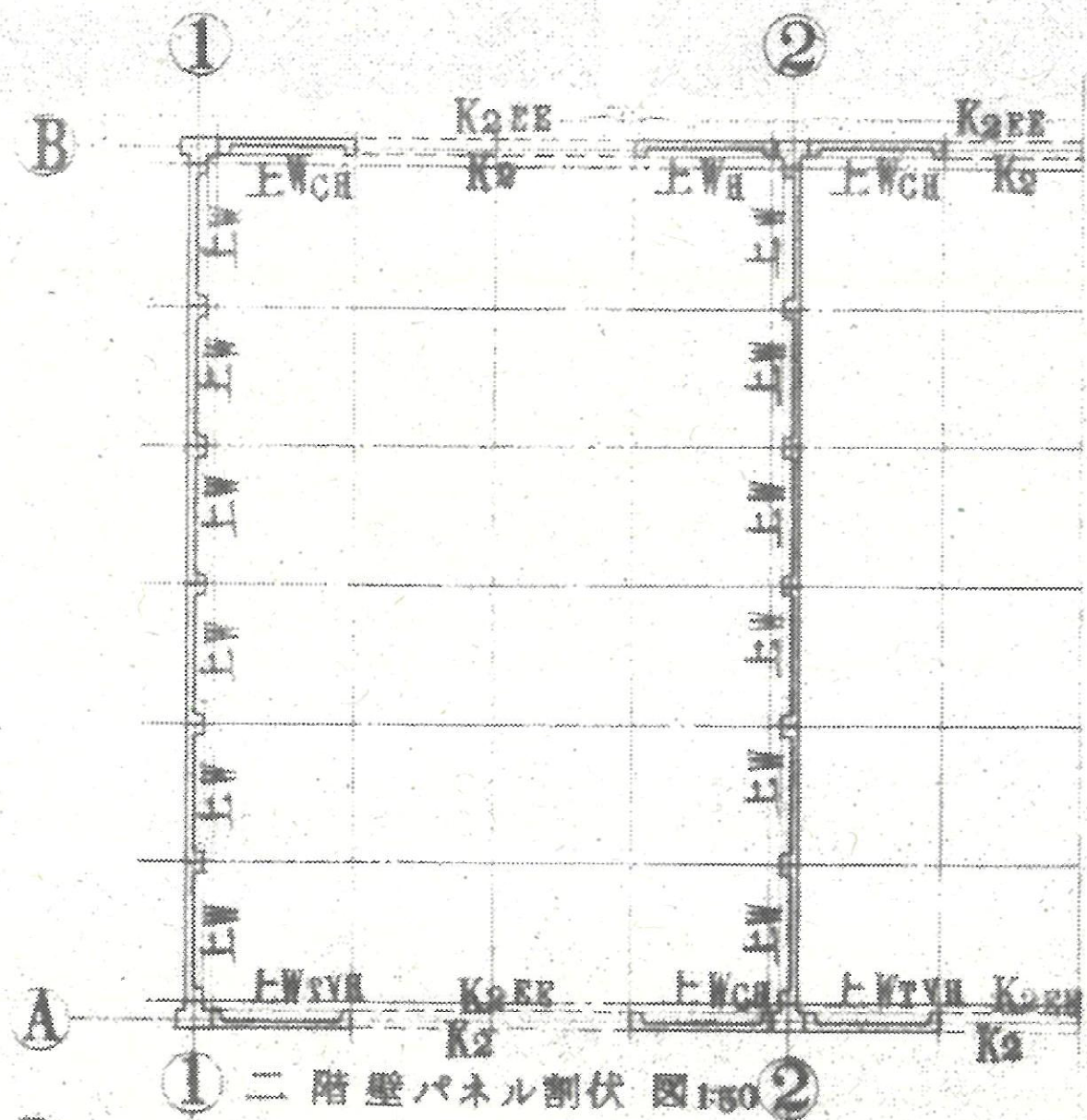
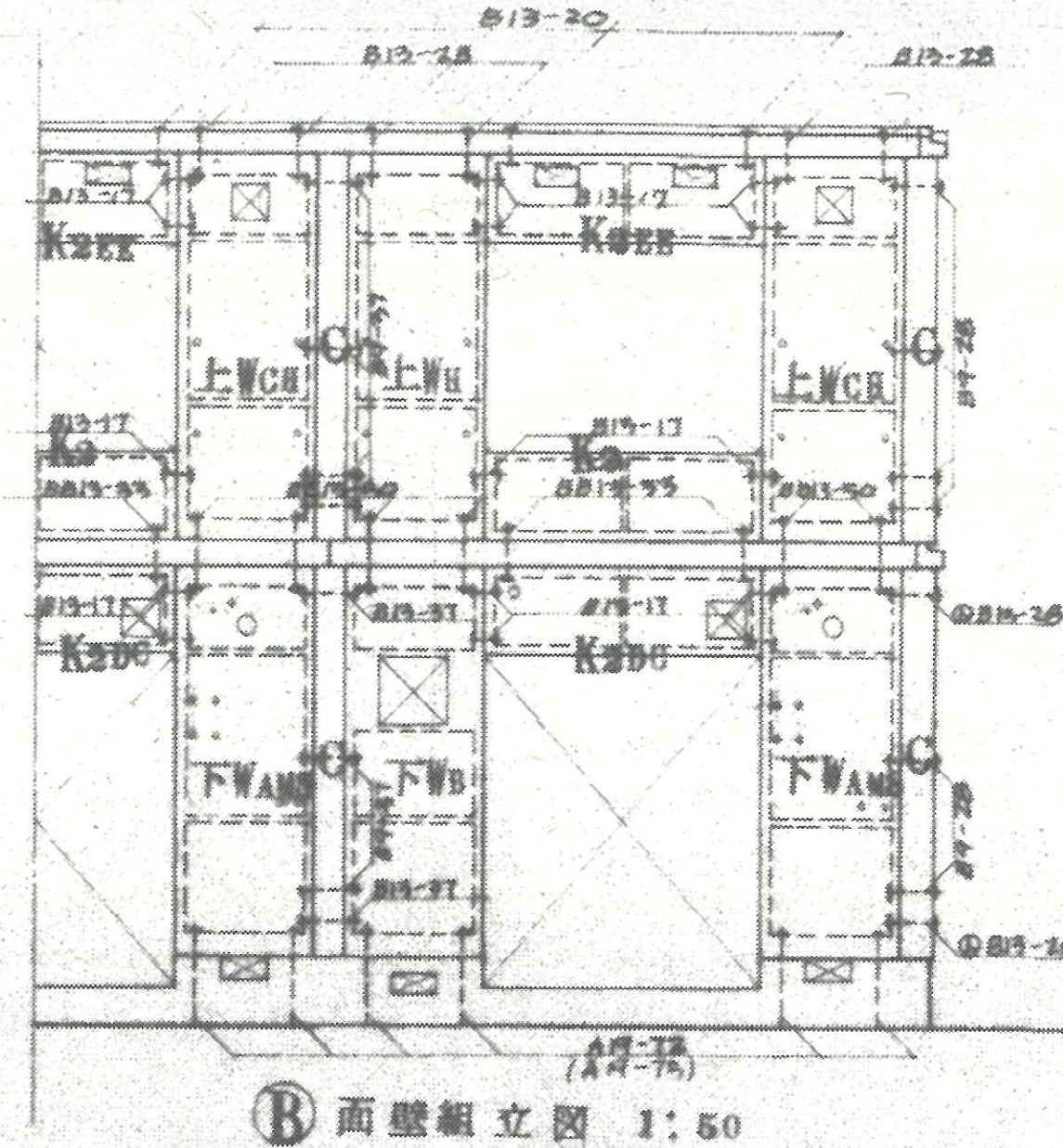
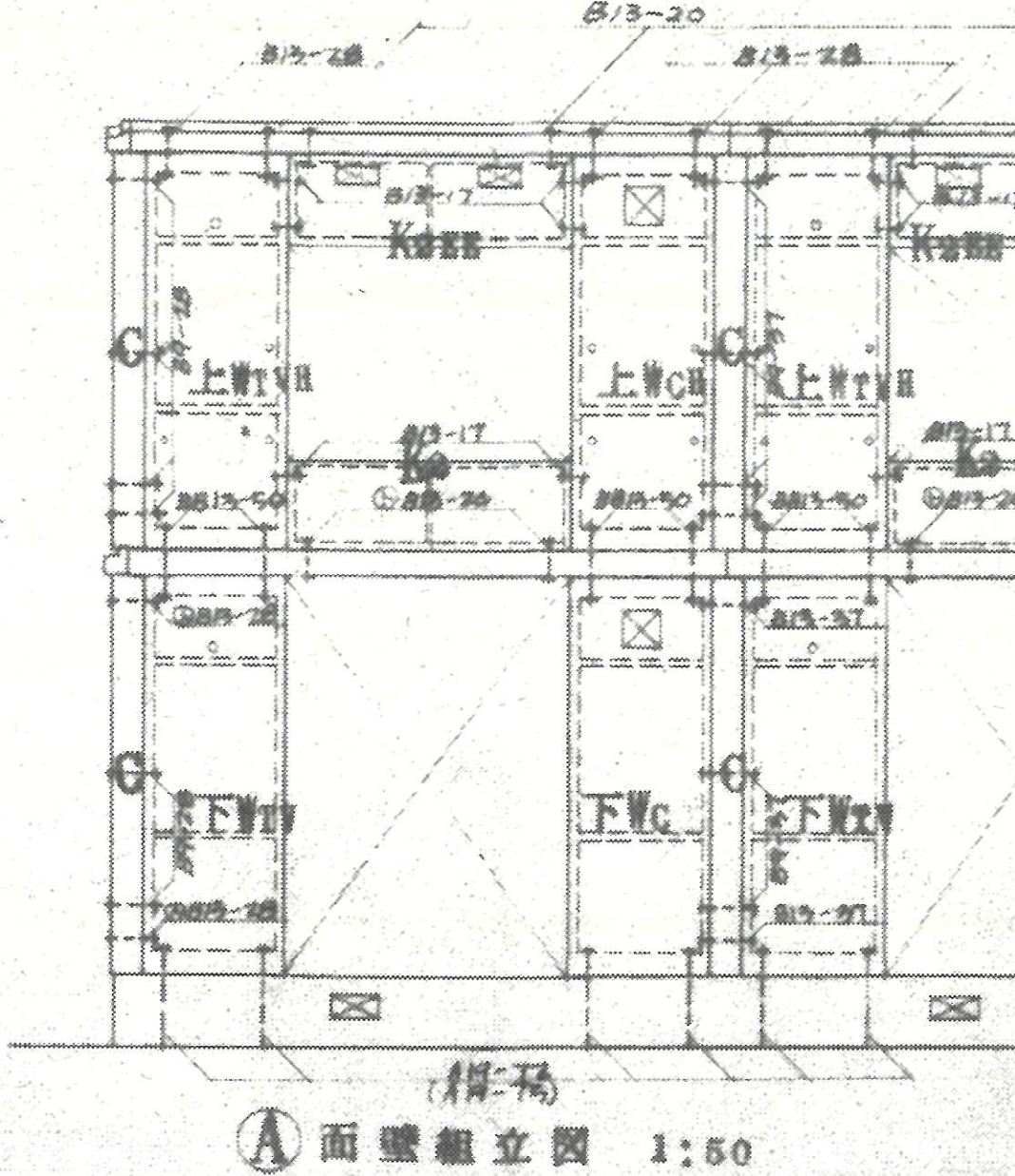
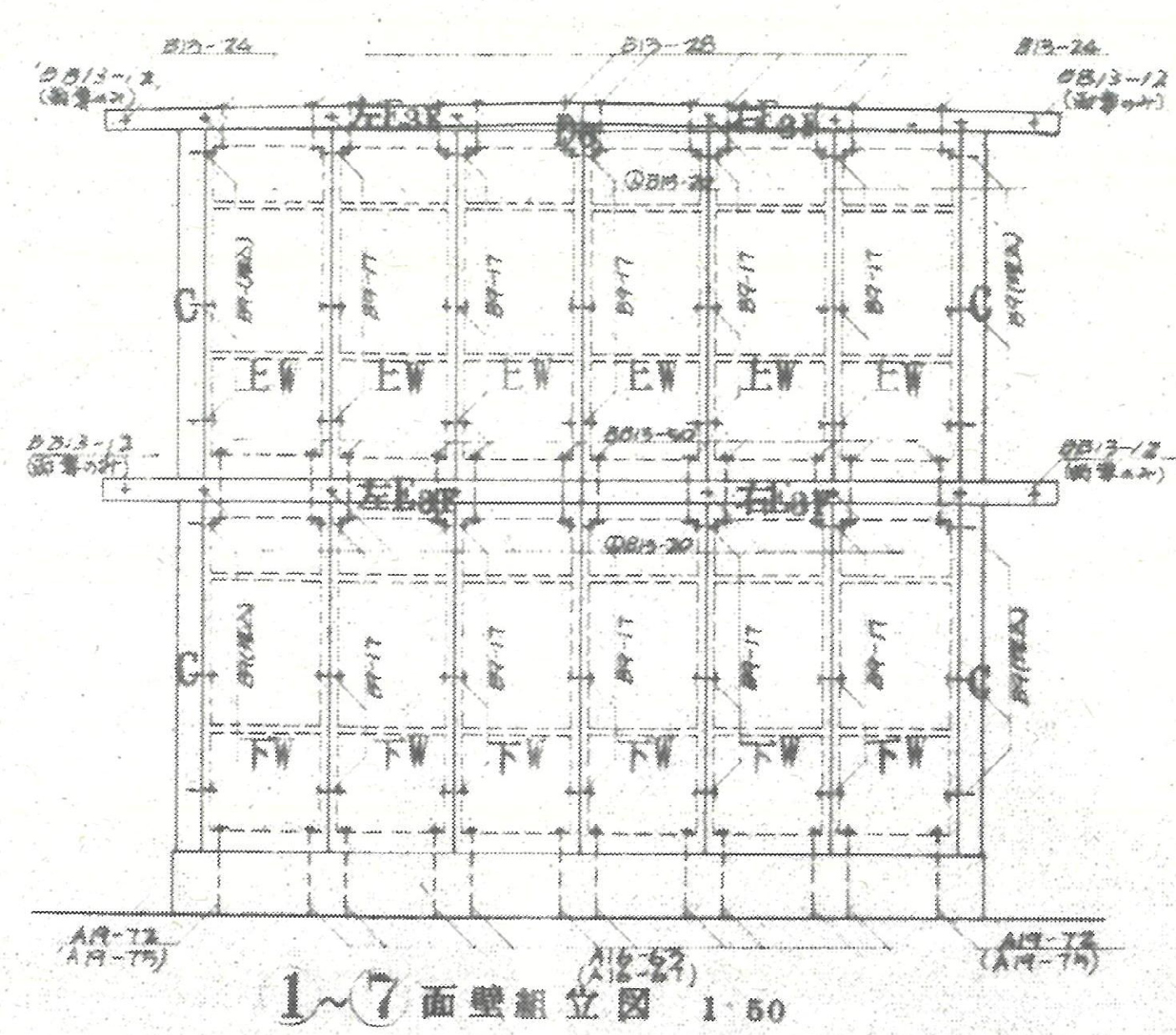
図種	工事名		
KA	熊谷市宮籠原八平住宅5・15号棟解体工事		
10	図面名	基礎伏図（5号棟）	A1:S=1/10 S=1/20
			A3:S=1/20 S=1/40
熊谷市建設部営繕課			



記号	断面形状	全長	
		一般の場合	壁がコンクリート部材の場合
⊕	18	200	230
+	19	200	230

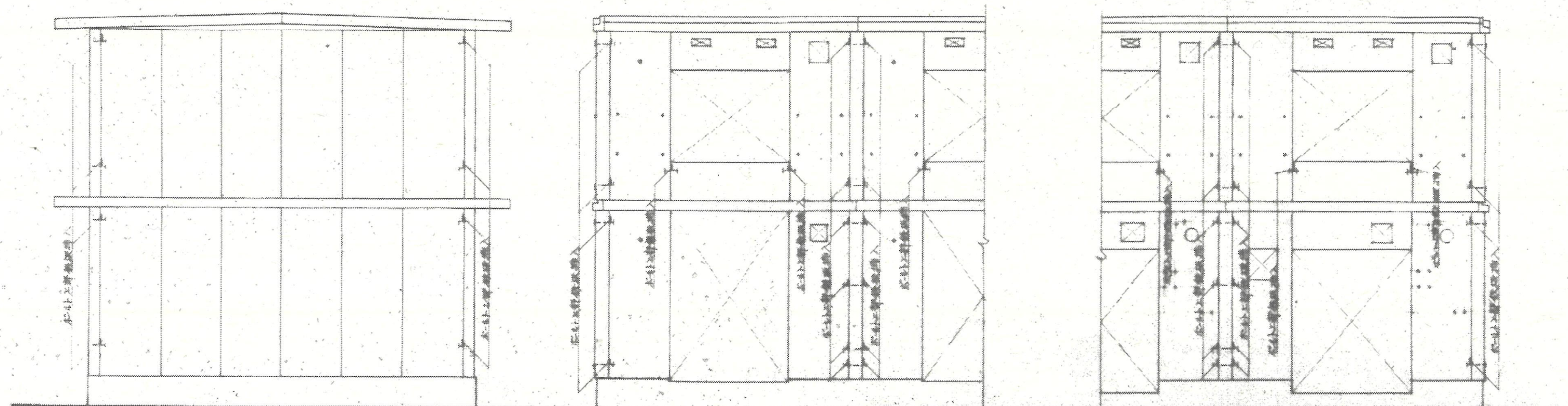
- 備考
1. 本図は、鉄筋コンクリート基礎の標準図であり、設計図書に添付される。
 2. 地耐力が25kN/m²(換算)以上の場合、本図が適用される。
 3. 本図が適用されない場合は、別途設計図を参照する。
 4. 本図は、基礎の断面形状を示す。
 5. 本図は、基礎の断面形状を示す。
 6. 本図は、基礎の断面形状を示す。

図種	工事名		
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事		
11	図面名	基礎伏図（15号棟）	A1:S=1/10 S=1/20
			A3:S=1/20 S=1/40
熊谷市建設部営繕課			



注： 躯体接合部詳細図 (05) を参照のこと
 : (A16-b7), (A17-75) と他の体壁板下部リブ背が 180mm の場合

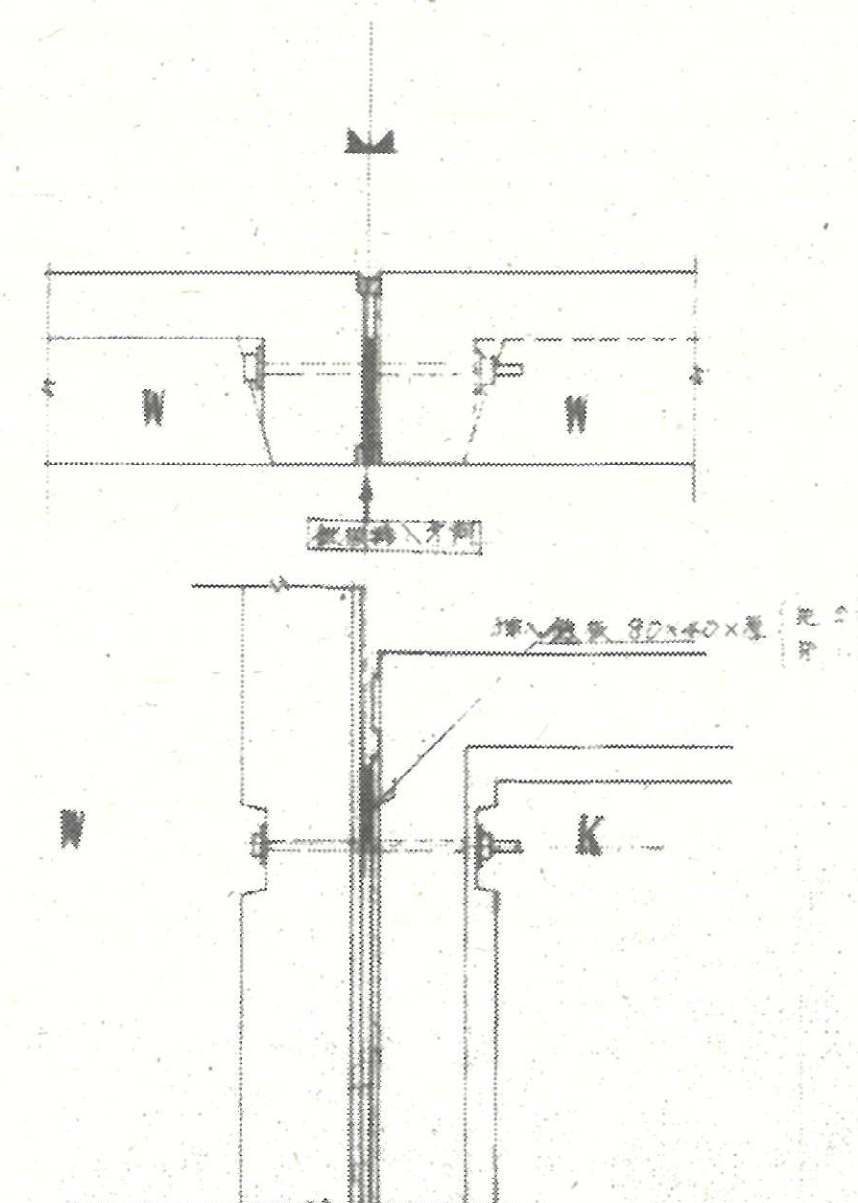
図種	工事名	
KA	熊谷市宮籠原八平住宅 5・15号棟解体工事	
12	図面名	A1:S=1/20 S=1/50 A3:S=1/40 S=1/100
	躯体組立図1 (5号棟)	
熊谷市建設部営繕課		



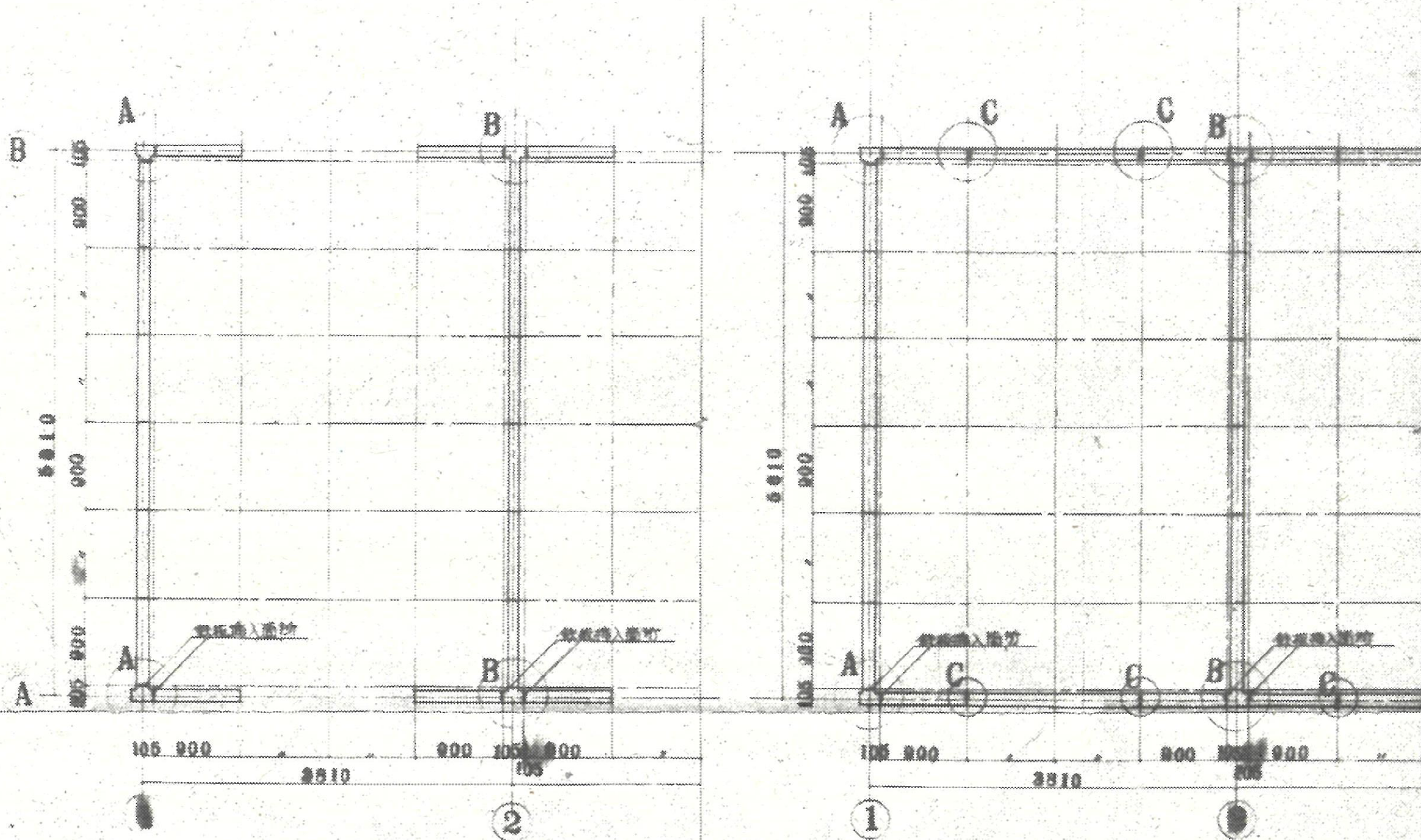
①、⑦ 面壁鉄板挿入図 1:50

① 面壁鉄板挿入図 1:50

② 面壁鉄板挿入図 1:50



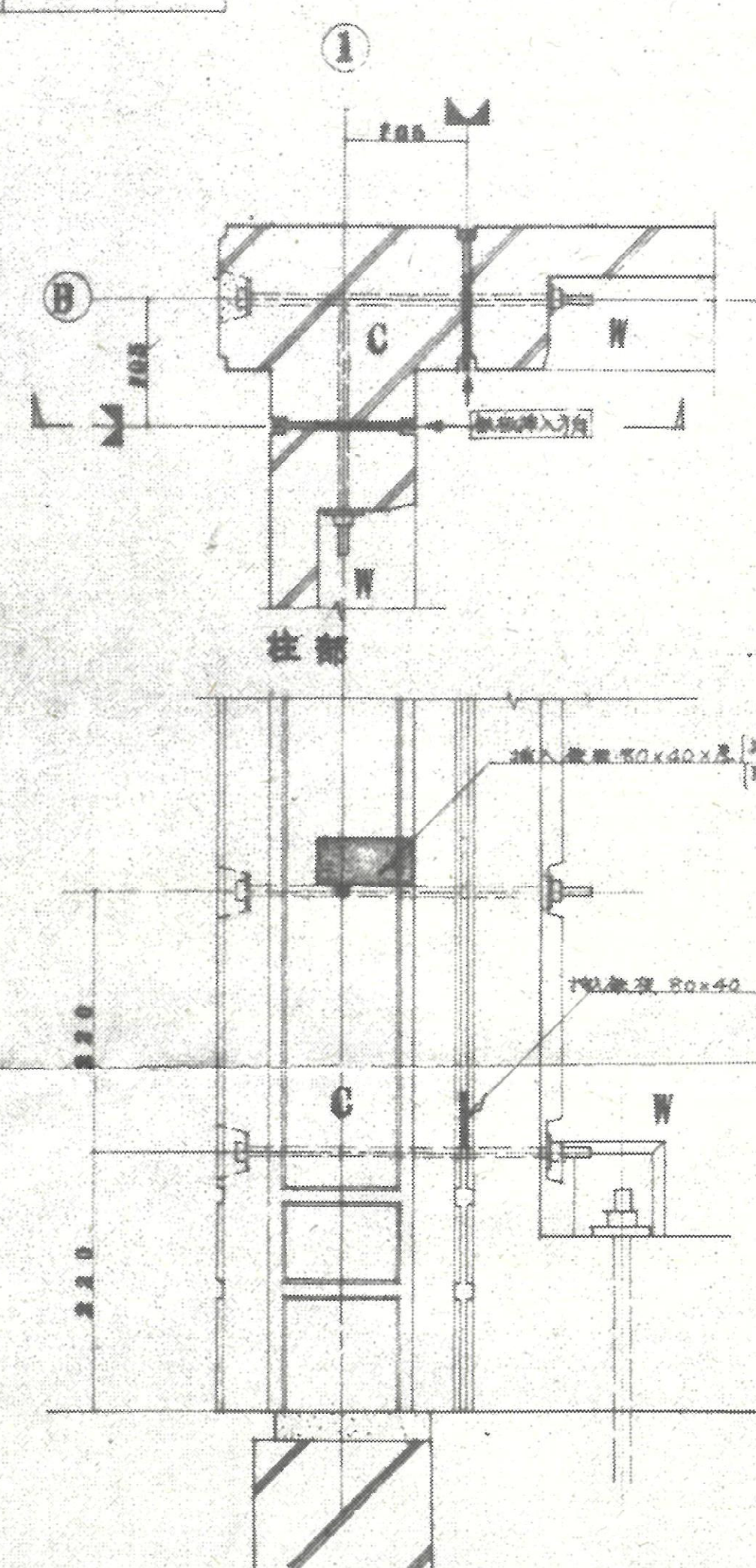
壁壁部詳細図 1:5



一 階鉄板挿入平面図 1:50

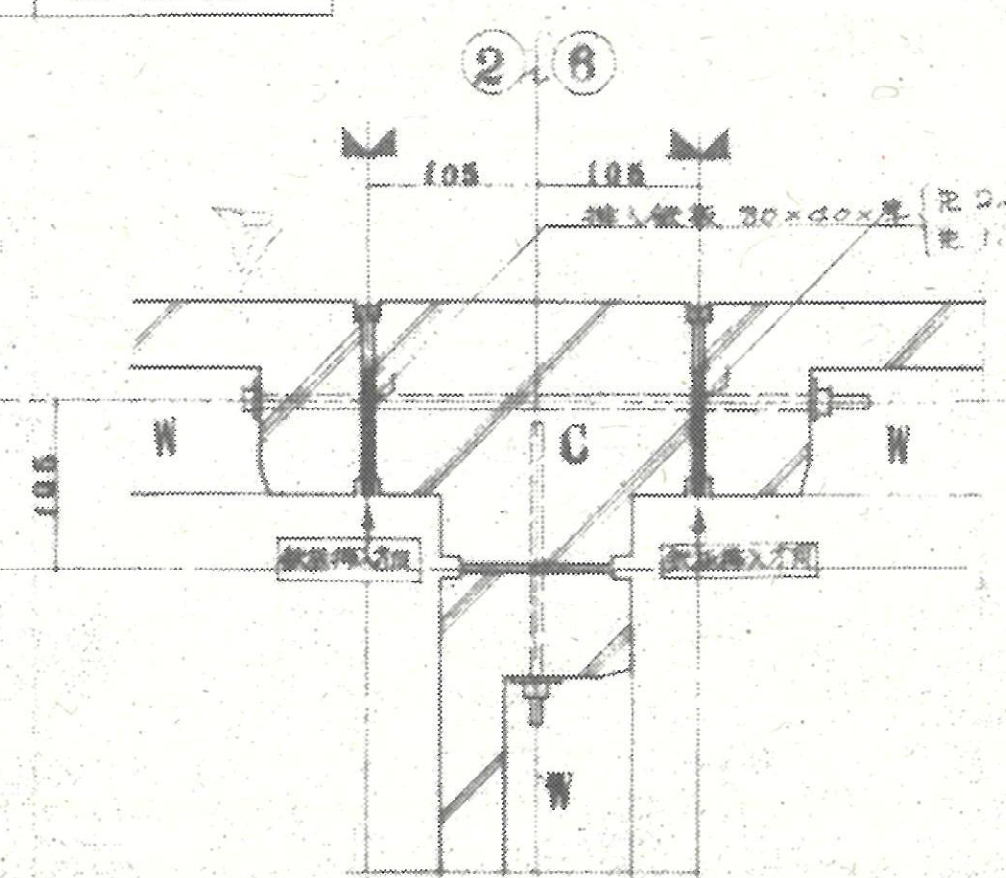
二 階鉄板挿入平面図 1:50

A 詳細図



A-A' 詳細図 1:5

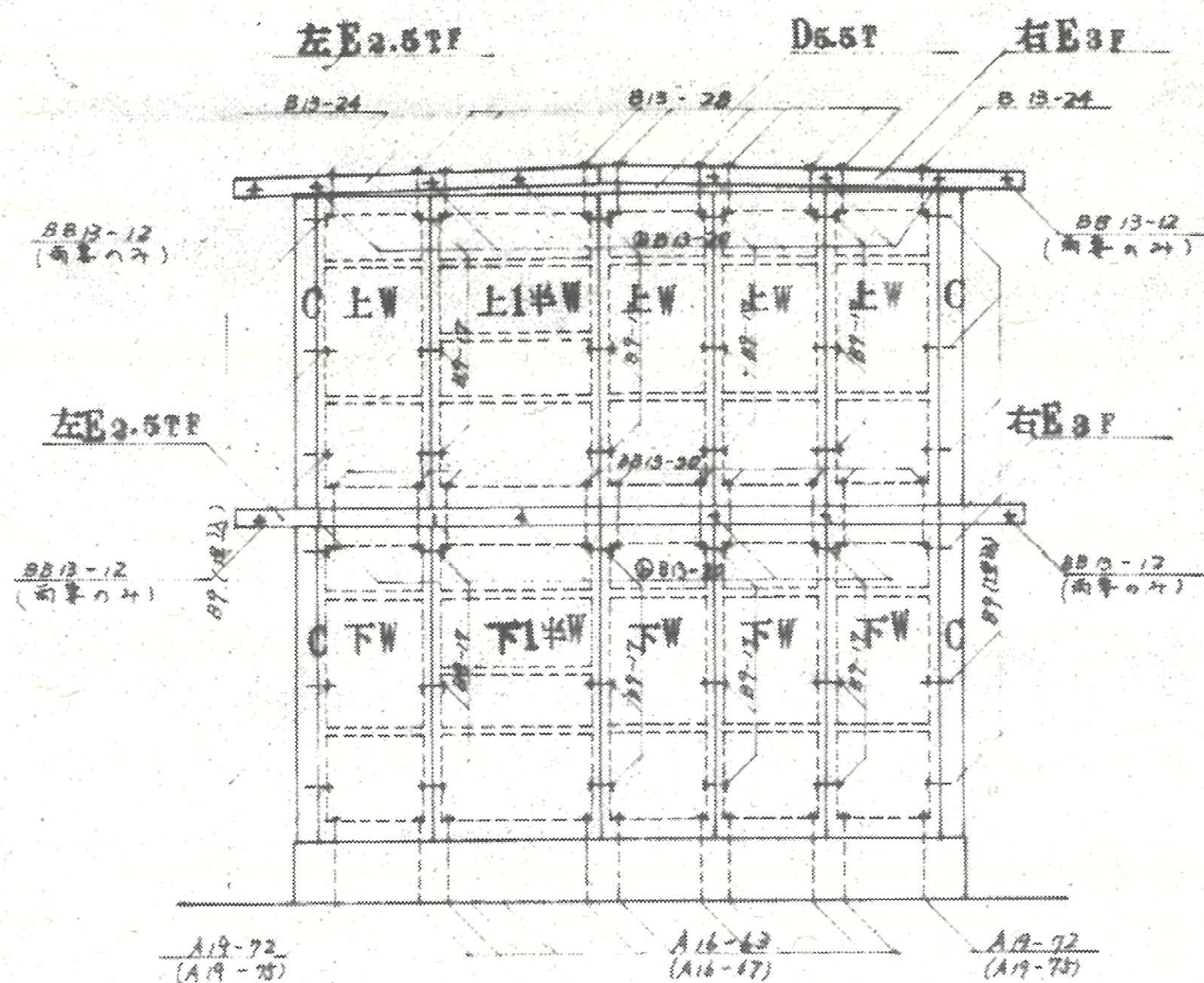
B 詳細図



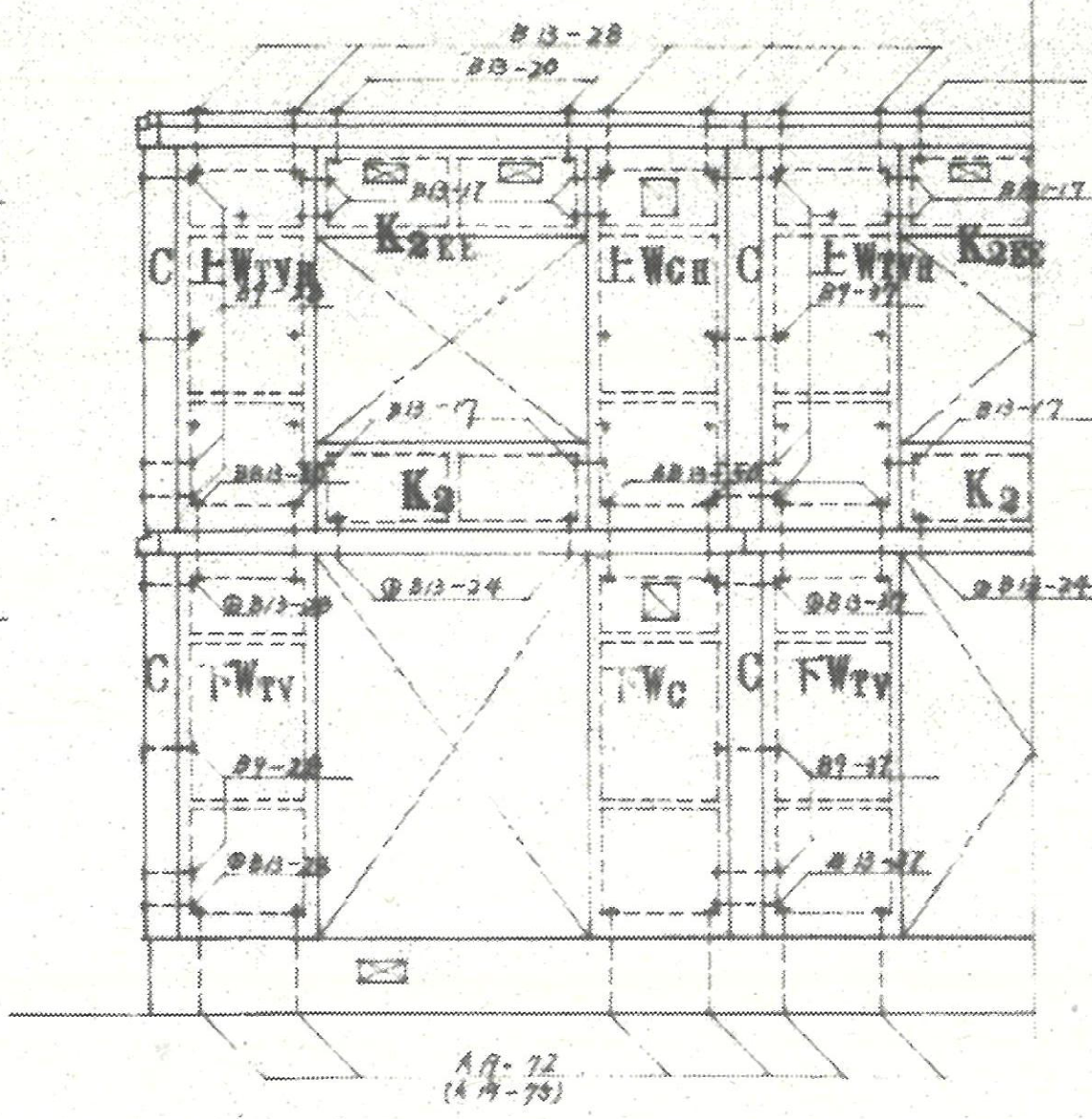
戸境柱部詳細図 1:5

注: 3層鉄板ハ、躯体剛性性ノ向上、爲、ノモリナルカラ、図示ノ部、分ニ、間隙、ナル、時、
図24、及、分、12、単位、ニ、ハ、合、セ、テ、間、隙、ヲ、フ、サ、シ、初、メ、挿、入、ス、ル、

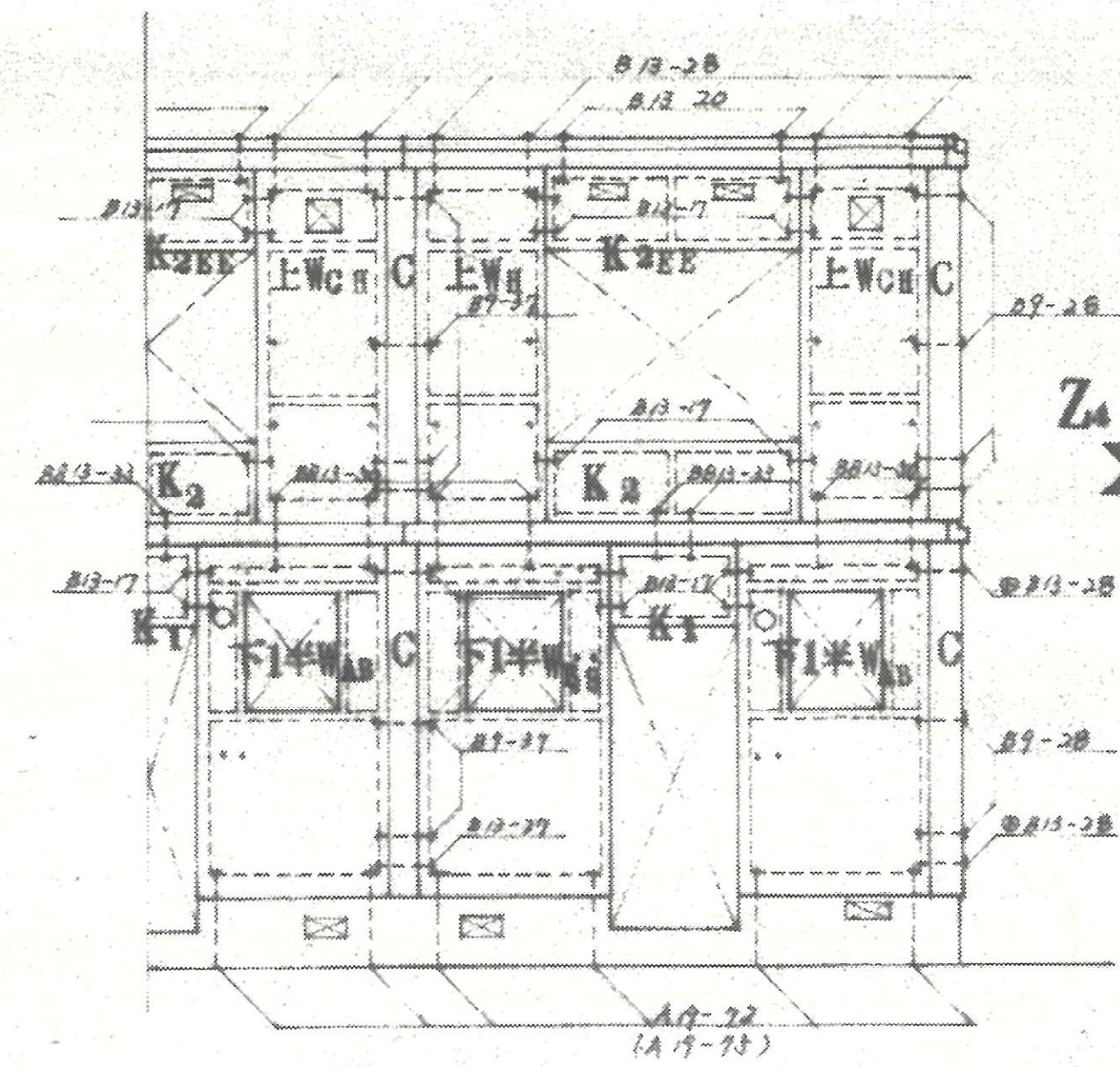
図種	工事名	
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事	
13	図面名	A1:S=1/5 S=1/50 A3:S=1/10 S=1/100
	躯体組立図2(5号棟)	
熊谷市建設部営繕課		



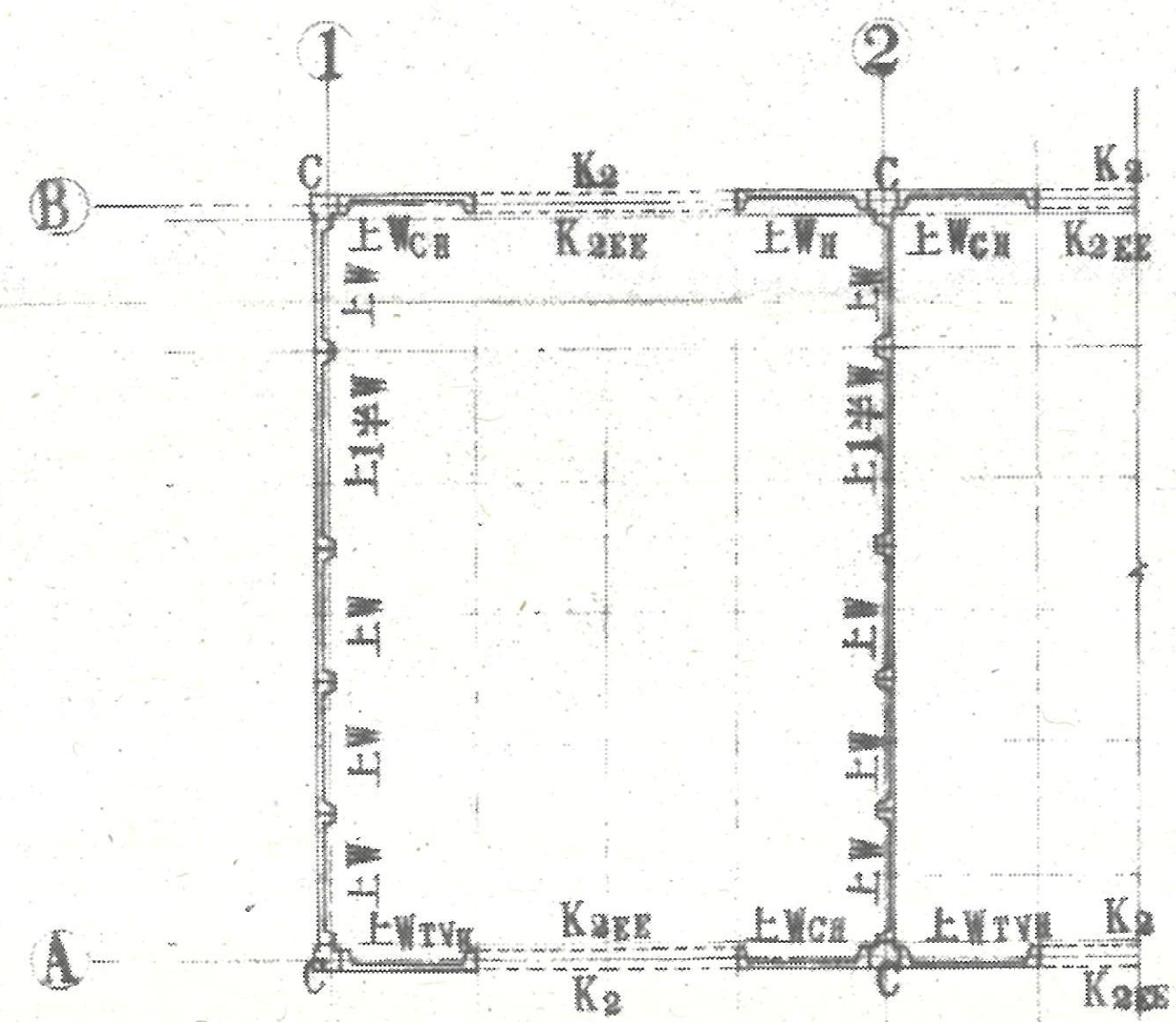
①~⑦ 面壁組立図 1:50



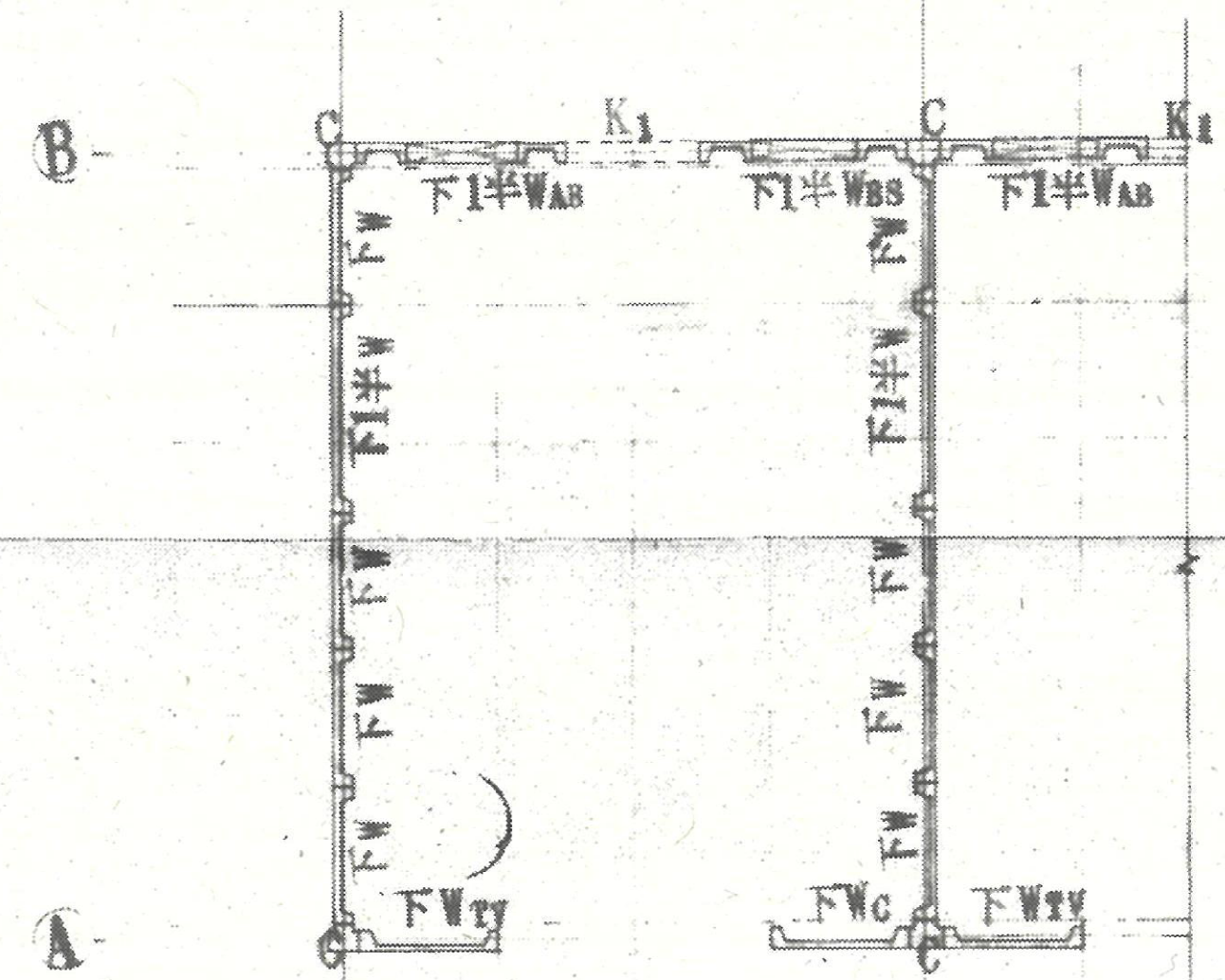
A 面壁組立図 1:50



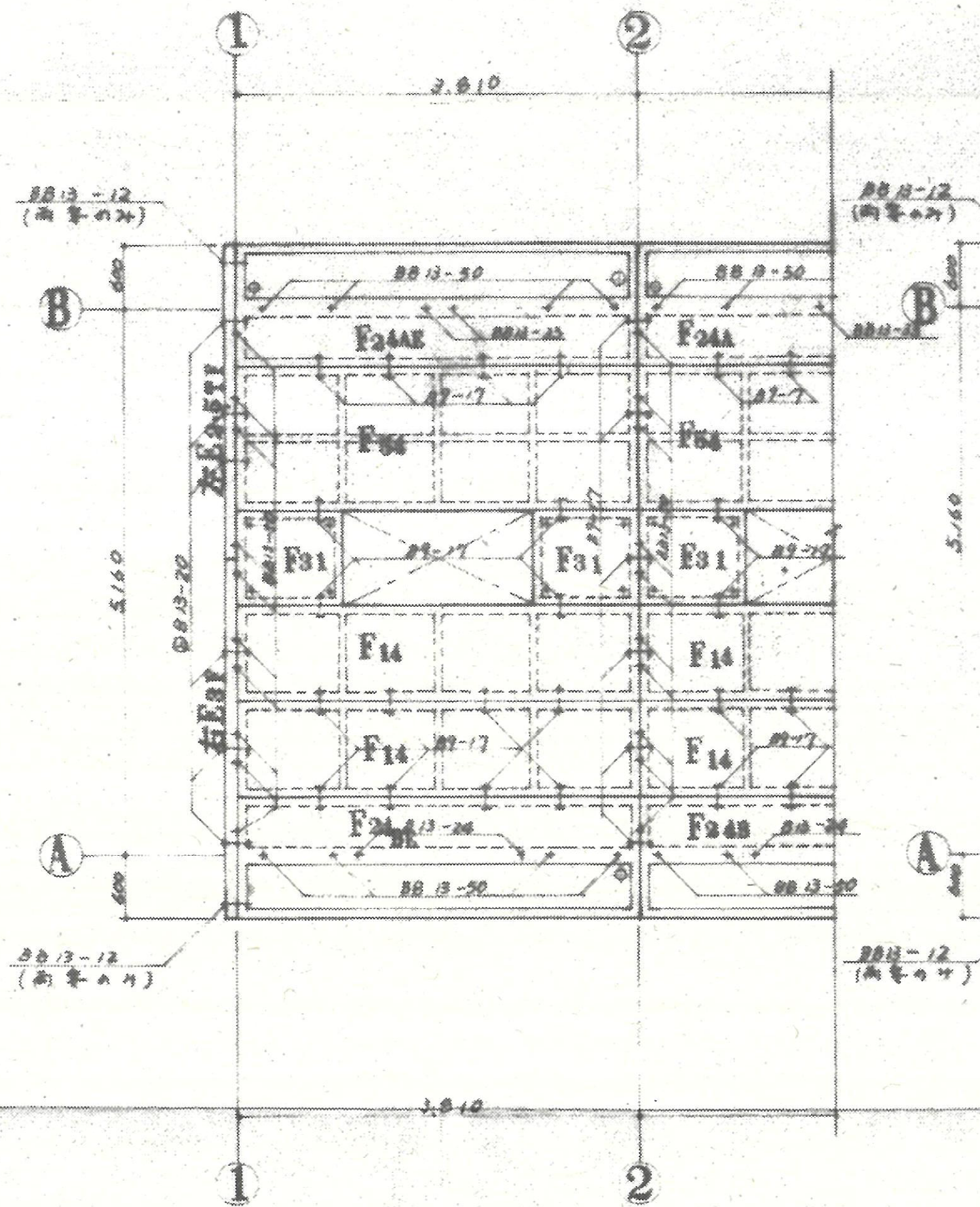
B 面壁組立図 1:50



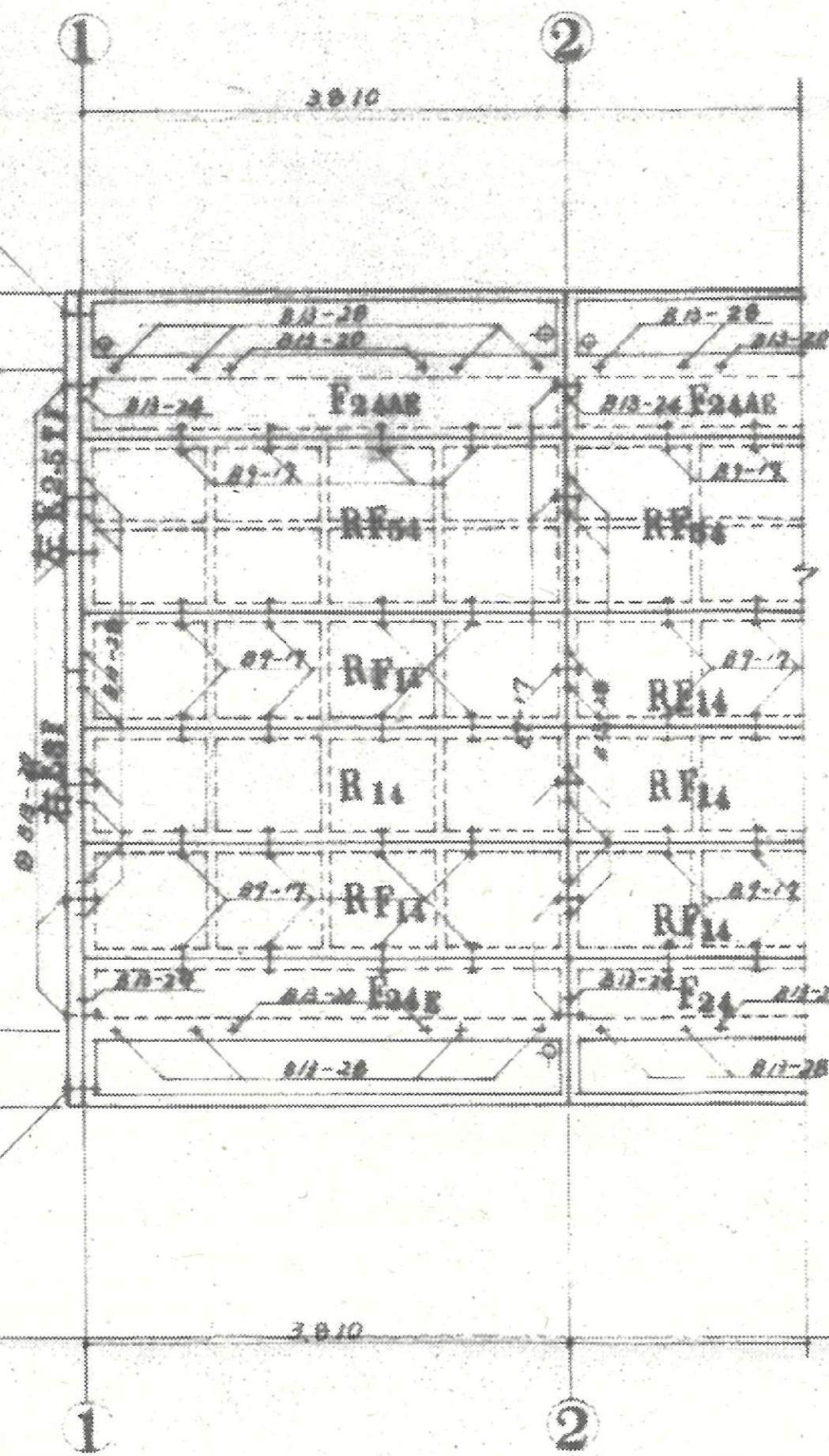
二階壁パネル割図 1:50



一階壁パネル割図 1:50

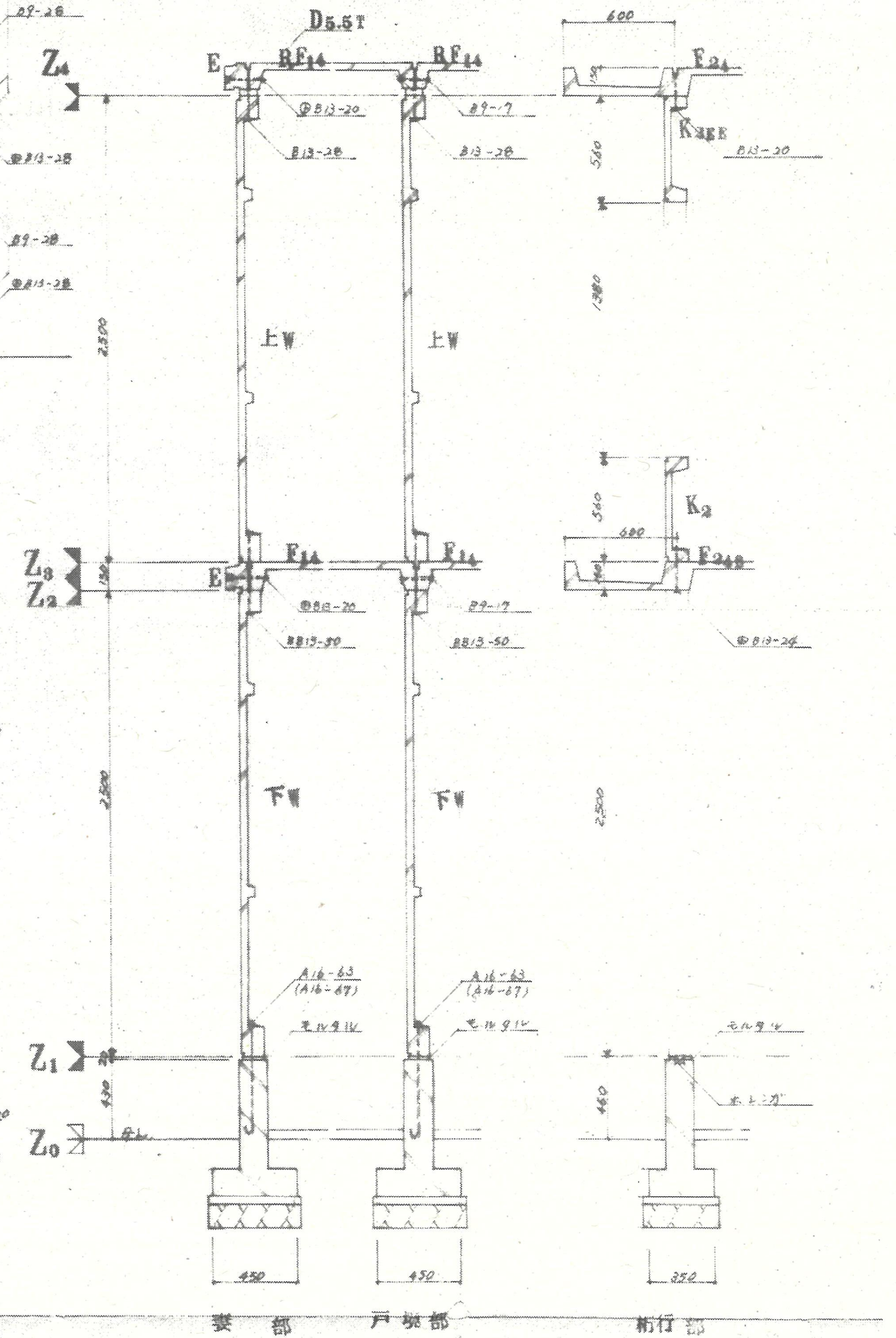


二階床伏図 1:50



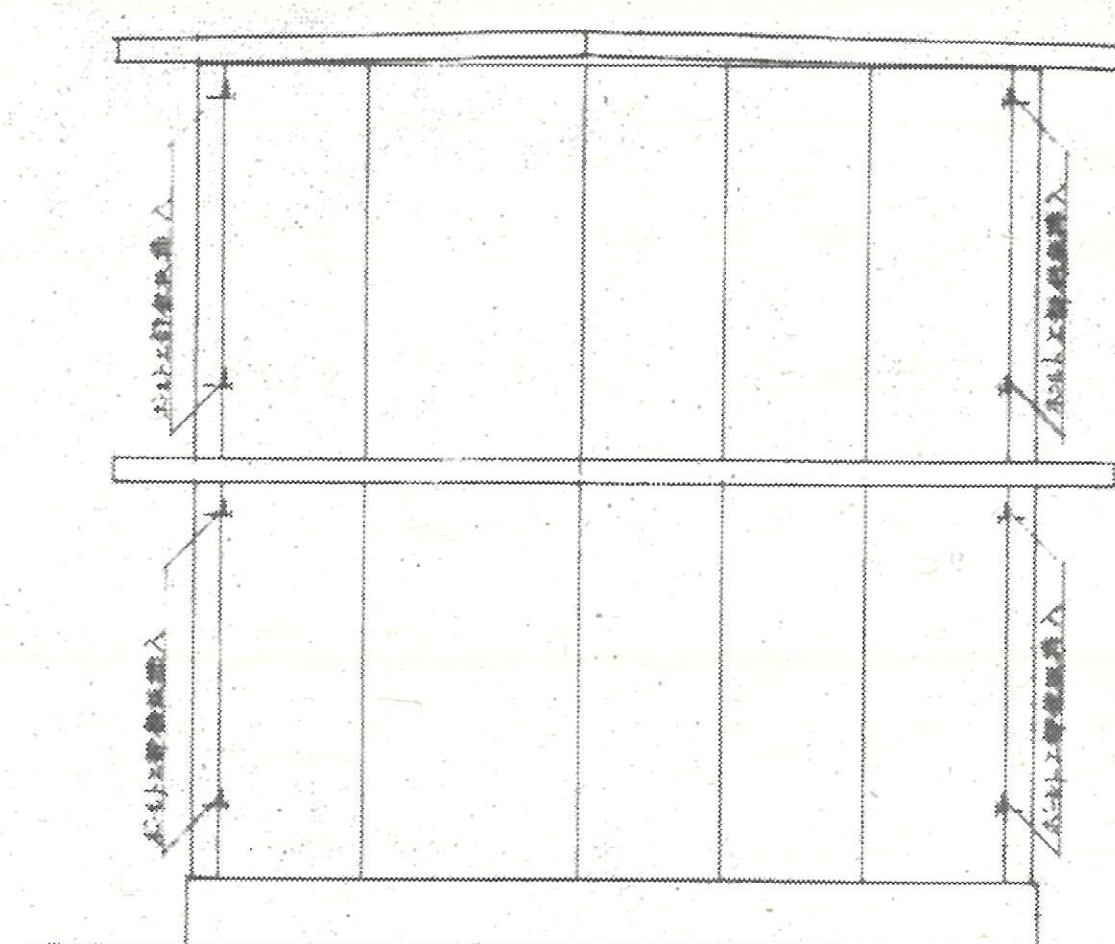
一階床伏図 1:50

注：躯体接合部詳細図(05)を参照のこと。
：(A16-67)，(A19-75)とあるのは壁紙が77青バ180%の場合。

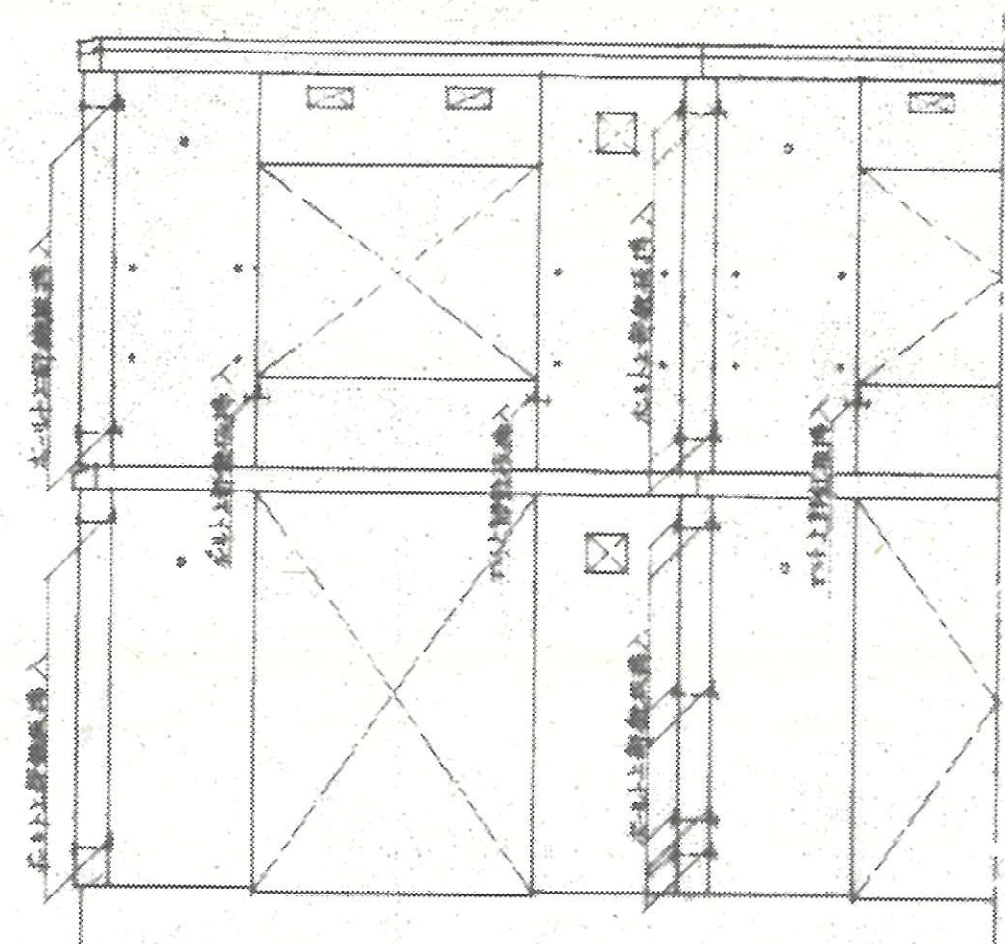


側面図 1:50

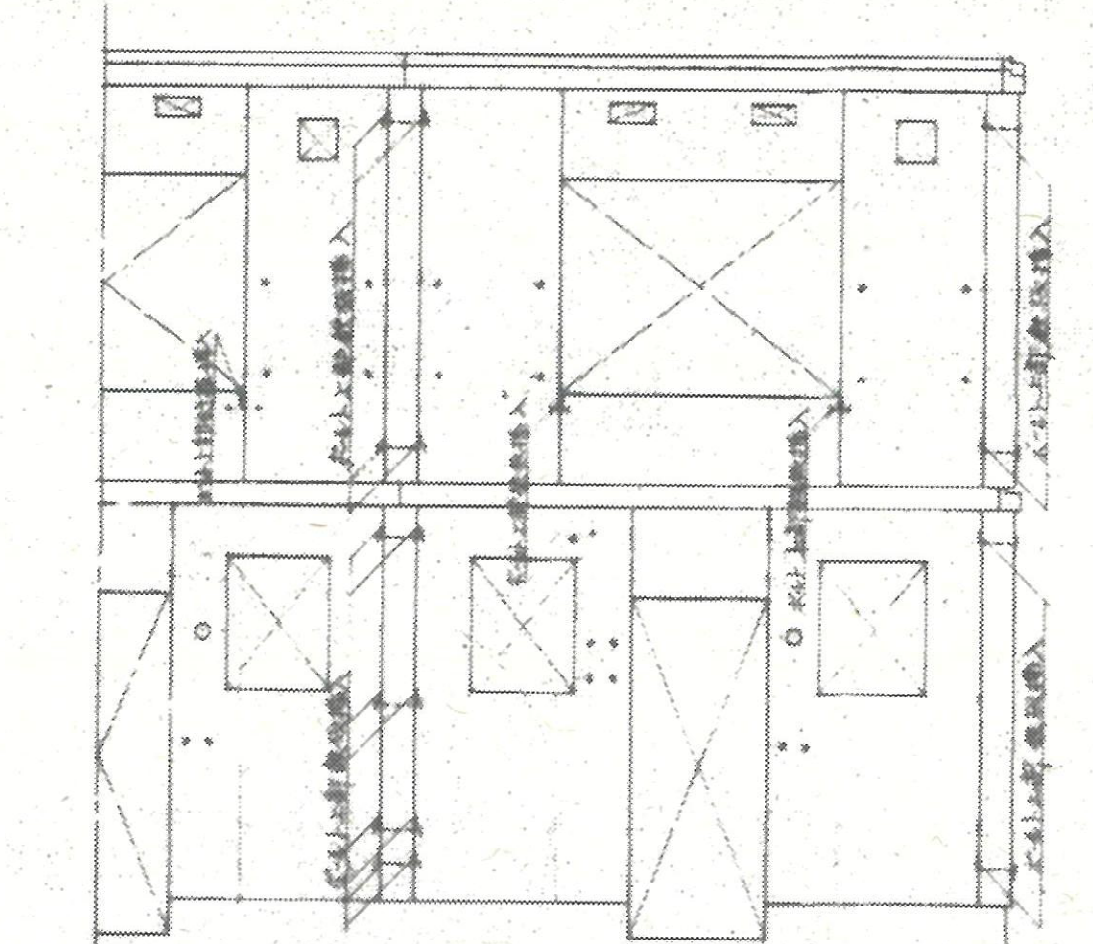
図種	工事名	熊谷市営籠原八平前住宅5・15号棟解体工事
KA	図面名	躯体組立図1(15号棟)
14		A1:S=1/20 S=1/50 A3:S=1/40 S=1/100
熊谷市建設部営繕課		



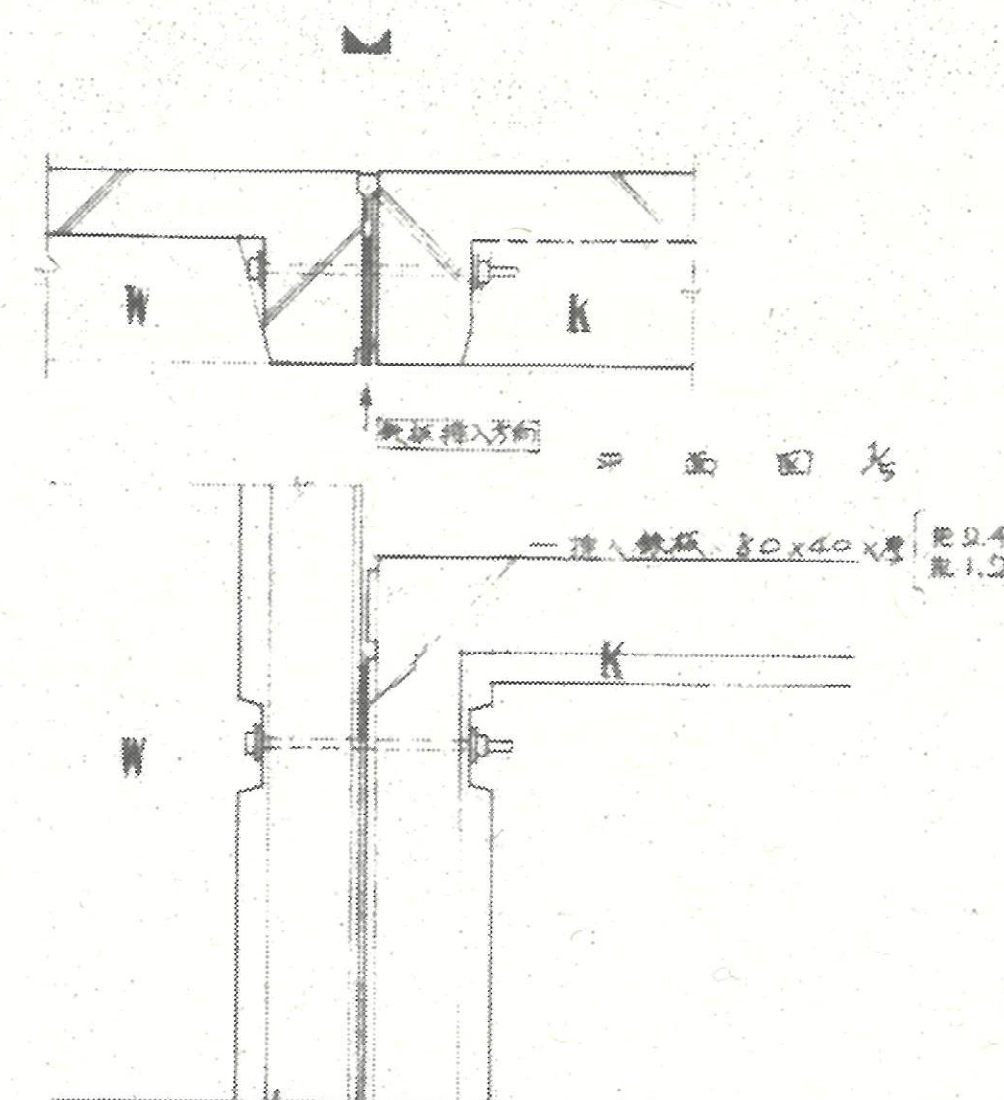
①-⑦ 前壁鉄板挿入図 1:50



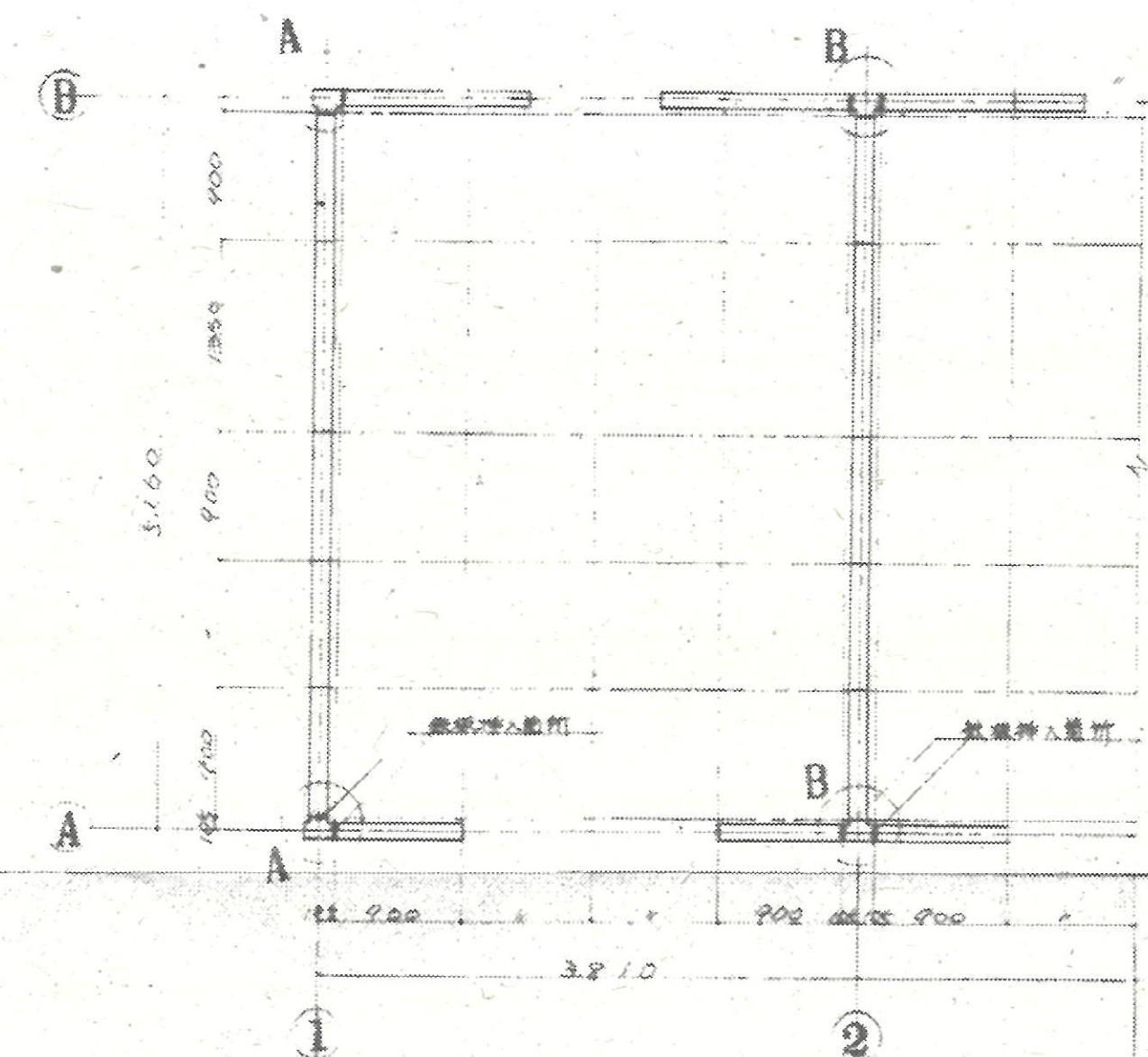
⑧ 側壁鉄板挿入図 1:50



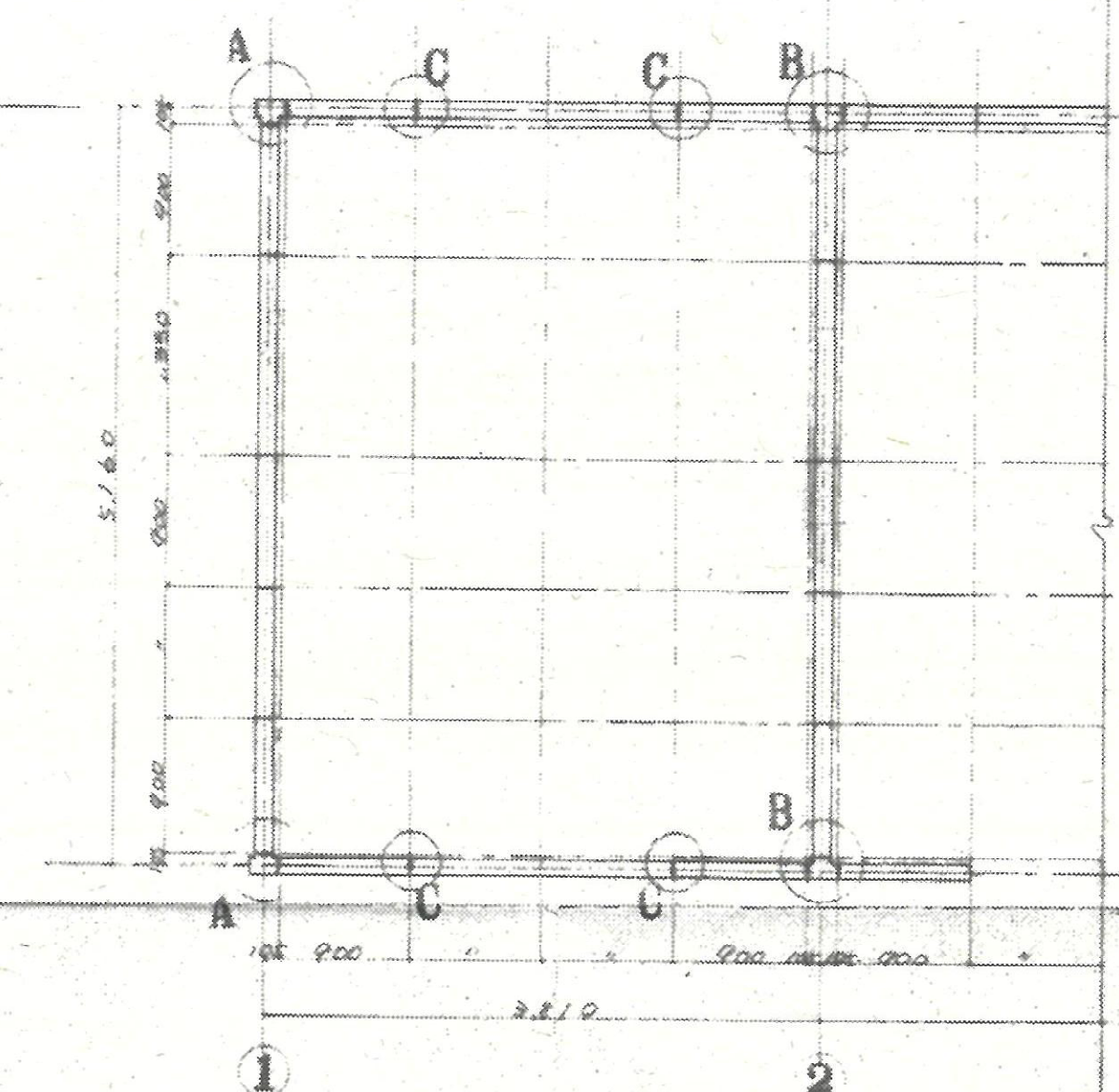
⑨ 後壁鉄板挿入図 1:50



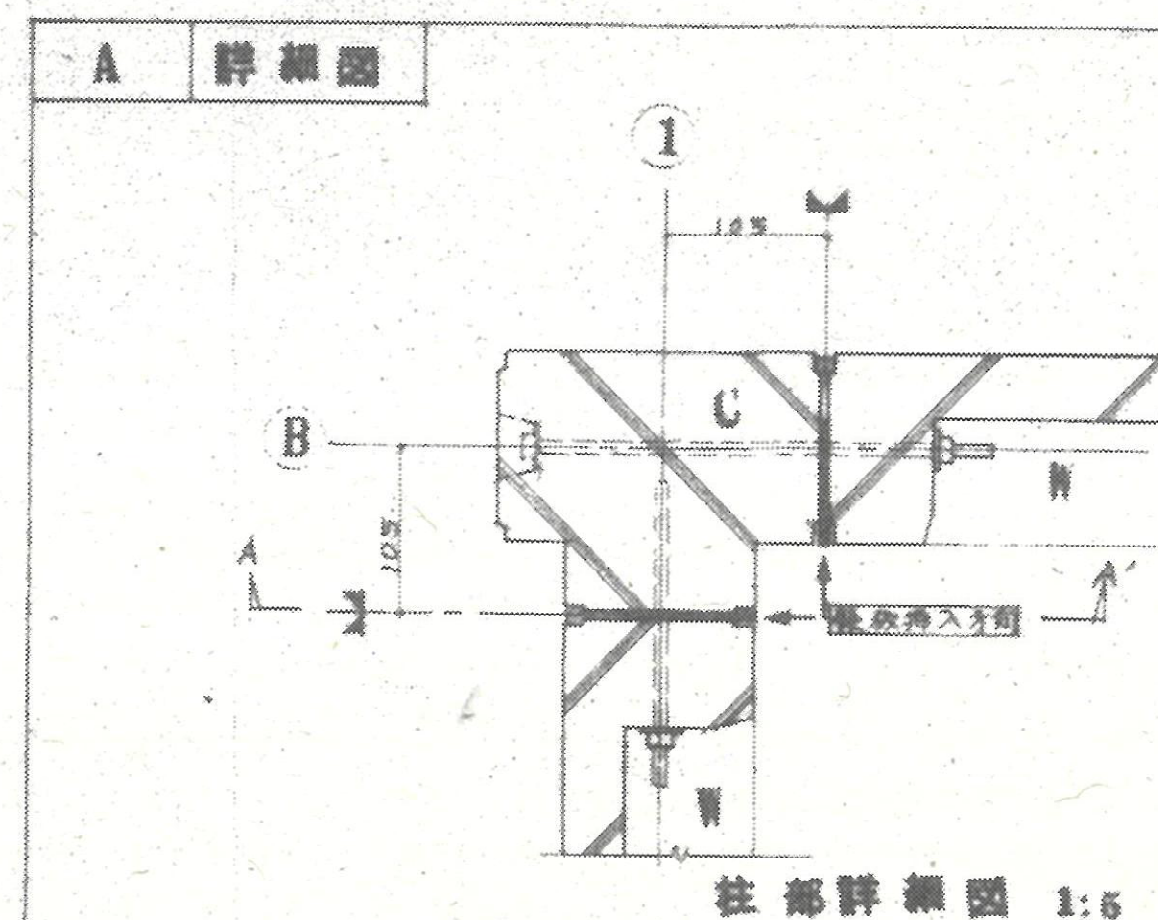
壁部詳細図 1:5



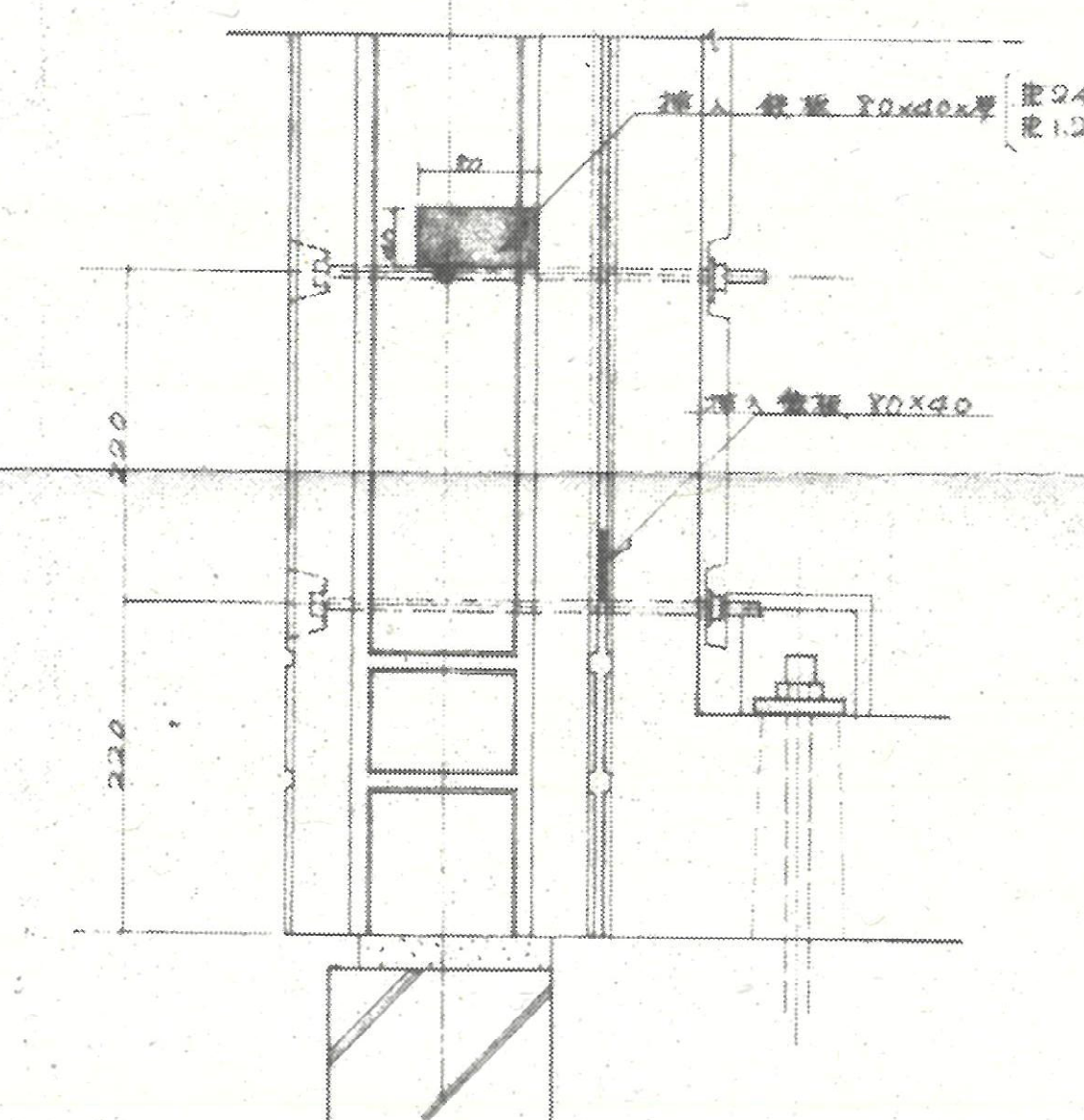
1階 鉄板挿入平面図 1:50



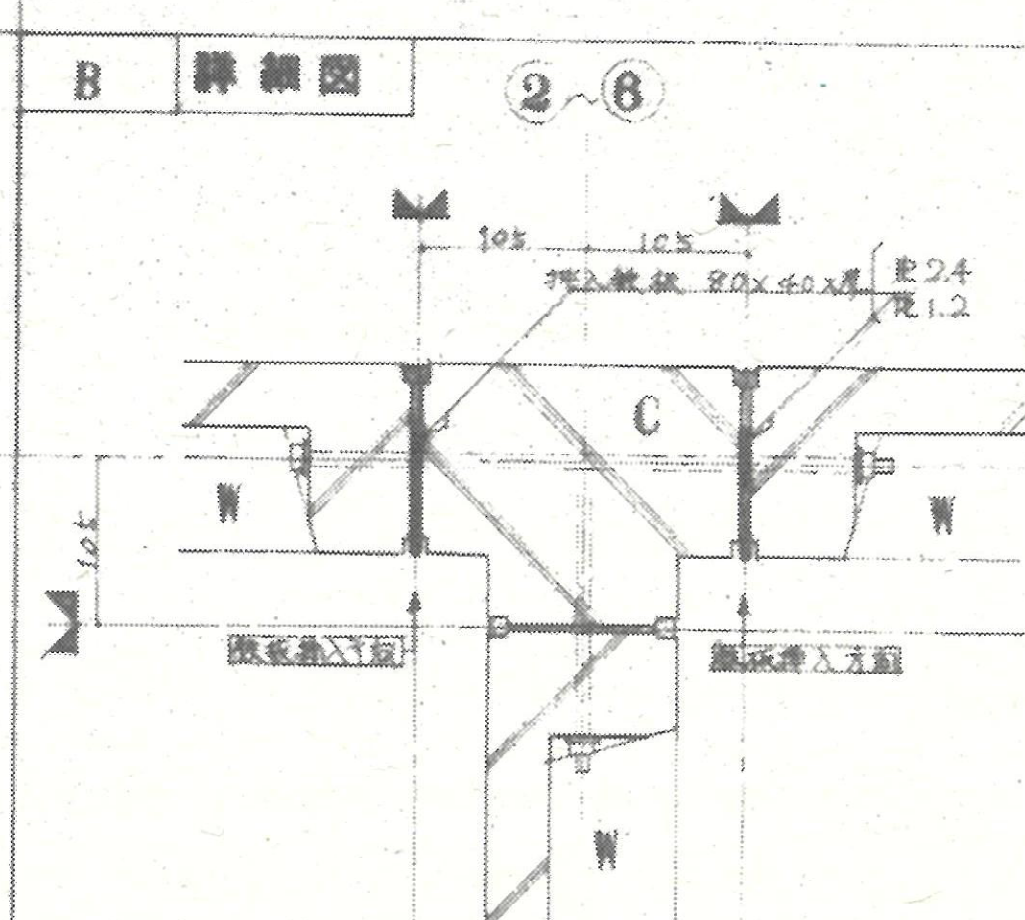
2階 鉄板挿入平面図 1:50



柱部詳細図 1:5



A~A'詳細図 1:5



戸境柱部詳細図 1:5

註. 油入鉄板は躯体の寸法・向上・既設の部材の寸法・位置・形状・材質・色・目地・仕上げ等と一致するように施工すること。また、油入鉄板の厚さは躯体の厚さと同じであること。

図種	工事名	熊谷市営籠原八平前住宅5・15号棟解体工事
KA	図面名	躯体組立図2 (15号棟)
15		A1:S=1/5 S=1/50 A3:S=1/10 S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

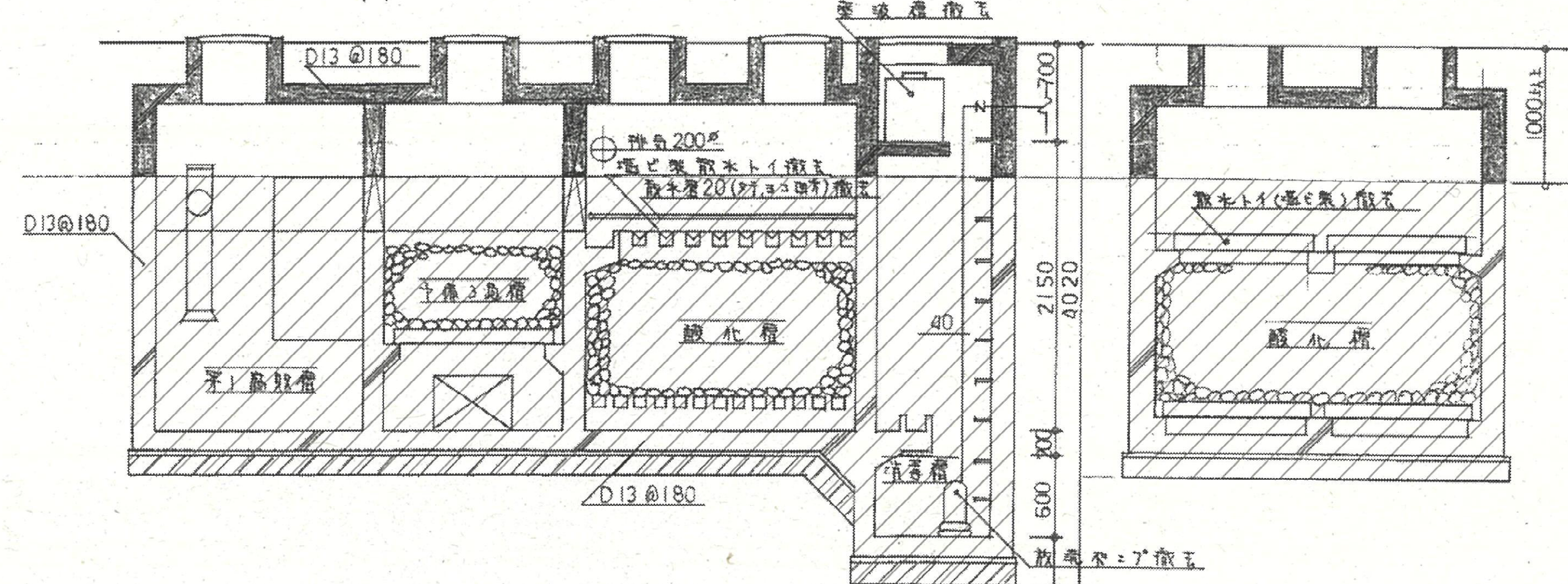
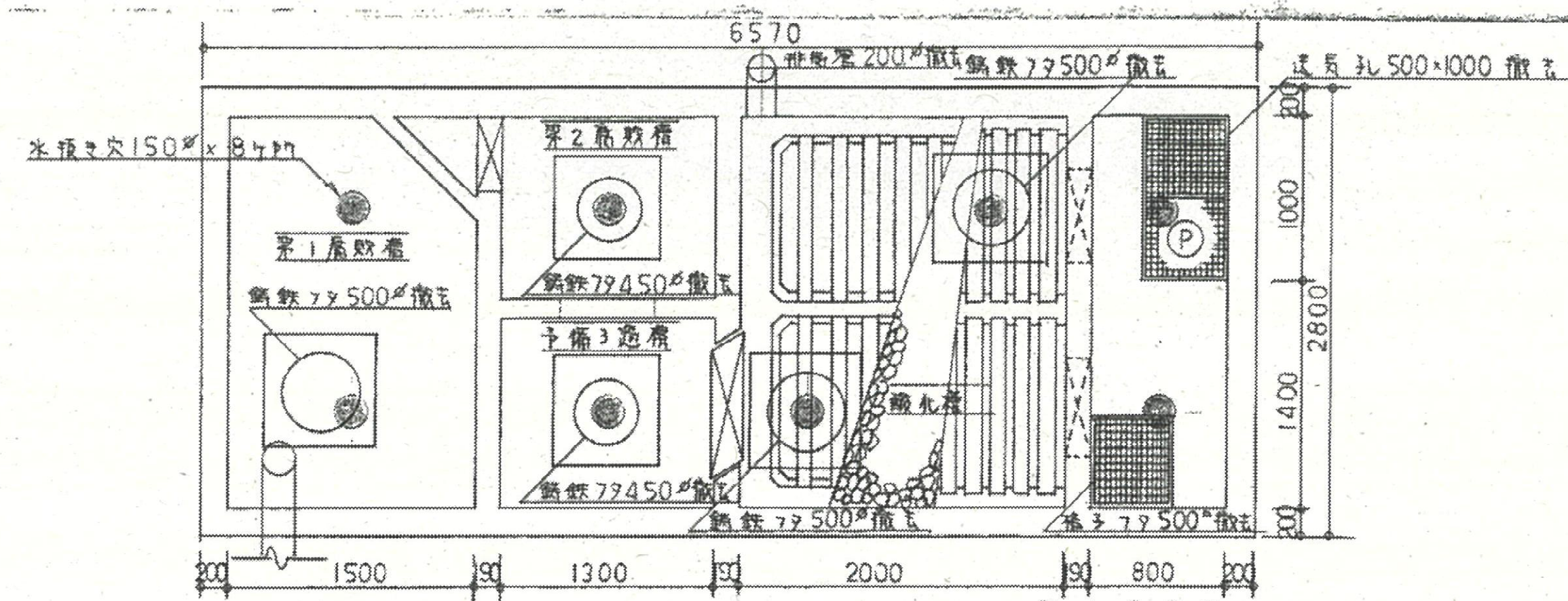
[illegible]

既存単独処理浄化槽解体仕様書

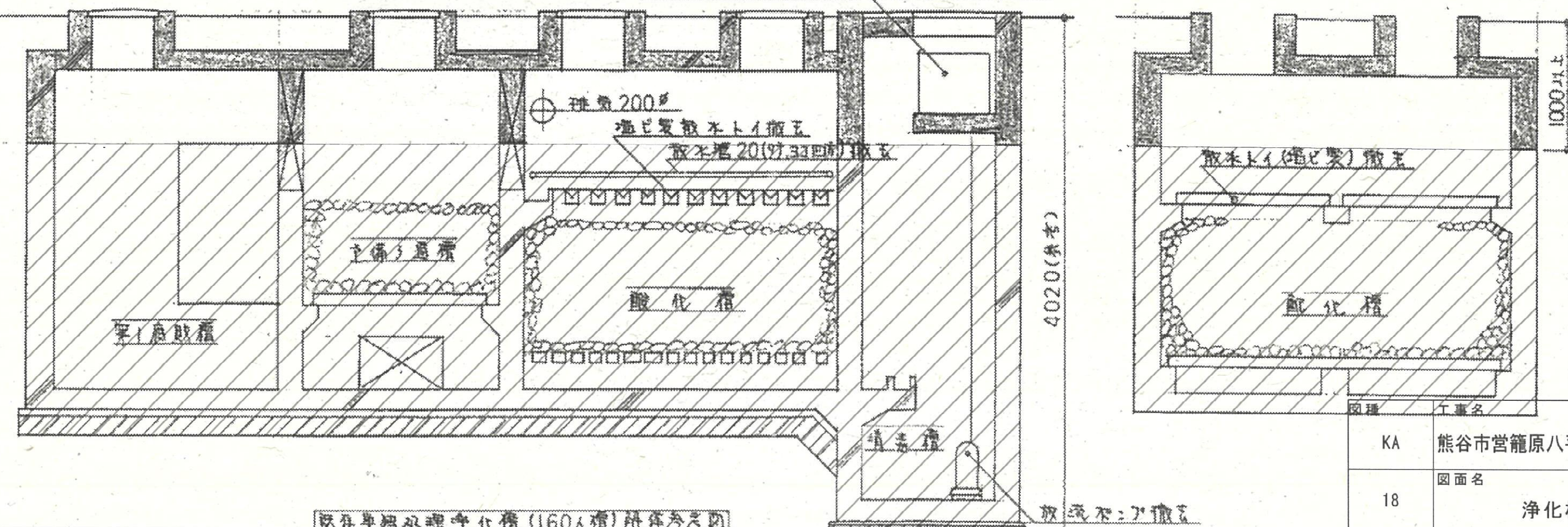
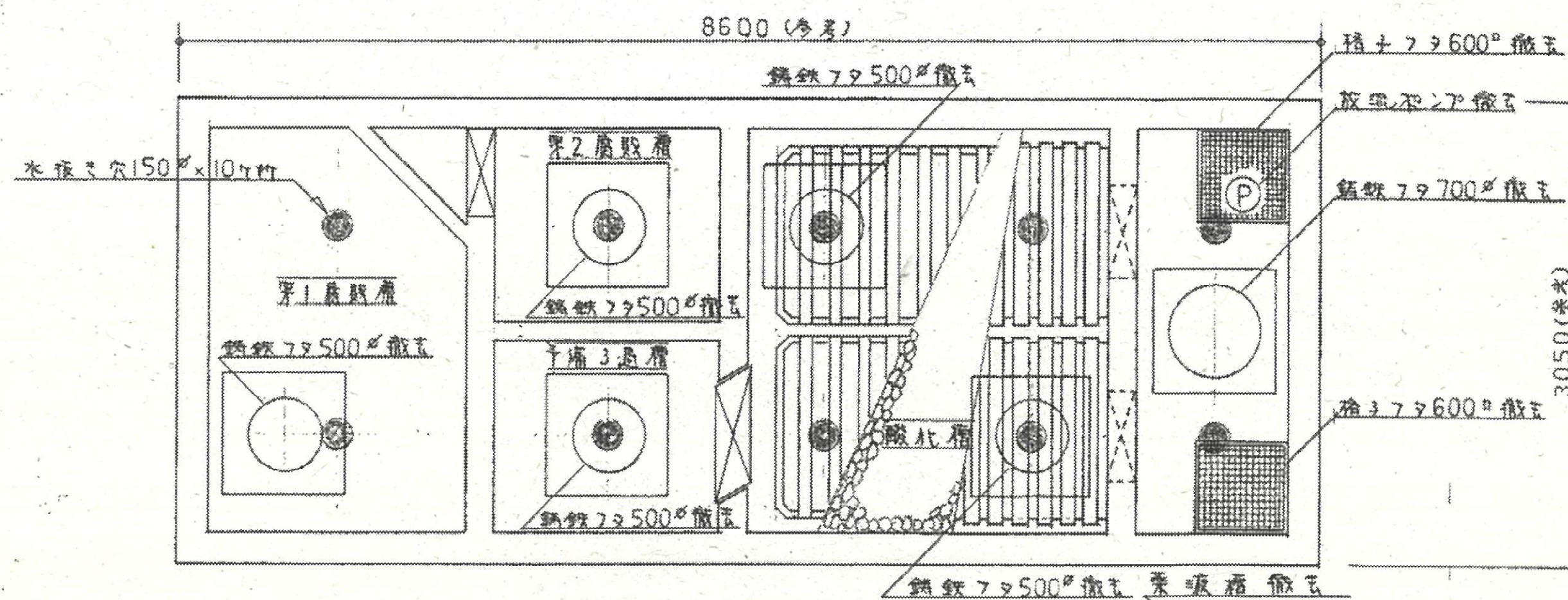
1. GL-1000までコンクリート壁、上スラブは解体、撤去とする。
2. GL-1000より下部については躯体以外のものは全て一時撤去とする。
3. 床スラブに水抜き穴150Aを計18ヶ所開ける。
4. 埋め戻しは、細かく砕いたコンクリートガラ等と再生砂を混ぜて行なう。
GL-200より上部は山砂もしくは客土にて埋め戻す。
5. 既存浄化槽内の汚物については、本工事にてくみ取り、消毒を行なう。
6. 鉄筋くみ取り、コンクリートガラ、マンホールフタ、配管、鉄板、土留め等撤去物は
廃棄物として処分する。

既存単独処理浄化槽仕様

1. 単独処理浄化槽 (96人槽)・・・単独 腐敗タンク方式 散水ろ床型
第一腐敗槽・・・ $2.40 \times 1.50 \times 1.45 = 5.220$
第二腐敗槽・・・ $1.12 \times 1.30 \times 1.45 = 2.111$
予備ろ過槽・・・ $1.12 \times 1.30 \times 1.45 = 2.111$
酸化槽・・・ $2.40 \times 2.00 \times 1.00 = 4.800$
消毒槽・・・ $2.40 \times 0.80 \times 0.80 = 1.536$
薬液槽・・・ $0.44 \times 0.44 \times 0.44 = 0.085$
2. 単独処理浄化槽 (160人槽)・・・単独 腐敗タンク方式 散水ろ床型
第一腐敗槽・・・ $2.65 \times 2.65 \times 1.45 = 7.877$ (参考)
第二腐敗槽・・・ $1.25 \times 1.77 \times 1.45 = 3.208$ (参考)
予備ろ過槽・・・ $1.25 \times 1.77 \times 1.45 = 3.208$ (参考)
酸化槽・・・ $2.65 \times 2.75 \times 1.00 = 7.287$ (参考)
消毒槽・・・ $2.65 \times 1.06 \times 0.80 = 2.247$ (参考)
薬液槽・・・ $0.44 \times 0.44 \times 0.44 = 0.085$ (参考)



既存単独処理浄化槽(96人槽)解体参考図



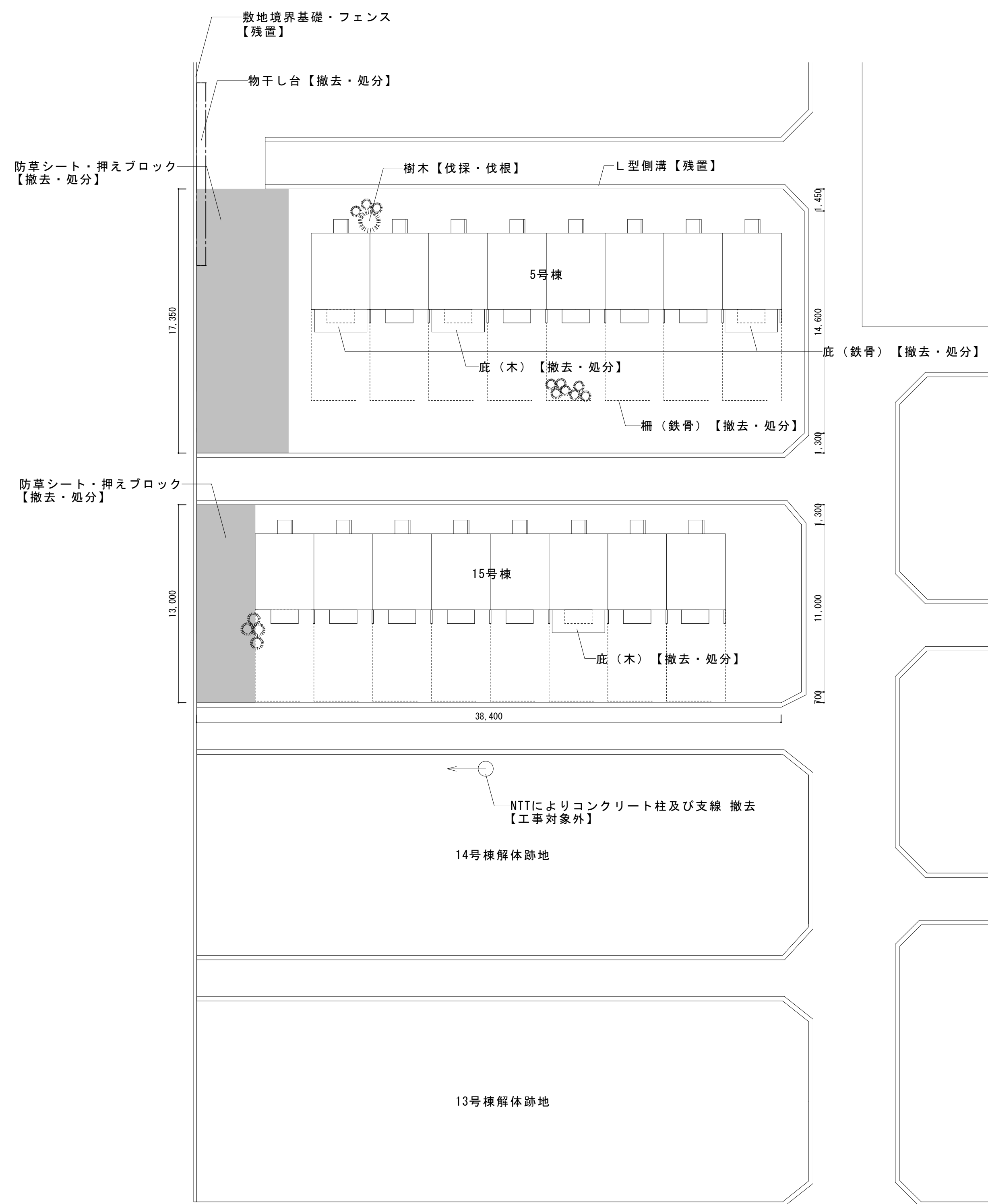
既存単独処理浄化槽(160人槽)解体参考図

注記
1. 部分の解体、撤去部分と示す。

凡例

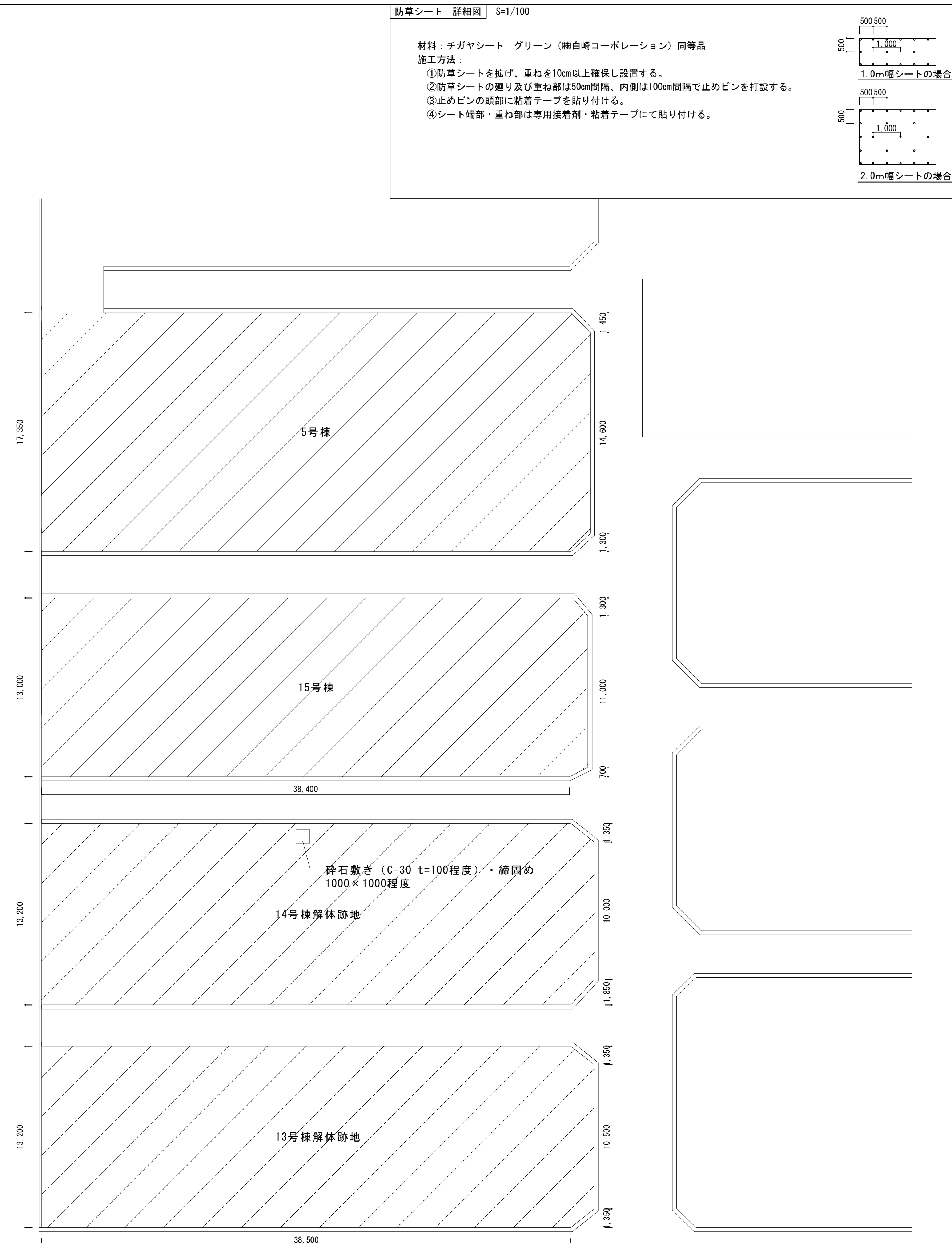
- 解体箇所を示す
- 浄化槽位置についてはKM05参照
- ※埋め戻しは山砂及び客土にて行なう。
- ※山留めの要否については試験を行い、監督員と協議とする。

KA	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事	
18	図面名 浄化槽解体参考図	A1:S=1/100 A3:S=1/200



※工事敷地内に存する建築物・工作物・埋設物・樹木・残置物等全て撤去処分とする。

【解体前】 外構図 1/200



※アスファルト舗装撤去・復旧箇所についてはKM05参照

凡例

 : 荒れ整地及び転圧を行い、防草シートt=2.0【新設】

 : 防草シートt=2.0【新設】

【解体後】 外構図 1/200

図 種	工 事 名		
KA	熊谷市宮籠原八平前住宅 5 ・ 1 5 号棟解体工事		
19	図 面 名		A1 : S=1/200
	外 構 図		A3 : S=1/400
熊 谷 市 建 設 部 宮 籠 課			

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要
- 1.1 工事名熊谷市営龍原八平前住宅5・15号棟解体工事
- 1.2 工事場所熊谷市龍原1260番地ほか
- 1.3 工期契約日から令和8年2月27日まで
- 共通仮設費率の算定に用いる工期令和7年11月1日から令和8年2月27日まで
- 現場施工期間令和年月日から令和8年2月13日まで
- 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。
- 1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）

○ 電灯設備 ・ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信設備 ○ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備	○ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ○ 火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備
--	--

- 1.5 指定部分○無・有（工期：令和年月日）
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
- 請負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和年月日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
- 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
- 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 1.7 建物概要

- 1.8 工事概要
- 龍原八平前住宅5号棟・15号棟解体に係る電気工事一式

- 1.9 同時期発注の関連工事
- ・ 建築工事
- ・ 機械設備工事

- 2 工事仕様
- 2.1 共通仕様
- （1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- （2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- （3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。）

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが※できる。・できない
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で・設ける（規模）※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は請負業者賠償責任保険等及び法外への労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
⑧ 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン※適用する○適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 完成図は、―A4金文字製本10部、A11観音製本2部を提出すること。
⑩ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事・別途） （1）引渡しを要するもの（銅屑） （2）買取処分をするもの（） （3）再生資源化を図るもの（） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

- 1 1 金属電線管の塗装
- 露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、溶融亜鉛メッキ電線管及びステンレス製プルボックスを使用する場合は、塗装を行わない。ただし、見えかきり部の塗装については図示による。
- 1 2 鍵
- 盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。

- 1 3 地中電線路
- （1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
- | 敷き均し土 | 管 種 別 |
|-------|---|
| 良質土 | 硬質ビニル電線管（VE）
耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE）
波付硬質合成樹脂管（FEP）
ポリエチレン被覆鋼管（PLP） |
- （2）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。
- （3）地中電線路の敷設は管路とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、300mm（車両通行部は600mm）とする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

- 1 4 回路の種別
行先の表示
- ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。

- 1 5 電線の接続
- 湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

- 1 6 電線管の接続
- 屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。

- 1 7 接地工事
- 漏電遮断器で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。

- 1 8 建設発生土の処理
- 場外搬出適切処分（参考）（株）H K C 小川町大字木呂子627番地他
・構内指示の場所にたい積
・構内指示の場所に敷均し

- 1 9 再生砂・再生砕石
再生アスコン使用
- 再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に○使用できる。※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

- 2 0 耐震施工
- 設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- （1）設計用水平地震力
機器の重量[kg f]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記な場合、設計用水平震度は、次による。

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地下・1階	水 槽 類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

- 重要機器
- ・配電盤 ・発電装置（防災用）・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
- ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
- 上層階の定義は次による。
- 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- （2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- 2 1 あと施工アンカー
- 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
あと施工アンカーの試験は、躯体種別毎かつアンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

- 2 2 はつり及びあと
施工アンカー打設
- 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、走査式埋設部調査を実施すること。
必要に応じ、電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。

- 2 3 改修部分の足場
- 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
（1）内部足場 ※脚立足場
（2）外部足場 ※A種（枠組足場）・B種・C種・D種・E種・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

- 2 4 墜落制止用器具
（フルハネス型）
- ※使用を要する 墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による
・使用を要しない

- 2 5 アスベスト事前
調査結果の報告
- 全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。

- 調査範囲（※改修機器・図示）
貸与資料（・設計図、完成図）
・設計成果品
- ・建築材料の調査については、建築工事の調査結果を参考とすること。

- 2 6 その他
- （1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。
- （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。
- （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
- （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。
- （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
- （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。
- （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。
- （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を監督員に提出し、施設管理者に周知する。また、停電操作・安全処置及び試験に係る費用は受注者の負担とする。
- （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
- （10）工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
- 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

- 2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、2口コンセントは様式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明機器 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （3）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること（測定高さは床上75cmとする）。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）継柱 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継柱を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間に離れないように施工した場合は、継柱を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルこらがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2 動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきⅴ・ⅴ・ⅴ・ⅴの4Pを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はL R 1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ○耐塩用 ○一般用） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 300A 定格電圧 7.2kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA×台 電灯用 kVA×台 高圧進相コンデンサ kVar×台 直列リアクトル 6％×13％ kVar×台
5 構内情報通信 網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・（概要）
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・燃料電池発電装置 ・太陽光発電装置 ・（概要） ・ガスエンジン発電装置 ・マイクロガスタービン発電装置 ・熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・風力発電装置

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 （非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
- 壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	市営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	1,800	1,800
コソバト、電話用7A11、直列11	（一般）	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台所）	台上～中心	150	500
防水型コンセント	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	（上端1,900以下）1,500	（上端1,900以下）1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	500～900	500～900
後帰ボタン（〃）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（〃）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	（上端1,900以下）1,500	2,000

- 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分
- 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
- 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
- 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 特記事項
- ※ 軽微な変更は両者の協議により、請負代金額の変更は行わないものとする。
- ※ 施工にあたり設計図により施工するも設計図書に明示されていない事項で、工事の性能上必要と思われるものは、監督員の指示に従い請負代金額の範囲で施工する。
- ※―設計図A3縮尺印刷製音製本2部を提出すること。

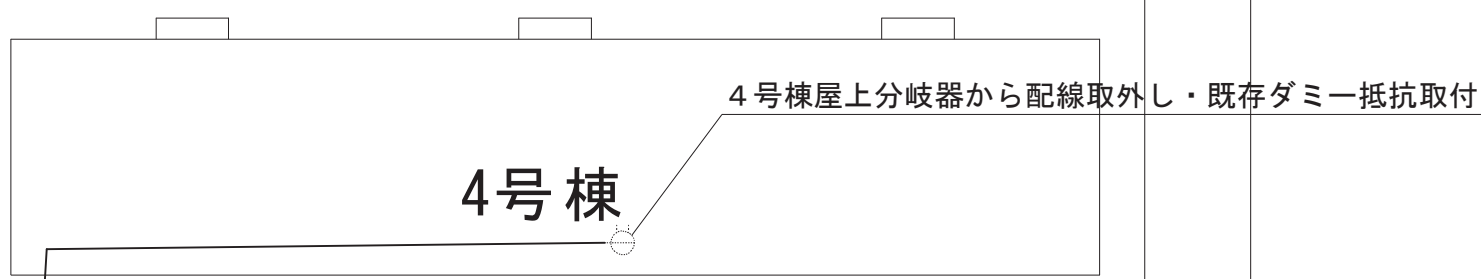
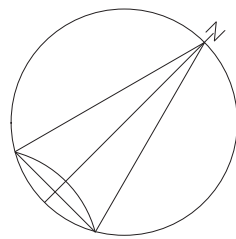
舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥）0.13m3
・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
2 受注者は、中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

- ※ 週休2日制モデル工事
- 本工事は、熊谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」（○モデル工事（現場閉所型） ・モデル工事（交替制））の試行対象工事である。試行の実施は、熊谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。
- 試行要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

官公庁等打合わせ機関	
建築：	
昇降機：	
施設管理者：	TEL:
電力会社：	TEL:
電話会社：	TEL:
消 防：	TEL:
電気管理事務所：	TEL:

2025.04

	設計年月日	熊 谷 市 建 設 部 営 繕 課				縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号
	令和7年					N S	熊谷市営龍原八平前住宅5・15号棟解体工事	電気設備工事特記仕様書	KE-01



自転車置場

自転車置場

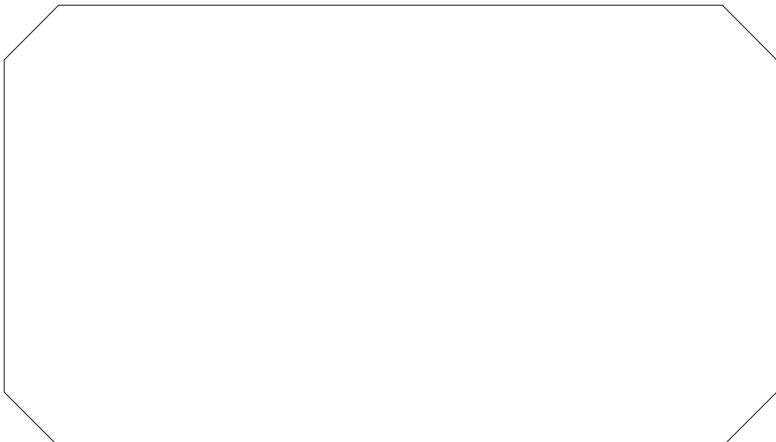
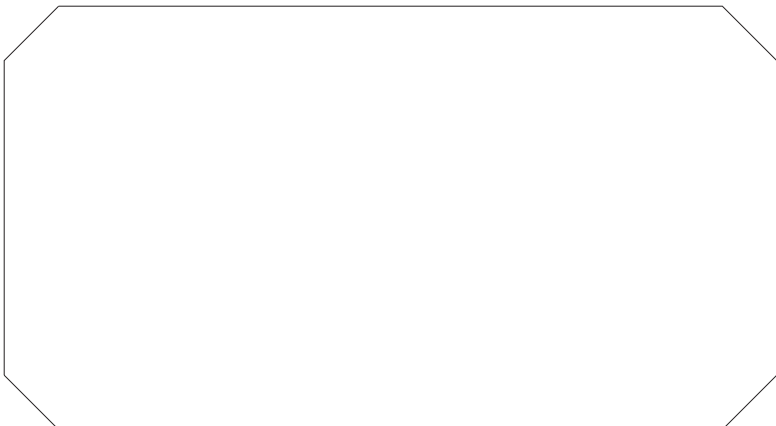
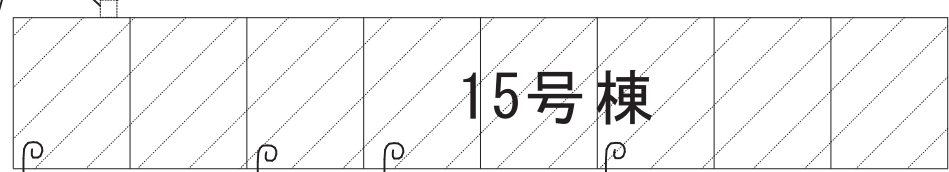
鋼管柱 6m (基礎とも) ・ V E 1 6 (E2.0・接地極とも) 撤去
撤去後の埋戻し・締固めは建築工事

手元開閉器面より DV2mm-2R 分岐 (撤去)

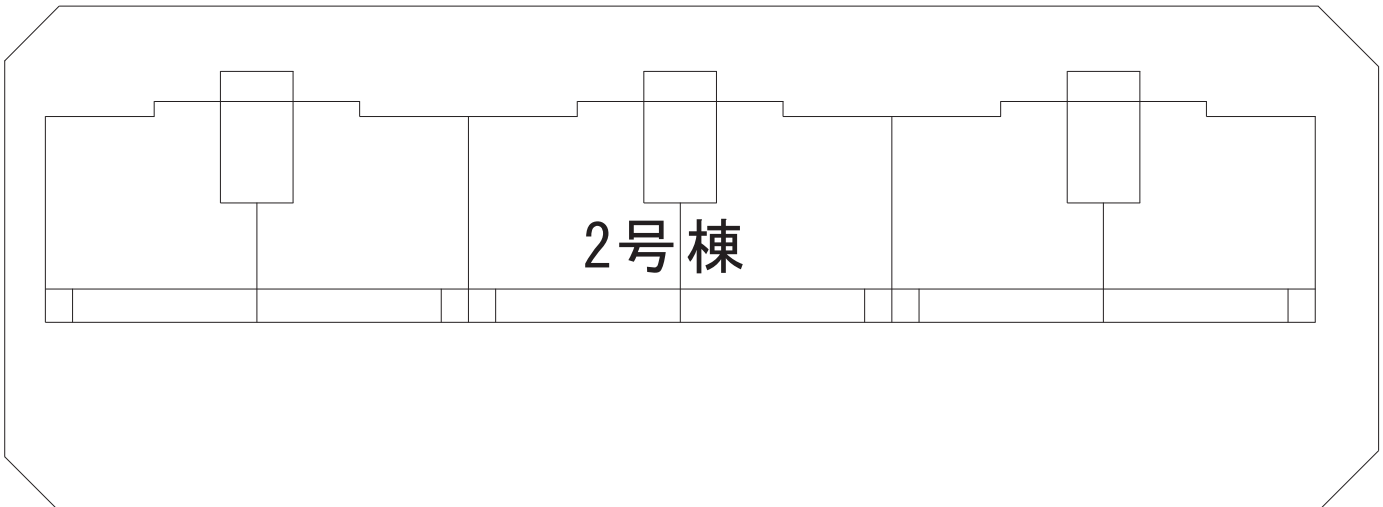
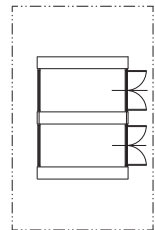


5号棟-15号棟間のみ S-5C-FB x 3 (撤去)

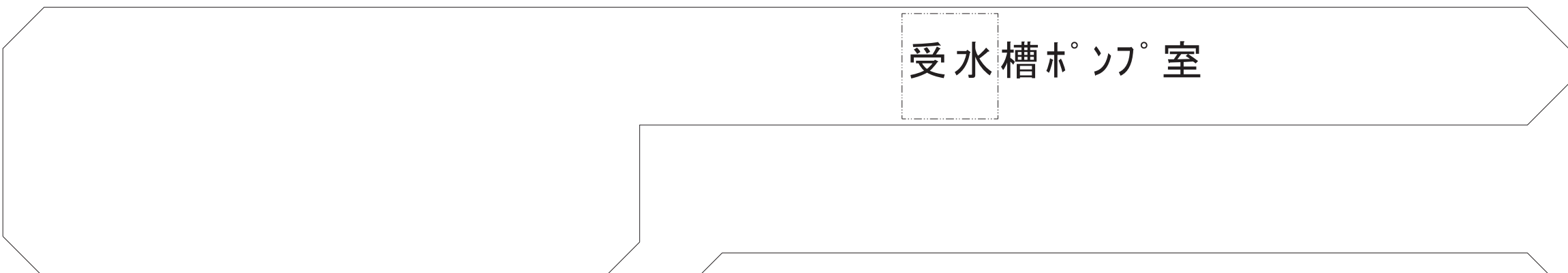
LED
幹線用樹脂ボックスより DV2mm-2R 分岐 (撤去)



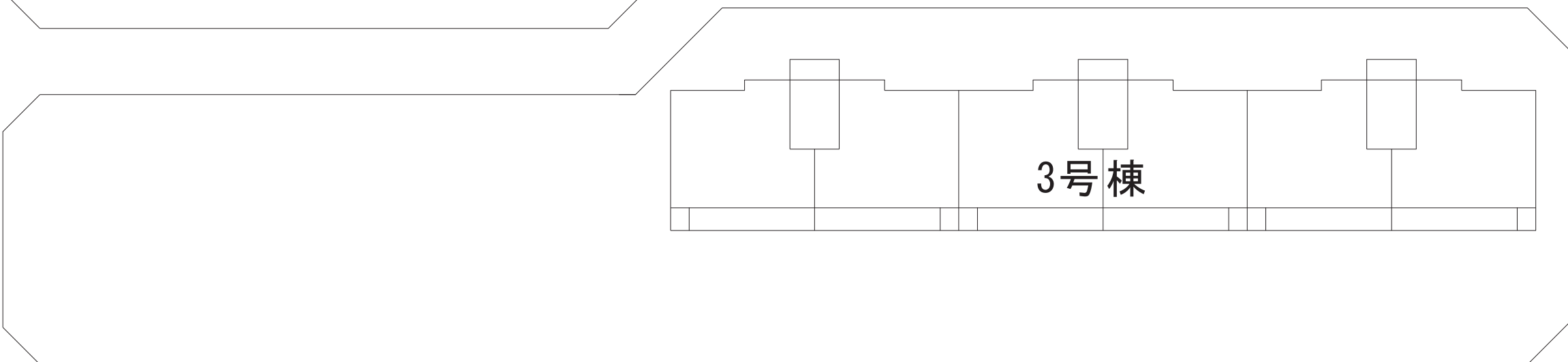
集会所



2号棟

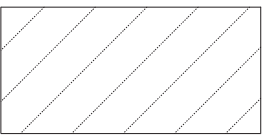


受水槽ポンプ室



3号棟

都市公園



工事対象建物

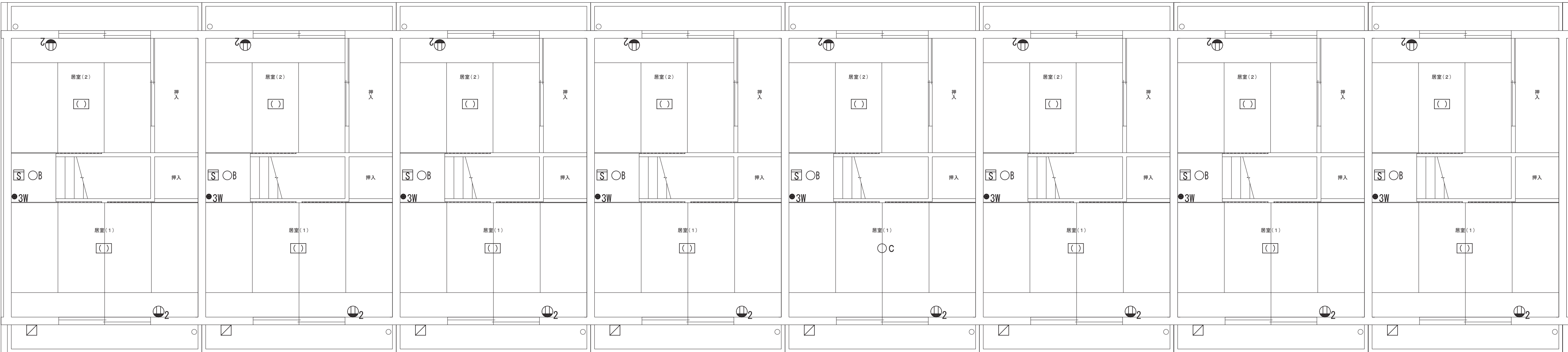
凡例

記号	名称・仕様
	3分配器 (防水型) ・ ダミー抵抗
	4分配器 (防水型) ・ ダミー抵抗
	5分配器 (防水型) ・ ダミー抵抗
	増幅器 (防水型)
	4分配器 (防水型) ・ ダミー抵抗
	鋼管柱 (4m・500□×1,000基礎とも) 防犯灯用
	防犯灯 (20W1灯用)
	防犯灯 (LED)
	S-5C-FB (MW14°) 撤去

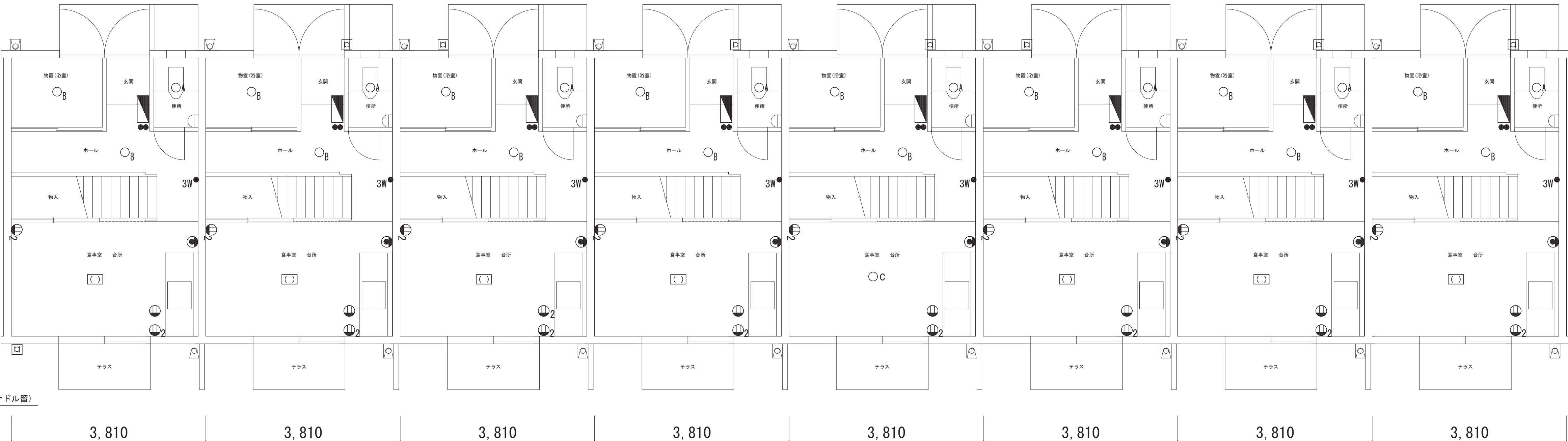
※実線で記載の機器はすべて撤去とする。

※各鋼管柱撤去後の埋戻し・締固めは建築工事

※既存分配器よりダミー抵抗を取外し、4号棟屋上の配線撤去後の分岐器に取り付けること。



2階平面図 1:50



1階平面図 1:50

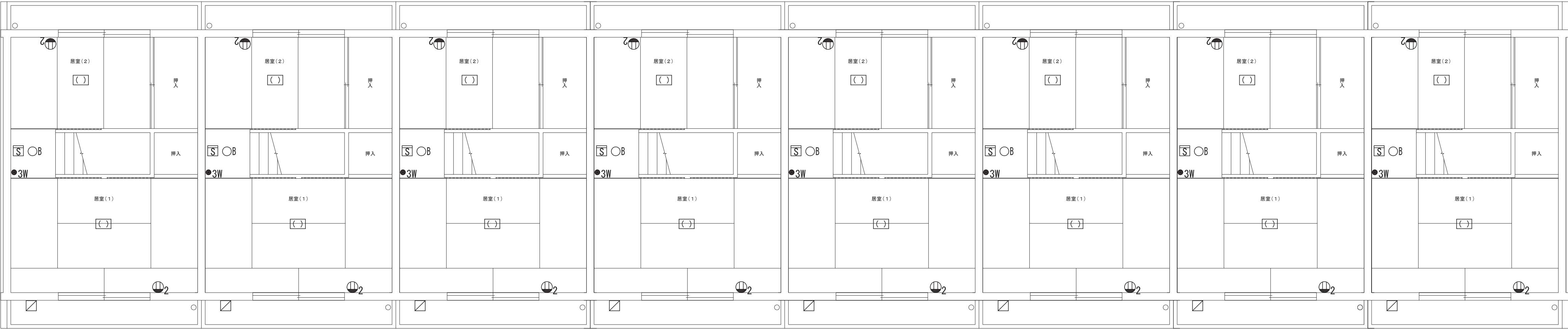


北立面図 1:50

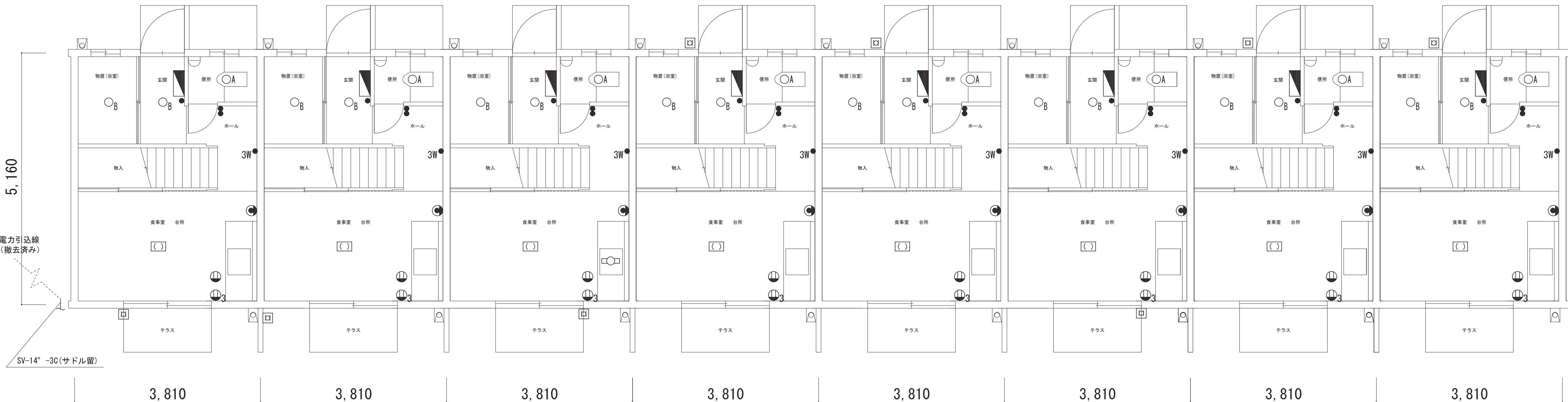
記号	名称・仕様
WH-E	積算電力量計 (撤去済み)
□	樹脂製ボックス 100×200×100
S	手元開閉器 (KS3P60A×1)
☑	樹脂製スイッチボックス+VE22立上・エントランスキャップ
△	分電盤 (MCB2P30A×1、ELB2P30A×1、MCB2P20A×4)
○	引掛けシーリング 6A125V
○	コンセント 2P15Ax1
○	コンセント 2P15Ax2
●	スイッチ 1P15Ax2
●	スイッチ 3W15Ax1
○	1L40W
○	1L60W
○	FCL30W×2ペンダントライト
●	電話用アウトレット
□	電話保安器 (IV1.6 (PR24) 立下げ、地中の接地極とも)
S	住宅用火災感知器

※記載の機器はすべて撤去とする。
※蛍光灯器具については処分に安定器のPCB含有有無を調査し、その結果を監督員に報告すること。PCBを含有する安定器は別途指示する場所に保管する。ただし、家庭用ペンダントについては確認を要しない。
※いんべい配線の撤去については建屋の解体と一体で行う。

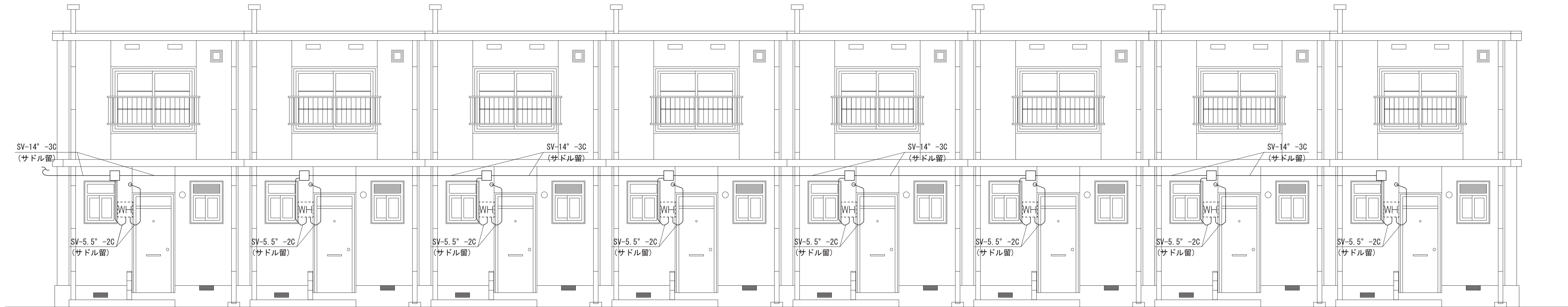
図種	工事名
KE	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事
図面名	S:A1:1/50 A3:1/100
03	電気設備撤去平面図・北立面図(5号棟) 2025
熊谷市建設部営繕課	



2階平面図 1:50



1階平面図 1:50



北立面図 1:50

記号	名称・仕様
WH-E	積算電力量計 (撤去済み)
□	樹脂製ボックス 100×200×100
☑	樹脂製スイッチボックス+VE22立上・エントランスキャップ
▴	分電盤 (MCB2P30A×1、ELB2P30A×1、MCB2P20A×4)
○	引掛けシーリング 6A125V
○1	コンセント 2P15Ax1
○2	コンセント 2P15Ax2
○3	コンセント 2P15Ax3
●	スイッチ 1P15Ax1
●●	スイッチ 1P15Ax2
●3W	スイッチ 3W15Ax1
○A	1L40W
○B	1L60W
□○	FL20Wx1
⦿	電話用アウトレット
□	電話保安器 (IV1.6 (PR24) 立下げ、地中の接地極とも)
Ⓔ	住宅用火災感知器

※記載の機器はすべて撤去とする。
※蛍光灯器具については処分前に安定器のPCB含有有無を調査し、その結果を監督員に報告すること。PCBを含有する安定器は別途指示する場所に保管する。ただし、家庭用ペンダントについては確認を要しない。
※いんべい配線の撤去については建屋の解体と一体で行う。

図種	工事名
KE	熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事
04	図面名 電気設備撤去平面図・北立面図 (15号棟)
S:A1:1/50 A3:1/100 2025	
熊谷市建設部営繕課	

環境配慮（グリーン）改修工事

① アスベスト処理工事一般共通事項

留意事項

1 本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。

2 アスベスト処理を所管する行政の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。

3 この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修仕様」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月 厚生労働省・環境省）による。

2 アスベスト含有分析調査

分析によるアスベスト含有建材の調査

・ 行う（下表による）

材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析

採取箇所 ※ 図示

分析対象

※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）

調査方法・分析方法

※ JIS A 1481 規格群（1481-1,2,3,4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。

分析結果については、監督員に提出すること。

調査範囲（※改修機器 ・ 図示）
質与資料（ ・ 設計図、完成図 ・ 設計成果品）

3 アスベスト粉じん濃度測定

アスベスト粉じん濃度測定

・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所 ※ 図示

適 用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 （各処理作業室ごと）	備考		
レベル1	レベル2	レベル3					
○	○	・	測定 1	処理作業室内	※各2点 ・ 各3点		
○	○	・	測定 2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 3	処理作業室内	各2点		
○	・	・	測定 4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
○	・	・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口 （処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認
○	○	・	測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
○	○	・	測定 7	処理作業後	処理作業室内	各2点 （レベル3は1点）	
○	○	・	測定 8	（隔離シート撤去前）	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定 9	処理作業後	処理作業室内	各2点 （レベル3は1点）	
・	・	・	測定 10	（シート撤去後1週間以降）	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

アスベスト粉じん濃度測定方法

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
ダクトフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径（幅） 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さど直径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）

ア 測定結果

イ 測定時間

ウ 測定位置（測定高とともに図面に記載）

エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ マウンティング方法

カ 顕微鏡視野面積、計数視野数

キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

4 7x7x8含有吹き付け材の撤去（レベル1）

アスベスト含有吹付け材の除去

・ 行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門事業者の仕様とする。

除去物及び汚染物質等

処理方法

※密封処理（二重袋梱包）

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。

・セメント固化

処理を行う吹付けアスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

5 7x7x8含有保温材等の撤去（レベル2）

アスベスト含有保温材の除去

[9.1.4]

・ 行う

作業上の隔離

・ 行う

・ 行わない

処理を行う保温材等アスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

1 アスベスト含有成形板の除去

・ 行う

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材 料 名（製品名）	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・ 外壁石綿含有仕上塗材・下地調整材除去		※ 図示 ・
		※ 図示 ・
		※ 図示 ・
		※ 図示 ・

＜参考＞ケイ酸カルシウム板第1種の除去作業（大気汚染防止法施行規則別表第7第4の項）（要約）

次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 切断・破砕することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ハ イの方法で除去することが技術上著しく困難なとき、又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。

（1）除去部分の周辺を事前に養生すること。

（2）除去する建材を薬液等により湿潤化すること。

ニ 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

＜参考＞その他石綿含有成形板等の除去作業（大気汚染防止法施行規則別表第7第4の項）（要約）

次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 切断・破砕することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること。

ニ 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。

※同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※薬液等による湿潤化は、水を含みます。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行ってください。

2 非石綿部での切断による除去

○ 行う

処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・ 設備機器ダクト接合部（石綿含有パッキン組込）		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて
・ 石綿含有保温材付配管		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて
・ 石綿含有配管フランジパッキン		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて
		※ 図示 ・ 撤去範囲すべて

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれを考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

＜参考＞石綿使用有無の事前調査フロー

（1）設計図書による調査

① 施工年による調査

② 使用建築材料による調査

可能性あり・不明

（2）現場目視による調査

目視調査（建材の確認）

可能性あり・不明

分析を実施しない場合

分析を実施する場合

（3）分析調査による判定

JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など

石綿含有とみなす

石綿含有0.1%を超えていると判断

石綿含有0.1%以下と判断

石綿使用あり・届出要件確認・届出

石綿使用なし

可能性なし

可能性なし

＜参考＞非飛散性石綿含有建材を除去する時の作業フロー

1 成形された配管保温材等を原形のまま取り外しによる除去（レベル2）

成形された配管保温材等を原形のまま取り外す場合には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、隔離養生（負圧不要）、散水等による湿潤化による石綿の飛散防止措置を行い、次の手順で除去する。なお、劣化し石綿飛散のおそれがある場合には、石綿含有吹き付け材等の切断等による除去と同等の措置を講じる。また、作業中に事前調査により把握していない飛散性石綿含有建材が確認された場合には、直ちに作業を中止し、飛散防止措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

＜作業フローチャート＞

石綿作業主任者の選任
作業員への特別教育の実施

工事計画・要領書の作成・届出
必要機器・資材の準備・調達

除去工事実施の表示

外部から見やすい位置に掲示する。

事前清掃

周辺の養生

床養生以外に開口部もシート等で養生する。

粉じん飛散抑制剤の散布・浸透

取り残しあり

原形のまま取り外し

破壊した場合は、高性能真空掃除機で清掃する。

取り残しがないことの確認

除去面に粉じん飛散防止処理剤散布

養生材の清掃または粉じん飛散抑制剤散布

養生の撤去

最終清掃

作業記録

作業に適用した呼吸用保護具・専用の作業衣着用

所管行政の指導により、特別管理産業廃棄物として最終処分

2 非石綿部での切断による除去【ダクトパッキン・配管パッキン】（レベル3）

建築物のダクトには、接合部に石綿含有物が使用されていることが多い。この場合、直接石綿含有物に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。

＜作業フローチャート＞

石綿作業主任者の選任
作業員への特別教育の実施

作業計画の作成・作業の届出
必要機器・資材の準備・調達

除去工事実施の表示
（所管行政の指導がある場合）

事前清掃

石綿含有部分以外の部分で切断

参考図のとおり切断する。

プラスチックシートまたは袋で二重梱包

最終清掃

作業記録

作業に適用した呼吸用保護具・専用の作業衣着用

切断部分の収集・運搬

最終処分

参考図1 設備機器ダクト接合部の除去方法

石綿含有パッキン

ジョイントボス

切断

ダクトジョイントアングル

鉄締め

ダクト鉄板

切断

参考図2 配管フランジパッキンの除去方法

石綿含有パッキン

切断

ガス管

切断

3 非石綿部での切断による除去【配管保温材】（レベル2）

直接石綿含有保温材に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。

＜作業フローチャート＞

石綿作業主任者の選任
作業員への特別教育の実施

工事計画・要領書の作成・届出
必要機器・資材の準備・調達

除去工事実施の表示

外部から見やすい位置に掲示する。

事前清掃

周辺の養生

開口部等をシート等で養生する。

配管エルボ部をポリシートまたは養生テープで養生

配管エルボ部を覆らしたウエス等で湿潤化

石綿含有部分以外の部分で切断

参考図のとおり切断する。

薬液で安定化し、プラスチックシートまたは袋で二重梱包

最終清掃

作業記録

作業に適用した呼吸用保護具・専用の作業衣着用

切断部分の収集・運搬

最終処分

※廃棄する場合、特別管理産業廃棄物として管理責任者を適任し適正に処理すること。

参考図3 石綿含有保温材付配管の除去方法

養生テープ

石綿含有保温材

ポリシート

養生テープ

切断

10cm

切断

設計年月日

熊谷市建設部 熊谷市建設部 熊谷市建設部

工 事 名 称

熊谷市宮籠原八平前住宅5・15号棟解体工事

図 面 名

機械設備工事特記仕様書（3）

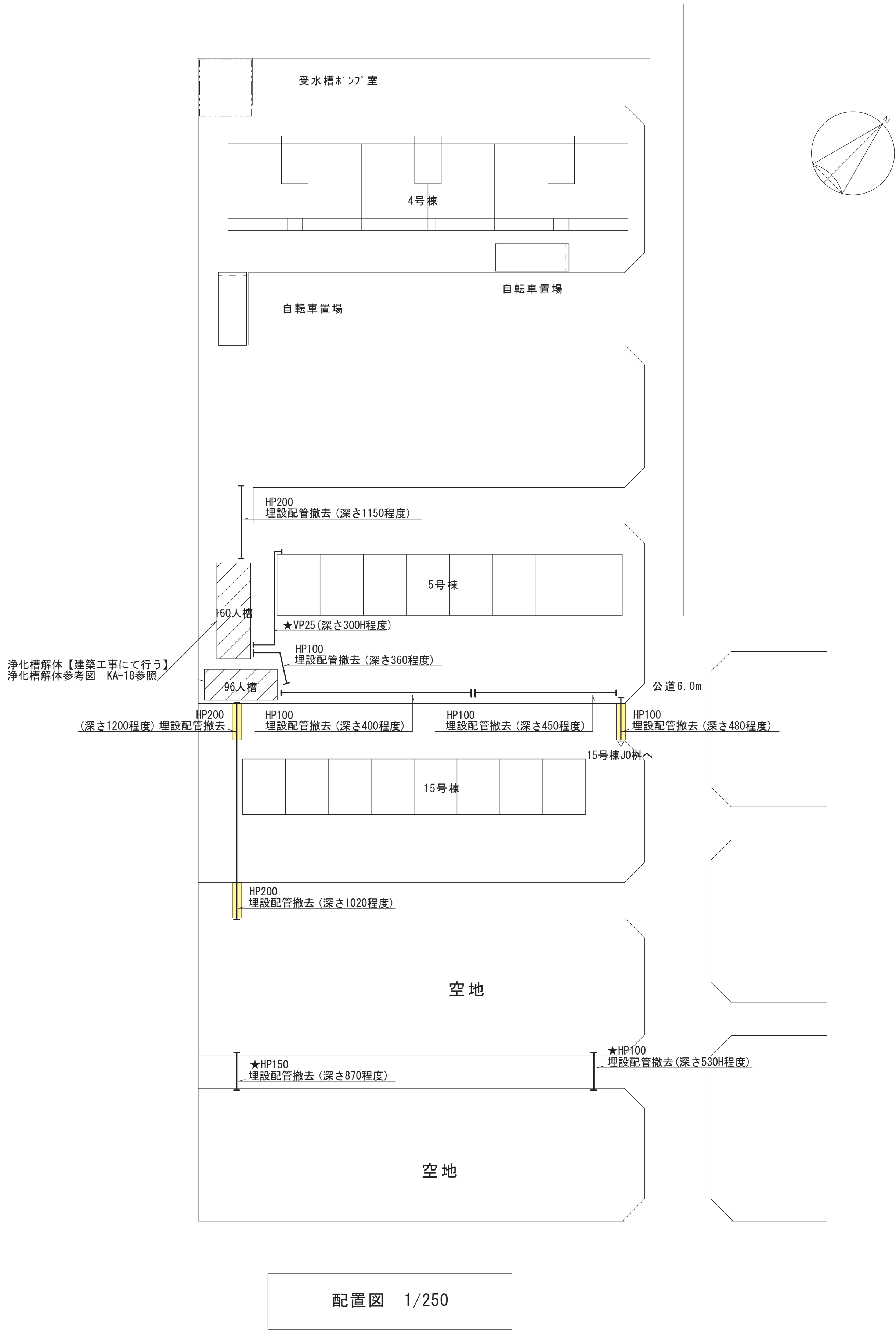
図面番号

KM－03

凡 例 （ 既 設 ）

記 号	名 称	施工箇所	仕 様、備 考
—HP	排水管	地中埋設	ヒューム管 (HP)
—VP	地下配線	地中埋設	電線共撤去
— (太線)	撤去配管		
└─┬─┘	残置配管		特記参照

・★付の残置配管については、まずは試掘を行い、埋設配管の有無と位置を確認すること。
配管が確認された場合は監督員との協議を行うこと。
鋪装撤去範囲（営繕課所管市有地）※撤去・復旧は建築工事にて行う



種	工事名		
K M	熊谷市営籠原八平前住宅5・15号棟解体工事		
04	図面名	配置図	S:A1:1/250 A3:1/500
		給排水設備 撤去	R7.9
熊谷市役所建設部営繕課			

5号棟樹リスト

No.	名称	樹仕様	樹径	管底高	蓋仕様
1	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	595	塩ビ製蓋
2	汚水樹	塩ビ製	200	600	塩ビ製蓋
3	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	620	塩ビ製蓋
4	汚水樹	塩ビ製	200	630	塩ビ製蓋
5	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	670	塩ビ製蓋
6	汚水樹	塩ビ製	200	700	塩ビ製蓋
7	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	730	塩ビ製蓋
8	汚水樹	塩ビ製	200	740	塩ビ製蓋
9	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	770	塩ビ製蓋
10	汚水樹	塩ビ製	200	820	塩ビ製蓋
11	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	865	塩ビ製蓋
12	汚水樹	塩ビ製	200	900	塩ビ製蓋
13	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	950	塩ビ製蓋
14	汚水樹	塩ビ製	200	970	塩ビ製蓋
15	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	1030	塩ビ製蓋
16	汚水樹	塩ビ製	200	1050	塩ビ製蓋
17	ドロッツ樹	塩ビ製	200	1100	铸铁製防護蓋
18	汚水樹	塩ビ製	200	315	塩ビ製蓋
19	汚水樹	塩ビ製	200	370	塩ビ製蓋
20	汚水樹	塩ビ製	200	460	塩ビ製蓋
21	汚水樹	塩ビ製	200	500	塩ビ製蓋
22	汚水樹	塩ビ製	200	590	塩ビ製蓋
23	汚水樹	塩ビ製	200	620	塩ビ製蓋
24	汚水樹	塩ビ製	200	700	塩ビ製蓋
25	汚水樹	塩ビ製	200	665	塩ビ製蓋
26	汚水樹	塩ビ製	200	1700	铸铁製防護蓋
27	汚水樹	塩ビ製	200	1850	铸铁製防護蓋
28	汚水樹	塩ビ製	200	1525	铸铁製防護蓋

No.	名称	樹仕様	樹径	管底高	仕様
A1	雨水樹	RA-1	400	300	コンクリート製
B1	雨水樹	RA-1	400	320	コンクリート製
C1	雨水樹	RA-1	400	340	コンクリート製
D1	雨水樹	RA-1	400	360	コンクリート製
E1	雨水樹	RA-1	400	380	コンクリート製
F1	雨水樹	RA-1	400	400	コンクリート製
G1	雨水樹	RA-2	400	420	コンクリート製
H1	雨水樹	RA-2	400	440	コンクリート製
I1	雨水樹	RA-2	400	460	コンクリート製
J1	雨水樹	RA-2	400	440	コンクリート製

No.	名称	樹仕様	樹径	管底高	蓋仕様
A0	雨水樹	RA-1	□300	300	コンクリート製溜樹
B0	雨水樹	RA-1	□300	320	コンクリート製溜樹
C0	雨水樹	RA-1	□360	340	コンクリート製溜樹
D0	雨水樹	RA-1	□360	360	コンクリート製溜樹
E0	雨水樹	RA-1	□360	380	コンクリート製溜樹
F0	雨水樹	RA-1	□450	400	コンクリート製溜樹
G0	雨水樹	RA-2	□450	420	コンクリート製溜樹

15号棟樹リスト

No.	名称	樹仕様	樹径	管底高	蓋仕様
1	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	545	塩ビ製蓋
2	汚水樹	塩ビ製	200	605	塩ビ製蓋
3	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	630	塩ビ製蓋
4	汚水樹	塩ビ製	200	670	塩ビ製蓋
5	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	720	塩ビ製蓋
6	汚水樹	塩ビ製	200	745	塩ビ製蓋
7	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	755	塩ビ製蓋
8	汚水樹	塩ビ製	200	800	塩ビ製蓋
9	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	820	塩ビ製蓋
10	汚水樹	塩ビ製	200	870	塩ビ製蓋
11	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	855	塩ビ製蓋
12	汚水樹	塩ビ製	200	895	塩ビ製蓋
13	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	920	塩ビ製蓋
14	汚水樹	塩ビ製	200	965	塩ビ製蓋
15	汚水樹(トラップ付)	塩ビ製	200	985	塩ビ製蓋
16	汚水樹	塩ビ製	200	1000	塩ビ製蓋
17	汚水樹	塩ビ製	200	1025	塩ビ製蓋
18	汚水樹	塩ビ製	200	390	塩ビ製蓋
19	汚水樹	塩ビ製	200	445	塩ビ製蓋
20	汚水樹	塩ビ製	200	500	塩ビ製蓋
21	汚水樹	塩ビ製	200	605	塩ビ製蓋
22	汚水樹	塩ビ製	200	680	塩ビ製蓋
23	汚水樹	塩ビ製	200	745	塩ビ製蓋
24	汚水樹	塩ビ製	200	855	塩ビ製蓋
25	汚水樹	塩ビ製	200	940	塩ビ製蓋
26	汚水樹	塩ビ製	200	960	铸铁製防護蓋
27	汚水樹	塩ビ製	200	1125	铸铁製防護蓋
28	ドロッツ樹	塩ビ製	200	1740	铸铁製防護蓋
29	汚水樹	塩ビ製	200	1760	铸铁製防護蓋

No.	名称	樹仕様	樹径	管底高	仕様
A1	雨水樹	RA-1	400	300	コンクリート製
B1	雨水樹	RA-1	400	320	コンクリート製
C1	雨水樹	RA-1	400	340	コンクリート製
D1	雨水樹	RA-1	400	360	コンクリート製
E1	雨水樹	RA-1	400	380	コンクリート製
F1	雨水樹	RA-1	400	400	コンクリート製
G1	雨水樹	RA-2	400	420	コンクリート製
H1	雨水樹	RA-2	400	440	コンクリート製
I1	雨水樹	RA-2	400	460	コンクリート製

No.	名称	樹仕様	樹径	管底高	蓋仕様
A0	雨水樹	RA-1	□300	300	コンクリート製溜樹
B0	雨水樹	RA-1	□300	320	コンクリート製溜樹
C0	雨水樹	RA-1	□360	340	コンクリート製溜樹
D0	雨水樹	RA-1	□360	360	コンクリート製溜樹
E0	雨水樹	RA-1	□360	380	コンクリート製溜樹
F0	雨水樹	RA-1	□450	400	コンクリート製溜樹
G0	雨水樹	RA-2	□450	420	コンクリート製溜樹
H0	雨水樹	RA-2	□450	440	コンクリート製溜樹
I0	雨水樹	RA-2	□450	460	コンクリート製溜樹
J0	雨水樹	RA-2	□600	480	コンクリート製溜樹

撤去機器・器具（既設）

名 称	仕様、備考	場所	個数
機水栓		台所	1×16部屋
換気扇	20cm相当	台所	1×16部屋
和式大便器		トイレ	1×16部屋
手洗器	水栓共	トイレ	1×16部屋
水栓柱	水栓共	浴室	1×16部屋

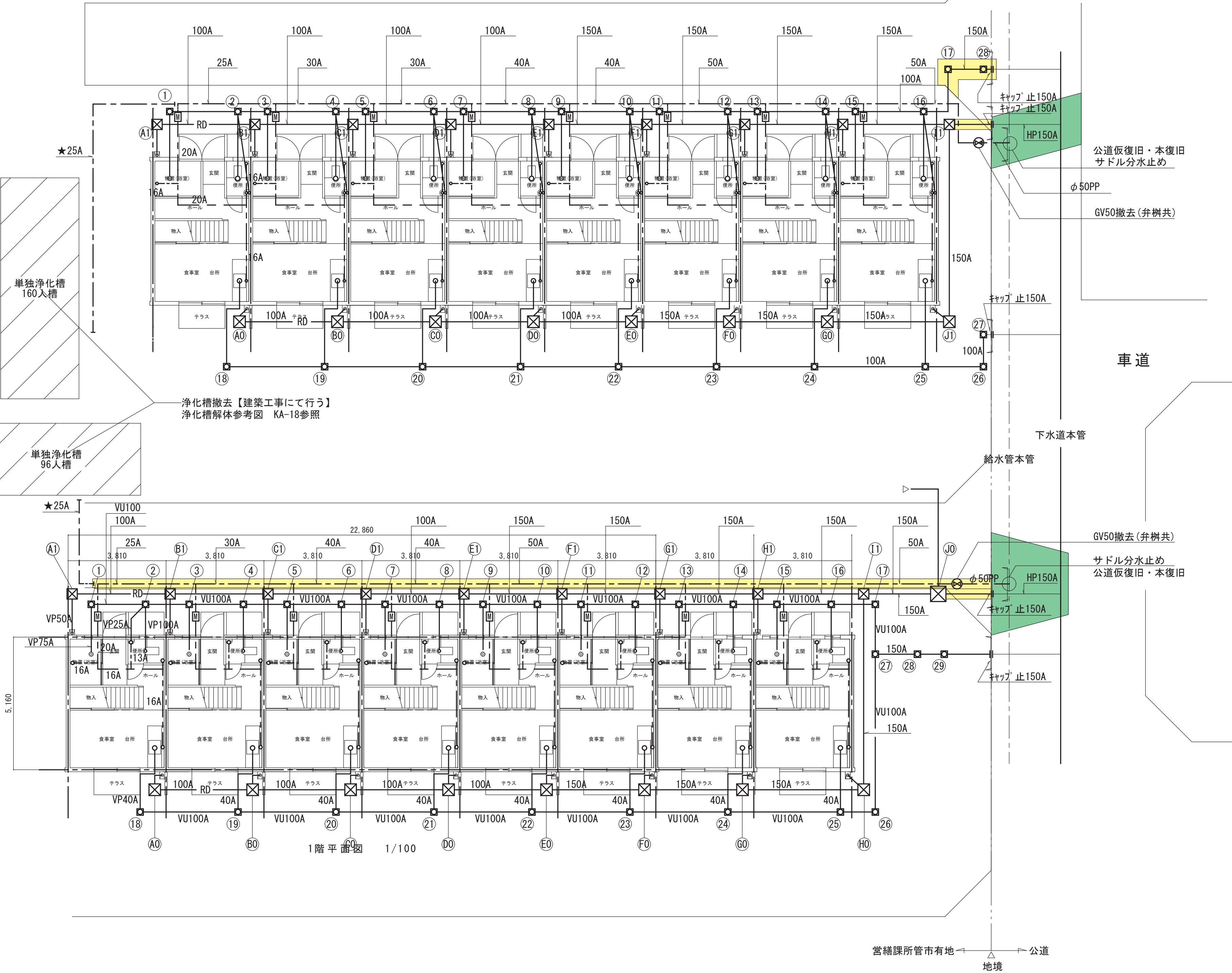
凡例（既設）

記 号	名 称	施工箇所	仕 様、備 考
— — —	給水管	屋内一般	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
— — —	給水管	地中埋設	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
— RD —	雨水管	地中埋設	排水土管
— VP —	排水管	地中埋設(第一樹まで)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
— VU —	排水管	地中埋設(樹間)	硬質ポリ塩化ビニル管(VU)
— HP —	排水管	地中埋設	ヒューム管(HP)
☒	雨水樹		樹リストに準ずる
☒	汚水樹		樹リストに準ずる
— (太線) —	撤去配管		
— (細線) —	残置配管		
— H —	既設管切断部		
— I —	残置配管		特記参照

：舗装撤去範囲（営繕課所管市有地）※撤去・復旧は建築工事にて行う
：舗装撤去復旧範囲（車道）
：撤去範囲

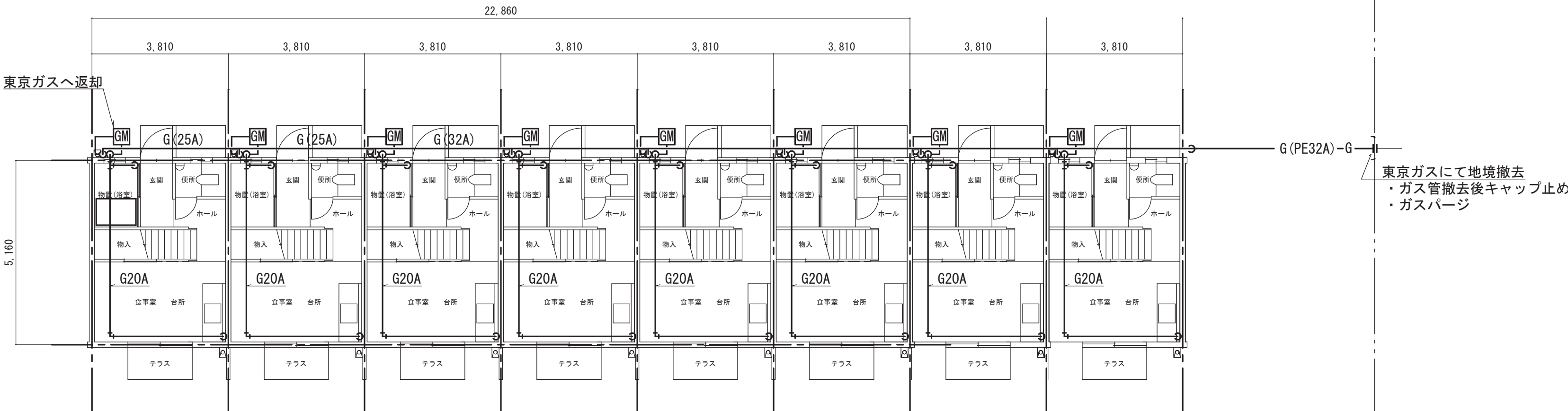
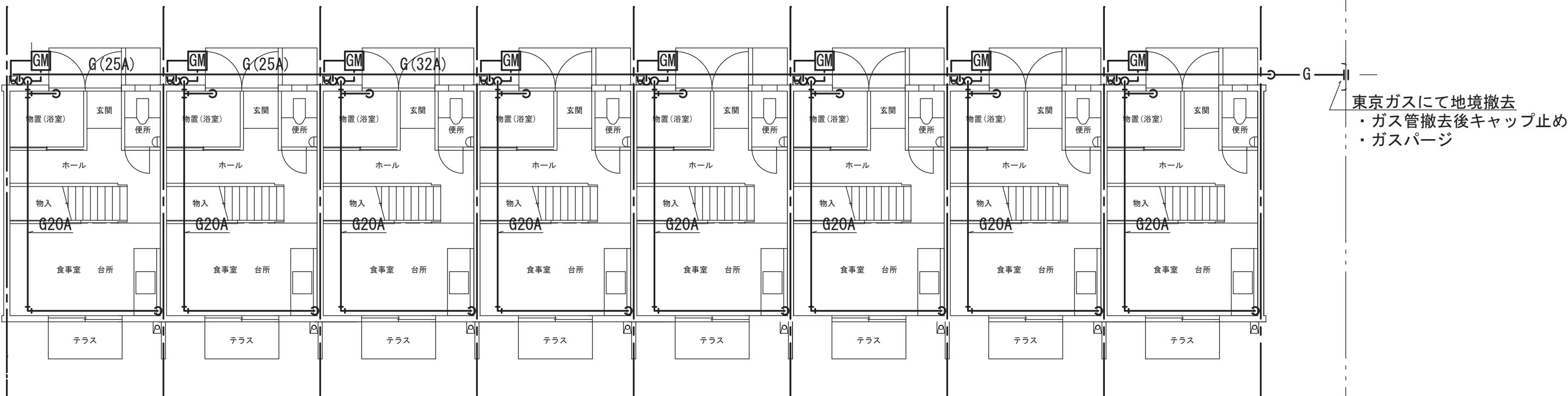
注記

- ★付の残置配管については、まずは試掘を行い、埋設配管の有無と位置を確認すること。
配管が確認された場合は監督員との協議を行うこと。
- 営繕課所管市有地において、撤去範囲以降の特記無き機器及び配管、樹類は全て撤去とする。
- 屋内の機器・器具、配管は全て解体と共に撤去とする。
- 量水器は上下水道部へ返却すること。また取外し前には上下水道部へ確認を行うこと。
- 排水・雨水管切断部はキャップ止め処理を行うこと。
- 給水本管からの分岐給水管撤去時の舗装撤去、本復旧は本工事内にて行う。
- 市道部分の撤去、改修については、給水装置工事施工要領に基づき施工を行うこと。
本復旧時の組成については下図の“復旧断面図”を参考とする。ただし現況にあわせた組成で復旧とする。
- 分岐部の撤去（サドル分水栓）は下記の方法で撤去をする。
 - サドル分水栓の栓（コック）を閉める。
 - メータユニオンを取り外す。
 - 分水栓用砲金キャップを取り付ける。
 - ポリエチレンシート工法による防食処理を行う。



給水管撤去後 復旧断面図 (N.S.)
※ただし、現況に併せて復旧とする。

図種	工事名
K M	熊谷市営篠原八平住宅5・15号棟解体工事
05	平面図 給排水設備 撤去
S:A1:1/100 A3:1/200 R7.9	
熊谷市役所建設部営繕課	



1階平面図 1/100

撤去機器・器具（既設）

名 称	仕様、備考	場所	個数
バランス釜・風呂釜	1000×750×700程度 排気筒共	浴室	1×11部屋
ガスコック	20A	浴室	1×16部屋
ガスコック	20A	台所	1×16部屋
ガスメータ	東京ガスに返却	屋外	1×16部屋

凡 例（既設）

記 号	名 称	施工箇所	仕 様、備 考
— G —	ガス管	地中埋設	ポリエチレン管
	ガス管	屋外架空・屋内一般	ビニル被覆銅管
— (太線)	撤去配管		
— (細線)	残置配管		
— H —	既設管切断部		

- 注記
- ・営繕課所管市有地において、撤去範囲以降の特記無き機器及び配管、樹類は全て撤去とする。
 - ・ガスメータは東京ガスに返却する。
 - ・屋内の機器・器具、配管は全て解体と共に撤去とする。
 - ・都市ガス管撤去の際には東京ガスネットワークに連絡を行うこと。
 - ・ガス管切断の前はガスバージを行うこと。
 - ・ガス管切断部はキャップ止め処理を行うこと。

】：撤去範囲

種	工事名		
K M	熊谷市営籾原八平前住宅5・15号棟解体工事		
06	図面名	S:A1:1/100 A3:1/200	
		R7.9	
熊谷市役所建設部営繕課			